

予算特別委員会記録（第1号）

令和8年3月4日 水曜日 午後3時29分開会
委員長 鈴木 法学 副委員長 今田 浩徳

出席委員（17名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	亀井博人	委員
4番	鈴木啓太	委員	5番	坂本健太郎	委員
6番	田中功	委員	7番	山科春美	委員
8番	鈴木法学	委員	9番	辺見孝太	委員
10番	渡部正七	委員	11番	新田道尋	委員
12番	今田浩徳	委員	13番	伊藤健一	委員
14番	山科正仁	委員	15番	高橋富美子	委員
16番	佐藤卓也	委員	17番	小野周一	委員
18番	小嶋富弥	委員			

欠席委員（0名）

欠員（1名）

事務局出席者職氏名

局	長	山科雅寛	議会総務主査	伊藤幸枝
主	事	小野一樹	主事	秋葉佑太

本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

開 議

新田道尋臨時委員長 ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき予算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、新田道尋が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより予算特別委員会を開きます。

委員長の互選

新田道尋臨時委員長 委員会条例第9条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、臨時委員長において指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に鈴木法学委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました鈴木法学委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、鈴木法学委員が委員長に当選されました。御協力ありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後3時31分 休憩

午後3時32分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま予算特別委員長に当選いたしました鈴木法学でございます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

鈴木法学委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、委員長において指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に今田浩徳委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました今田浩徳委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました今田浩徳委員が副委員長に当選されました。

今田浩徳副委員長、よろしくお願いいたします。

散 会

鈴木法学委員長 それでは、3月12日木曜日午前
10時より予算特別委員会を本会議場において開
催いたしますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時33分 散会

予算特別委員会記録（第2号）

令和8年3月12日 木曜日 午前10時00分開議
委員長 鈴木 法学 副委員長 今田 浩徳

出席委員（16名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	亀井博人	委員
4番	鈴木啓太	委員	5番	坂本健太郎	委員
6番	田中功	委員	7番	山科春美	委員
8番	鈴木法学	委員	9番	辺見孝太	委員
10番	渡部正七	委員	11番	新田道尋	委員
13番	伊藤健一	委員	14番	山科正仁	委員
15番	高橋富美子	委員	16番	佐藤卓也	委員
17番	小野周一	委員	18番	小嶋富弥	委員

欠席委員（1名）

12番 今田浩徳 委員

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	小関孝	総合政策課長	鈴木則勝
財政課長	川又秀昭	税務課長	小関紀夫
防災危機管理課長	柏倉敏彦	市民課長	高橋智江
環境エネルギー課長	井上徹	成人福祉課長 兼福祉事務所長	大野智子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋智史	健康課長	佐藤朋子
農林課長	大江周	商工観光課長	高橋潤
都市整備課長	高橋学	上下水道課長	阿部和也
会計管理者 兼会計課長	杉澤直彦	教育長	津田浩
教育次長 兼教育総務課長	伊藤リカ	学校教育課長	大町淳

社 会 教 育 課 長	岸	聡	監 査 委 員	須 田 泰 博
監 査 委 員 長	井 上 利 夫		選 挙 管 理 委 員 会 長	武 田 清 治
選 挙 管 理 委 員 会 長	長 沼 俊 司		農 業 委 員 会 長	浅 沼 玲 子
農 業 委 員 会 長	今 田 新			

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局 長	山 科 雅 寛	議 会 総 務 主 査	伊 藤 幸 枝
主 事	小 野 一 樹	主 事	秋 葉 佑 太

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算

開 議

鈴木法学委員長 おはようございます。

ただいま出席委員は16名です。

欠席通告者は今田浩徳委員の1名です。

それでは、これより予算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算から議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算までの6件であります。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に関し、主な留意点を申し上げます。

予算特別委員会は3日間にわたり開催されますが、本日と13日の審査につきましては午後4時頃の終了をめどに進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩を取りながら進めてまいります。

質問は、最初に必ず予算書のページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いします。

また、会議規則第116条第1項に「発言はすべて、簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算

鈴木法学委員長 初めに、議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算を議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め歳入と歳出それぞれ1人30分以内といたします。

それでは、質疑に入ります。

一般会計の歳入について質疑ありませんか。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 皆さん、おはようございます。

ちょっと喉の調子が悪いので、お聞きにくいかと思いますが、よろしくお願いいたします。

私のほうからは、令和8年度歳入に関する一般会計の質問をさせていただきます。

まずは初めに、市税に関してですが、このたび前年度比で……。

ページが予算書4ページ、5ページ、8ページまでという点で、これを見ていただければ大体分かるようにしておりますのでよろしくお願いいたします。

前年度比で市税のほうが約9,500万円ほどの増額と計上されておりますが、これは所得が増える、それから雇用の改善という点で、要因としているかと思えます。

このたび御存じのとおり、トランプ大統領のイランへの攻撃ということで、かなり状況が変わってきているというような感じがします。

去年ですと、最低賃金、日本国内において最低賃金が上がって、それで企業、中小企業のいろんな改善が行われて、しかし、利益率が下がったということで、かなり企業とすれば大変な時期を迎えたのかなと思います。

確かに賃金が上がって、給与が上がって所得が上がれば市税は上がるというふうな構図は分かっていますが、令和8年度に関してはどのように中小企業の利益率が下がって、それから固定資産税に反映していくという点を盛り込んでいる

のかをお伺いしたいと思います。お願いします。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 一般会計の市税の歳入に関しての御質問でございますが、まず、今、山科委員のほうから御指摘のありました部分につきましては、現状についてはそういった状況になリつつあるのかなというふうには認識してございます。

ただ、次年度の予算を要求する、それから編成する時期につきましては、実際には11月、12月からその編成作業始まってございますので、その時点の経済状況、それから、国内外の社会情勢等々を加味した上で市税の見積りをしたつもりでございます。

先ほど委員のほうからもございましたが、当然、賃金上昇、賃金上昇のほうはまだまだ続くものというふうに考えてございます。

ただ、国のほうの公表にもありますとおり、実質賃金が追いついていない、12か月連続で前の年を下回っているという状況もちちらのほうでは把握してございます。

ただ、そういったものを加味したとしても、実際の賃金上昇のアップのほう为上回るであろうというような見積りをしたところでございます。

そういった波及効果が、当然、固定資産税等々の別の税目にも波及してくるものとは思いますが、全体で約1億円程度というふうな見積りをしたところでございます。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 分かりました。

でも、11月、12月の時点での見込みという点が、その後、非常に世界的にもかなり厳しい状況に変わってきているという点は、今後網羅しなければいけないのかなと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

あと、この固定資産税についてですが、山科春美委員からの一般質問もありましたが、空き家が増加しているという点を考えて、中長期的に考えれば固定資産税の減収というのがあるのかなと思われます。

それを踏まえまして、今回、令和8年度の固定資産税増額にしておりますが、何年程度継続して、いつから下がるようなことを認識しているのか、想定しているのかというのを伺いたしたいと思います。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 固定資産税に関する御質問でございますので、まず、令和8年度の部分にしましては、評価替え、令和6年度に評価替えやっておりますが、昨年、それから今年度、それから来年度と据置きの年度に該当します。

実質的には評価額のほうに変更がないという形になりますので、実際の住宅、それから各企業の社屋等々新設の部分がありますけれども、実際には国の経済動向の報告の中でも、特に住宅設備の投資は前年よりは下回っているというような分析も行っておるところでございます。

そういった状況の中で、本市もその状況に関しては同様というふうに捉えておりまして、例年ですと約90棟近くの新築住宅の着工が見込まれておるところですけれども、今回は3分の2程度の着工になるのではないかなというふうに考えたところでございました。

先ほど申しましたとおり、評価替えの据置き年度の年ですので、実際には評価額が低下しない、既存の部分については低下しないという形になりますので、新築着工件数等々が例年よりは少ないとしても、必ずそういった部分の評価額が増加になるという形になりますので、税額としては上がってくるというような形になってございます。

また、土地の部分に関しては、やはりまだ下落傾向続いておりますので、その部分は、評価額のほうは低下するものというふうに見込んでおりました。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 分かりました。

固定資産税に関することは、ちょっと懸念されるのが、先ほど申し上げましたが、企業の収益が最低賃金上がるということは利益率が下がるということで、それが設備投資に向かう枠とか、それが下がってしまうのではないかなという考えがあります。

ということは、いわゆる社屋を広げようと思っているのを広げないという点で、固定資産というのが増えていかないのかなという懸念もありますので、その点も含めてよくお考えください。

次は、5ページの地方交付税に関する質問に移らせていただきます。

地方交付税も前年度比では増額となっております。これは地方財政伸び率とか事業費の補正ということで増額という点で説明いただいておりますが、これは新庄市において、どこの市町村もそうなんですが、人口減少の補正とか、それから高齢化の補正が加えられて、それに依存した交付税の措置になっているかと思います。

令和8年度として考えた場合、当市における人口減少とか、その一定水準がもし下がった場合に、もちろん国の交付税関係が減額に転じるリスクというのはあると思います。それについてどのように備えを行っているかお伺いしたいと思います。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 地方交付税に関する算定における人口減少を見据えた備えというふうなところ

での御質問だと思いますけれども、まずは交付税の算定におきましては、今、山科委員おっしゃったとおり、地方財政計画での伸び率など、それにあと交付税の算入される地方債を活用しているもの、事業費補正というふうに言いますが、そういった部分の算入される金額などを加味して算定しているわけですが、人口減少の部分につきましては、令和8年度、今年度の交付税算定から新しい国勢調査、令和7年度の国勢調査人口が適用されるというふうなところで、もしかすると、今回予算で算定している見込額とはまた違った人口減少の部分での交付税の算出結果というのがあることも想定されますけれども、基本的には、先ほどの質問いただいた市税と交付税と地方債という財源があるわけですが、地方債だけの財源をもって全体の財政とかを算定といいますか、しているというふうなところではなくて、いろんな要素を組み合わせているというふうなところでありまして、これまで国勢調査ごとに人口というのは減ってきておりまして、それに伴って普通交付税も人口で算定される分については減額されてきているわけですが、そういったものも加味して全体予算というものは算定していく、今後もそういった形で捉えております。

また、令和8年度の普通交付税算定においては、物価高騰の部分でありますとか、公務員の給与改定に対応した算定なども、毎年毎年地方財政対策の中でそれぞれ課題となっている部分について、新たに算入、算定される部分というふうな要素もありまして、そういった部分の情報などもきちんと見据えながら予算編成の対策については、今回もそうですけれども、今後についても想定していきたいというふうに捉えております。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 分かりました。

地方交付税というのは我々議員もなかなか深く理解できないであるものですから、いろんな補正関係とか、交付税に対するいろんな要件があるかと思います。その点、なるべく交付税をしっかりと国から頂くというふうな方針でよろしくお願ひしたいと思います。

次は、同じく5ページですが、国庫支出金、いわゆる補助事業に関する質問になります。

これ減額になっていきますけれども、基本的にこれ子ども・子育て支援関連の補助とか、あと社会資本整備総合交付金、つまり道の駅の関連が終わったというか、事業完了とそれから縮小ということで減額というふうに捉えております。

これが減額ということで、ああそうですかというわけにいかないというのは、減額とかあとストップになった場合に、今後関わってくるのが、いわゆる市単独の財源へ振替されるという点が大きな懸念事項かなと思います。

国から出ているうちは、まだ事業としては非常に進めやすいでしょうが、今後、市の単独事業、市の単独財源ということで振り替えになった場合に、これ一般財源化してくるわけでありまして、例えばシステムの標準化、共通化にするデジタル基盤改革支援とか、小中学校のタブレットの端末購入に対する公立学校の情報機器の関連の予算とか、新庄市のほうに市のほうの一般財源に負担かかってくるのではないかなという懸念ありますが、これらに関しての令和8年度の考えをお伺ひしたいと思います。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 国庫支出金の減額の理由というふうなところ、理由といいますか、減額についての考え方というふうなことになりますけれども、こちらにつきましては、国庫支出金全体で捉えられてしまいますと、非常に個別具体的

に市の全体予算の中での、いわゆる国庫負担金、扶助費等に充てられる国庫負担金でありますとか、様々な事業をしていく上で年度ごとにいろんなメニューが活用できるような国庫補助金でありますとか、それぞれ全課でいろんな理由で、活用している理由というふうなものがばらばらでございまして、今回、たまたま年度間の比較においては、13ページにありますとおり、結果、合計いたしますと2億9,400万円ほど減っているというふうなところになってきております。

細かいことを申し上げれば、それぞれの様々な国の補助負担金において増減、例えば道の駅が終わったことによつての補助金・交付金の減でありますとか、そういった部分もありますし、また新たな事業を展開したことによって増えた補助金とかがありまして、いろんな国庫支出金の要素が絡み合つての結果がこの2億9,400万円の減というふうにはなっているというふうなところでございます。

その上で、今、山科委員おっしゃったような国庫補助金が一般財源化するような、何ていうんでしょう、流れでありますとかそういった部分につきましては、毎年毎年の制度改正の中で、地方財政計画などの中で、そういった制度改正などが出される場合がありますので、そこら辺についてはそういう情報をきちんとキャッチしながら予算編成のほうに当たっていくというふうなところはもちろんですけれども、あとは国庫補助金につきましては、事業を活用する上で、様々な財源としての各省庁のメニューがありますので、ぜひそこら辺は各全課において積極的にそういうふうな漏れなく活用していくような情報収集の姿勢でありますとか、積極的な活用とかという部分については、財政としてそういった部分は旗振りをしながら促していくというふうな仕組みになっているというふうなところで御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 分かりました。ありがとうございます。

次は、25ページの15款2項1目、説明欄にあります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてです。

ここ数年ずっと、我が市の歳入の下支えとなってきたと思います。経済、それから様々な面での非常に使い勝手のいい交付金だったなと思っておりますが、令和8年度においては、おいてはというか、今後、恒常的・絶対的に入ってくるというふうな交付金ではないと思います。

先ほども申し上げましたが、世界状況とかいろんな国内の情勢を考えた場合に、この交付金、もし仮に減額というか終了した場合の、いつ終了してもおかしくないわけですから、この手当てというのをかなり依存していると思いますので、この手当てをどのように考えているのかという点をお伺いしたいと思います。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金の活用についてというふうなところで、令和8年度におきましては、当初予算の内示の段階から様々な学校給食費の無償化でありますとか、水道基本料金の無償化事業、あるいはコンビニ交付の10円キャンペーン事業など、様々な事業に令和8年度活用をしていく予定だというふうなことは説明申し上げておりました。

また、令和7年度からの生活応援の商品券支給事業などを中心としたもの、繰越明許費としても令和8年度やっていくというふうなところでの活用内容になっておりますが、こちらにつきましては、山科委員の御心配の部分も当然あるかと思いますが、市といたしまし

ても臨時的な、要は財源として捉えておりまして、経常的なものには充てないような形というふうなところで留意してやっております。

ただ、学校給食の無償化につきましては、今後、小学生無償化、あと中学生の補助拡大というのは、経常的な部分として想定されるものがありますので、そういった部分については、交付金がなくなっても一般財源を投じた政策というのは必要になってくるとは思いますけれども、そういった部分も含めて臨時交付金のほうを今段階で活用しておりますので、今後なくなればなくなったなりの対策という部分では考えていく予定としております。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 分かりました。

かなり、恐らく燃料関係というのが、今もう目に見えてきて上がっていて、政府のほうでは16日から備蓄を放出するというふうな方針決めたようですが、なかなか地方までこの効果というのが回ってくるのが遅いというのが一番困る点でございます。ぜひともつなぎというか、その間のつなぎというのをいち早く市のほうで察知して、きっちりした市民の方々への交付ができるような令和8年度の動きを取ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それから次は、寄附金に入りたいのですが、ふるさと納税です。

ページ数、ページ数言わなくても分かります。ふるさと納税に関してですが、ふるさと納税という寄附金、かなりもう定着してきておりまして、令和8年度当初予算でもかなり大幅な増額というふうに計上しております。

過去を考えると、返礼品いろいろ充実させろとか、事業者を支援しろとか、それからPR強化しろとかいろいろな取組をしてきたわけですが、果たしてここまで増額を考えても

リスクがないなというふうな、これはこの3つのうち、返礼品充実とか事業者支援したとかPRを強化したとか、どれが、全部効果はあったんでしょうけれども、この中で一番市として考えられる効果的であったものはどれでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ふるさと納税についての御質問いただいたところです。

当初予算につきましては15億円ということで、前年度予算からかなり大幅に予算を計上させていただきました。

ただ、これまでも実績としましては、当初10億円でありましたが、それ以上寄附を頂いて、毎年補正補正というような対応でありましたので、今回は一つ目標という形で、令和2年度15億円超えたことがありますので、そういったところでの予算とさせていただいています。

これまでの取り組んできた効果がどこにあったかというような御質問でございましたが、一つは返礼品、新庄市やっぱりお米が主力ではございますが、お米の数量を細かくしたり、小さいパックを作ったりとか大きい幅とか、そういったメニューを増やしたというのは選ばれた効果があったところかと思っております。

あとは、やはりPR強化というところをちょっと取り組んではきているところで、広告費などもタイミングよく打っているということで、ポータルサイトごとでは様々差は出ておりますが、時期時期によってPR強化といったところも効果は出ていたのではないかなと認識しているところでございます。

以上であります。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） いろんなメディアでも取り上げられていて、テレビを見る限り、いつもふるさと納税という点は、国民みんなが知る

由となっておりますので、かなり普及してきたと思います。

そこで、本市としての考え方なんですが、非常にふるさと納税制度というのは、考え方によっては制度改正とか、それから返礼品の規制とかいろいろあったわけですが、過去に。また、ほかの自治体と競争があったり、いろんな要因があったんですけれども、こういう外的な要因というのを考えた場合に、寄附金、あくまで寄附金なわけですが、このふるさと納税というのは。恒常的に間違いなく10億円以上は入るよ、使えるんだよというふうなことを考えられるような予算ではないとは思えます。

つまり恒常財源として扱っていないのかなという点が、この頃気になっている点でございまして、令和8年度においてはどのような考えをお考えでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ふるさと納税につきましては、委員からおっしゃられるとおり、国の制度で今、成り立っていますので、ふるさと納税、こういった制度で寄附を頂いて事業に充てられるというような形で使わせていただいておりますが、この制度自体もやっぱりどこでどう変わるかというようなところはやはり分からないところで、そういったところ情報キャッチしながら、やはりより早く対応しなければならないと思っております。

今現在の市の寄附金の活用の仕方というところにつきましては、まずはその年に寄附を頂いた金額から、様々の寄附を頂くに対する返礼品あるいは事務的経費などもありますので、そちらを差し引いた額が残りますので、それを基金のほうに積みさせていただいて、それを翌年度以降、事業に充当させていただくことをしております。

でありますので、急激に制度もしなくなって

も、ある程度基金に予算を残すという形で、数年程度は事業のほうに充当できるような形にはなっておりますので、急激に事業ができなくなるということではないかと思っておりますが、やはりそこら辺、様々国の制度変更の仕方、これまでも返礼品率であったり、事務経費率であったり、地場産品を使いなさいなど様々出ておりますので、そういったところをいち早くキャッチして対応できるようにはしていきたいと考えております。

以上であります。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 分かりました。

過去に基金いっぱいあるんだから、交付税減らしてもいいでしょうというような論争があったかと思います。その辺も考えながら、基金の扱いというのをしっかりやっていただきたいと思います。

次です、市債に関してです。

令和8年度においては、市債は、すみません、市債が6ページかな、6ページにあります。

市債ですが、あと後ろのほうに表も入っていると思いますが、令和8年度には20事業ほどの市債が予定されております。

大きなところでは保育所の建設とか、社会教育施設の改修事業、それから農村環境改善センターの除却の事業とかも入っております。

これらは歳入としてまず今のところ計上されておるわけですが、これは実際は考えてみれば公債費になって、後では歳出になってしまうというふうな形です。今後10年間考えた場合に、当初の一般財源の負担というのが、これに対する負担というのがどのぐらい増加するのか、そういう予定でどのような計画を立てているのかというのを伺いたいと思います。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 地方債の活用における今後の一般財源の見込みというふうなところになりますけれども、今、予算の説明をもって今の山科委員の質問にちょっとお答えするのはなかなか難しいかなというふうなところございまして、先日御説明いたしました中期財政計画の中で、それこそ今後活用していく上での起債の金額でありますとか、あるいは起債でも充当率と交付税算入率というふうなものも一本一本ございまして、一件一件の起債の借入れの見込みに応じた交付税のもらえる金額というのも一本一本算定して、先日中期財政計画でお示したところでございます。

ですので、今後、いわゆる地方債というのは、いわゆる財源ではありますけれども、世代間の負担の平準化でありますとか、そういった部分も含めて、また交付税の算入の見込みなども踏まえて、今回もそうですけれども、交付税措置のあるものを基本的に活用するというふうなところも踏まえて借入れ予定というふうなところで財源にしているというふうなことになります。

ですので、将来的な部分については、先日の中期財政計画でお示したとおり、当面はまず歳入歳出、財政調整基金を取り崩しながらではありますけれども、御説明したとおりやっていきますというふうなところでの結論になるかと思えます。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） ありがとうございます。

歳入に関してですが、執行部の皆様の大変御苦労ぶりが見受けられる内容だと思います。

後ほど、今度、歳出に関しての質問させていただきますけれども、まずはよろしく願いいたします。

以上で終わります。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 私のほうから何点か歳入のほうで質問させていただきます。

まず、一括してページと款項目申し上げたいと思います。

初めに、市民税、15ページ、1款1項1目です。次に、固定資産税、16ページの1款2項1目。軽自動車税、16ページの1款3項1目。次が、ふるさと納税の寄附金ということで、32ページの18款1項2目。最後に、市債ということで、35ページの22款1項ということで、5点ほど質問させていただきたいと思います。

最初に、市税ですけれども、先ほど山科委員からもありましたけれども、もう少し説明いただければと思います。

前年度と比較して9,500万円ほど増加しているということなんですけれども、この増加の主な原因というものは何であるとお考えでしょうか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 市民税の対前年比の増加部分という御質問でございます。

先ほどの山科委員の御質問にも関連しますけれども、まずやはり一番大きいのは、給与収入の伸びであるというふうに考えてございます。最低賃金のほうも引き上がりましたし、ここ数年来、特に中央のほうでは3%から5%台の給与改善があるというふうに国のほうでも分析しているようでございます。

また、昨年来、一昨年あたりから年収の壁という形で国会のほうでも様々な改正が行われておりますけれども、そういったものを加味したとしても所得のほう伸びるであろうというふうな分析を行っているところでございます。

また、企業収益の部分に関しましても、本会

議初日のときに3月補正で上程させていただきましたが、法人市民税のほうも予算のほうを伸ばしてございます。法人に関しましては、均等割の部分は号数の変更等々ございますので、それからやはり企業数の減少という部分も加味しまして、減少するものというふうに想定してございますが、企業収益部分の法人割に関しましては、伸びてくるものというふうに予想してございます。

そういった観点から、約9,500万円ほど市民税のほうは昨年度より増加させて見積もったというところでございます。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） ありがとうございます。

個人の所得の増加ということで、毎年3%から5%給与が伸びているということで、新聞等マスコミでも給与所得のところの伸びということはいっておりますが、先ほど中期財政計画ということで話出ましたけれども、先日のお話ですと、市税のほう中期財政計画の中では、やはり市税は減っていくという、そこは人口減少のところで減っていくという説明を受けたところでした。

こちらのほうと若干矛盾するんじゃないかなということも考えているんですけれども、この給与の伸びというものは、これからも続くということであれば、中期財政計画においては市税は横ばいなのかなという思いもあるんですが、その辺はどうでしょうか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 長期的な市税の観点に申しましては、中期財政計画のほうでも減少傾向というふうな形で財政課のほうで御説明したと思いますが、それと給与の伸び、それから様々事業

所得等々の伸びと、それから人口減少の低下の割合、そこの部分を掛けますと、今、委員おっしゃられたように横ばいもしくはやはり減少傾向で推移するのかなというふうに考えてございます。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） なかなかこのバランスが多分難しいんだろうなという思いもあります。給与が伸びて、物価も高騰しているので、物価の伸びと給与の伸びとということで、人口が減ったとしても給与が伸びていくという現象の中では、市税のほうも上がっていくというのはあると思いますので、その辺は全体のところを中期の財政計画ではありますけれども、年度年度で調整していくんだろうなということだと思います。分かりました。

企業の収益の部分ということで、企業のほうもいろいろ世界情勢は様々あって、ちょっとなかなか見通せない部分はあると思うんですけども、企業のほうはその収益ということで伸びていく、それが市税に還元されていくということでよろしかったでしょうか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 業種ごとにやはり差が出てくるものとは思いますが、設備投資の部分については結構旺盛だというふうに、国それから県の経済報告の中でも分析が出てございます。

そういう形で、我々のほうでも企業収益のほうは伸びてくるものとは思ってございますが、極端な部分ではないのかなというふうに考えてございます。当然人件費の伸び、それから今、委員おっしゃられた資材関係の物価高騰等々もございますので、その推移は慎重に見ていかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 企業収益、市税の全般なんですけれども、やはり増やしていったって、自主財源を増やしていくというのは、やはり一番最も肝の部分なのかなと思っております。

後で歳出のほうでも産業ビジョンの関わりの事業がいっぱいありますので、その辺は産業を強くして、個人の所得を増やして、市税を増やしていくという方針のところで、今回の予算が回っていけばいいかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

続きまして、固定資産税のところなんですけれども、こちら前年と比較して増加しております。

先ほども山科委員のところでもありまして、評価替えがないとか、あとは新築の棟数が前年度と減るにしても増えていくというふうな分析をしていらっしゃると思うんですけども、土地家屋償却資産とか様々ありますけれども、こういう分析をしているのか、もう一度お願いしたいと思います。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 固定資産税に関しての増加要因といいますか、分析の御質問でございまして、まず、土地の部分に関しましては、やはり市全域の住宅価格がやはり先ほども申しましたけれども、下落傾向にあるというふうにこちらのほうでも考えてございますので、評価額ベースにおいても前年度比で約4,200万円ほど減少するものというふうに予測したところでございます。

それから、家屋の部分につきましては、先ほども申し上げましたとおり、令和6年度に評価替えを行っておりますので、令和7年度、令和8年度が据置きの年度という形で、既存の住宅に関しては基本的に評価替えの変更がないとい

うふうに、下落はしないというふうな形になりますので、新築があった部分の棟数の評価額が増えてくるというような形になってございますので、その部分に関しましては、評価額ベースで5億2,000万円ほど伸びてくるものというふうに考えてございます。

それから、償却資産の部分でございますが、こちらのほうは読めないところが結構ありまして、その中でも様々分析をしたんですが、先端設備の導入の部分で固定資産税の軽減をかけるというところもあるのですが、そのところの部分で昨年度より申請の件数が減っているというふうな形と、それから3年適用期間があるのですが、その部分が切れる企業も出てくるというふうな形を見ておりましたし、また、償却資産の増加がかなり大きいものというふうに考えてございましたので、そこで18億円ほど昨年度よりは評価額のほうを伸ばしたという形になってございます。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 様々な要因でこのような歳入の項目を挙げて、一つ一つ積み上げてということなので、御回答ありがとうございます。

それぞれ要因があるということだったんですが、企業の設備投資というところは国も推していますし、企業が設備投資をすることで生産性が上がってという、その流れからいけば旺盛なのかなという思いはあるんですが、18億円上がったというのは、その最大の要因というのは、すみませんがもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 償却資産の増の要因でございますが、当然市内企業の設備投資計画等々もあ

ることでしょうから、そういった部分の増も予測したところでございますけれども、制度上、総務大臣が指定する部分がございますて、例えば広域的な企業、具体的に言いますとJRとか、そういう部分になるんですが、そういった部分で国のほうから通知で下りてきまして、割合が固められるという部分がございます。

そういった部分のところで、今回は数値のほうもかなり動きがあるということを県のほうからも伺っていましたので、そういった部分をもろもろ加味して18億円程度伸ばしたという形になってございます。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） ちょっとなかなかやっぱ難しいところの中で算出していただいたんだというのが分かりました。そこが明確に企業投資が上がって順調に産業が活性化しているという御回答になるよう、新庄市の企業さん方も投資を進めていただければありがたいなと思っております。回答ありがとうございます。

次に、軽自動車のところなんですけれども、軽自動車、皆さん御家庭に1台、2台ということで、主の車ではないですけれども、地方では軽自動車、生活の足になっていると思います。

この見込みなんですけれども、ここも人口減少下の中で、若者も流出する中で、どのような台数の見込み算定しているのか教えてください。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 軽自動車の台数の見込みということでございますけれども、まず一番分かりやすい部分と言いますと、軽自動車四輪の部分が一番分かりやすいのかなというふうに考えてございます。

まず、今、税率のほうは、旧税率と新税率の2つで動いておるといふようなところは委員も

御承知のとおりかと思いますが、まず、その部分で、旧税率の台数は当然、買換えなされる方とか、廃車をなされる方とか、そういう方々当然いらっしゃると思いますので、そういう部分は下がってくる。

ただ、その後に買換えの部分で新税率のほうで、税率のほうが高いので、台数は減少傾向にあるんですが、その部分で税額のほうが伸びてくるというような形になってございまして、そこを加味した形で予算の計上をさせていただいたという形でございます。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 新税と旧税ということで、旧税のほうは過去に買った車ということで減っていくだけというところだったと思うんですけども、やっぱりいつかは減っていくとか、人口に対しての車の台数とかというのは、人口が減っていけば車の台数もやっぱり減っていくのかなというのは予想できるところだとは思いますが、その推移といいますか、そこは今ではないというところで伸ばしているんだとは思いますが、その辺の推移をどのようにお考えでしょうか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 人口減少がこの後さらに進んでいけば、当然運転される方自体が減ってくるというふうには想定されます。

ただ、そういった方々の需要なんですけど、例えば今現在、普通乗用車に乗っておられる方が、その際、買い換える場合に軽自動車のほうに移られるというパターンもあるかと思います。

というのは、こういう言い方をしたらもしかしたら失礼かもしれませんが、ライフスタイルの変化によりまして、当然、車の車格を変える方というのは、皆さんも御経験あるかと思うん

ですけれども、独身の時代は、例えばツーシートのクーペスタイルのやつとか、それから御結婚なさった後にファミリーカーで、お子さんが生まれて家族が増えたので例えばワンボックスのミニバンとかというふうな形で、ライフスタイルの変化に対応した形で皆さんも車の車種を買い換える傾向があるかと思います。

そういった部分の中において、例えば子育ても一段落した、それから定年退職もなさってこれから第二の人生を迎えるというような方々においては、普通乗用車のような大型車から軽自動車のほうに乗り換えるという方々も結構いらっしゃるというふうにお伺いしております。

というのは、当然、維持費のほうは普通車と比べれば軽自動車のほうが安いですし、あと安全性の部分についても、最近は軽自動車、ほとんど普通乗用車と変わらない、そういった装備もなされているというふうにお話を伺っております。

ですので、人口減少の影響は当然あるにしても、そういった部分も加味していくと横ばいもしくはなだらかな減少になるのかなというような考えでございます。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 非常に分かりやすい御回答ありがとうございました。

やっぱり重要な財源の一つではあると思うので、急激な変化というか、減っては困るなどとは思っていたところなんですけれども、そのような分析ということでありがとうございます。

続きまして、ふるさと納税寄附金のほうです。

先ほども回答ございました。最大限で設定を今回はしていて、仮にこれが落ちたとしても基金に積んでいるので数年は大丈夫だという御回答もありました。

その中でなんですけれども、基金には積むと

いう御回答なのですが、返礼品、送料、ポータルサイトの手数料等を差し引いた、本当に純粋に基金にそのまま積むという市で使えるお金というところの実質的な財源というのはどのぐらいになる見込みを想定していますでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ふるさと納税を寄附いただいて、実際に使える額の割合というようなことになりますけれども、令和6年度の実績でどのぐらいだったかという数字出してございますが、経費やお礼品なり事務的経費なり差し引いて、実際に基金に積めたのが、全体の48%程度、5割を若干ちょっと切るぐらいで実際に使える額として残ったというような形でございました。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 大体は半分ちょっと欠けるぐらいということで、これでいけば7億円ちょっと以上というか、そのぐらいは、5,000万円欠けるぐらいということで使えるというような感じだと思います。

やはりこの額の推移で、やっぱり貴重な財源だと思います。どのように集めるかという方法が、これからの工夫の余地かなと思っております。

昨年度からガバメントクラウドファンディングを始めました。ちょっとその辺の情報というのがなかなかまだ上がってこない状況ではあるんですけども、その実績ってどのようなものだったのか教えてください。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ガバメントクラウドファンディングということで、事業に対して寄附を頂くというようなことになりますけれども、ちょっと全部がまだ集計終わっていないのであれですけども、ひとつ先日、鳥獣被害というこ

とで、熊の被害に対する寄附というのを11月から始めさせていただきました。たしか四、五十件ほど寄附の件数をいただいて、その寄附はお礼品なしという対応でさせていただいているんですが、50万円近い寄附を頂いていたかと思っています。

なお、そこら辺は決算の段階で集計できたら、また何か集計してお知らせできるような統計の仕方をしていきたいと思っております。

以上であります。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 返礼品なしで熊の被害で50万円というのは、通常だったら100万円ベースのものを、50万円ぐらいの返礼品をやって100万円集めないといけないところが、うまみというか、寄附の金額だけで50万円というのは、それはすごいなと思いました。

今年度のガバメントクラウドファンディング、目玉ではあったんですけども、なかなか開始が遅かったんじゃないかという声もちょっと聞こえております。

令和8年度どのように進めるつもりでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 令和7年度からのガバメントクラウドファンディングを活用しまして補助するという事業をさせていただきました。

こちら始めるのが遅かったのではなかったということでの御質問かと思えます。

このガバメントクラウドの補助金につきましては、令和7年度から始めたというようなことでありますので、まず事業の周知であったり補助金の申請なども受けなければいけないというようなこともありましたので、事業の申請自体はたしか5月末ぐらいまで申請を受け付けて、その後に寄附の募集をするというようなことで

させていただきました。

ただ、実際に申請された方が事業を実施するタイミングというのは、年度間で様々というようにあることありまして、その間やはりホームページなどで募集のページなど作成するところも、申請者の方と打合せをしながらというようなことでありますので、そういった実際に事業をするタイミングなんかも見計らいながら、実際の寄附の募集を始めたというようなこともありましたので、若干ちょっと遅れたというか、最初の年度ということでスムーズにできなかった点もあったかと思います。

令和8年度に向けましても、歳出のほうで予算同額で計上させてはいただいておりますが、もし希望ある方あれば、予算4月始まる前でも相談などを受けて対応してまいりたいと思っておりますので、そういった点、より早めの相談を受けながら打合せ早くできて、早く取りかかれるような工夫は考えていきたいというふうに思っているところでございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 令和8年度、ぜひ進めていただければと思います。ありがとうございます。

最後になるんですけれども、市債のところです。

市債、市の借金ということで、事業を行うに当たって借金をして、将来使う方々からも幅広く負担を担っていただくという趣旨だと思います。

今回、増額しているというのは、借金の額が増額しているという、直結するとは思いますが、この辺のお考えといいますか、ここは先ほど国の交付金の措置あるものを中心にとということでお話ありましたけれども、もう一度この辺、市債が増えている、それに伴って、交付税措置があるものという話も含めて、もう一

度お願いできればと思います。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 市債全般についての考え方というふうなところになります。

市債につきましては、先ほど山科委員の質問にもお答えいたしましたけれども、いわゆる資金の不足する部分の財源の調達というのはもちろんですけれども、世代間の負担の公平を実現するために、今、委員がおっしゃったように、今いる人だけではなくて、将来住んでその施設なりを使う方にもお支払いいただくというふうなところから、地方債を活用しているというふうなところがあります。

その中で、単純に前年度比較で今年度増えたとか減ったというかというふうな部分の見方というのものもあるんですけれども、基本的には取り組む事業が地方債のメニューに該当するようなものであれば、なおかつ交付税措置があるようなものであれば、やはり積極的に活用して使って、その結果、増えたりとか、あるいは活用するような歳出の投資がいかにどういったものがあるかによって、減ったり増えたりするというふうなところだと思っております。

そういった中で、例えば国の補助金を活用すると、補助分にだけしか該当にならない起債のメニューであったりとか、あと地方単独事業にしか該当しないメニューであったりとか、様々なわけなんですけれども、今現在は、今、予算の編成をしている段階では交付税措置のないものも実際は充てております。財源として充てております。

それにつきましては、今後様々の歳入が市税なり交付税なりが実績として増えてきた段階で、補正予算の中でそういった起債を活用しないで一般財源を充てましょうとかいうような予算編成のやり方で柔軟にしているというふうなところもあります。

質問の答えになっているかあれなんですけれども、地方債に関しては、全般的にそういった活用のやりくりをしながらやっているというふうなところになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 分かりました。
その中の一つなんですけれども、今回、わらすこ広場のリニューアルというところで、子ども・子育て支援施設事業費債ということで、このリニューアルの財源になっていると思うんですけれども、こちらの令和8年度の主要事業の概要のほうの8ページの中で、財源というところで約2億円の事業費の中で、一般財源とこの市債がほぼその財源となっているんですけれども、この辺については、先ほどのお考えからほぼ市債でということによってよろしかったですか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場の改修事業に対する事業債ということでの御質問であります。

今回のわらすこ広場の改修事業については、1億9,497万5,000円という事業費になっておりますけれども、これについては、子ども・子育て支援事業債ということで、事業の90%に充当できるというような事業債になっております。こちらについては、交付税措置が50%ということになっております。

以上です。

鈴木法学委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。
ほかにありませんか。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） それでは、5点についてお願ひをしたいと思います。

最初が、予算書3ページ、この第1条の歳入歳出予算の総額について、今年度最大の要因についてです。2つ目は、この歳入歳出予算の総額が最大であるわけなんですけれども、今後の補正予算についてお尋ねしたいと思います。3つ目です。15ページ、市民税の個人分についてお願ひします。4つ目、16ページ、固定資産税について。5番目、19ページ、地方消費税交付金の5点についてお願ひをしたいと思います。

最初に、令和8年度の歳入歳出予算の総額は、214億7,300万円となっております。過去最大と聞いておりますけれども、ほかの国や県、他の市町村でも来年度の予算が過去最大のところが多いようですが、また、中期財政計画においても令和8年度をピークに、その後は減少もしくは横ばいになっているようですけれども、この要因についてまずお願ひします。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 今年のといいますか、令和8年度の予算が最大になっている理由につきましては、予算の内示のときにも触れさせていただきましたけれども、また同じ形での繰り返しの説明になりますけれども、令和8年度の一般会計予算が最大となった理由につきましては、もみのき保育園建設事業などの投資的経費の増加でありますとか、障害者自立支援給付費などの扶助費が全体的に増加しているというふうなところ、あとは人件費の増加でありますとか、物価高騰に伴います工事請負費でありますとか、あと施設管理業務委託料等の各種委託業務等の

物件費経費が全体として上昇しているというふうなところが要因となっております。

また、先ほど来御質問いただいておりますふるさと納税につきまして、昨年まで10億円であったところが15億円になっておりますので、歳入歳出ともにそれだけで5億円が規模が拡大しているというふうなところも大きな理由となっております。

以上でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 地方財政は、国の意向と財政計画等に左右される部分が多いと思います。

こうした中で、総理の方針として、責任ある積極財政であるとかいったことがよく報道で聞いておりますけれども、今後、補正予算が組まれることを前提とした予算編成とは決別するといった内容の発言がありましたけれども、この補正予算について、市町村財政、市の財政は影響は受けるでしょうか、特に受けないのでしょうか。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 国のほうの補正予算につきましては、直接国のほうでのありようがどういふふうになるのかというふうな部分が分からないと、ちょっと新庄市としての予算編成にどう影響あるのかというふうな部分が不透明でありますので、その部分については、今現在は具体的には答弁はできかねるというふうなことになるかと思えます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に、15ページの市民税の個人分です。

説明の欄を見ますと、この中で個人所得分として、1番個人均等割、2番個人所得割とあり

ます。昨年度といたしますか、令和7年度分のこの区分ごとに所得金額の増減を見ますと、まず減少しているのが、営業等所得と分離所得と、あと1番の個人均等割の3つのようです。

一方、給与所得、農業所得等は増加しているわけですが、このことについて、給与所得については先ほども説明ありましたけれども、農業等所得の減少、すみません、営業等所得の減少、農業所得の増加について、主な要因についてお願いをしたいと思います。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 まず、均等割の部分ですが、当然人口減少の余波を受けまして、年々個人市民税全体の納税義務者が減っていくものというふうに考えておりますし、その低下傾向を実際に示しておるところでございます。

そして、均等割のみの納税者数なんですが、こちらのほう今回は減少するものというふうに予測して予算のほうを計上させていただきましたが、均等割のみの方が所得割と均等割を課される納税義務者のほうに移行するという場合がございます。というのは、先ほど来申し上げまして説明しておりますとおり、給与所得の伸びであったり、それから農業所得等の伸びであったりという部分がありますので、去年は均等割だけしか課税されていない方が所得割も課税されることによって、ここの均等割の部分が減になるというような想定をしておるところでございます。

次に、各所得の関係でございますが、給与所得の部分につきましては、先ほど来の御説明のとおりですが、営業等所得の部分につきましては、現状の景気動向は当然加味して考えてございましたが、特に自営業者への波及効果という部分が不透明だというふうに考えてございました。

加えまして、当然物価上昇、それから人件費

の増加等の部分で価格転嫁が順調に推移していないという分析も出てございますので、そういったところを加味した形で所得のほうは減という形で試算したところでございます。

また、農業所得の部分につきましては、当然委員も御承知のとおり、米価の引渡し価格等、大幅に伸びているというような状況が続いてございます。今、税務課のほうでは、実際に申告相談、文化会館のほうで行っておりますが、その中で農業の御相談をなされる方々もいらっしゃるんですが、その状況をちょっと聞いたところによりますと、所得税の納付の額がかなり多いというようなことも伺ってございます。

そういった意味でも来年度の農業所得はかなり伸びるものであるというふうに予測したところでございます。

以上でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に、16ページ、固定資産税についてお願いしたいと思います。

この説明欄の課税標準額を令和7年度と比較しますと、土地は、先ほど来説明ありますように減少、家屋償却資産については伸びているようです。

その中で、家屋について少し詳しくお聞きしたいと思います。

まず、昨年の新築件数について、一戸建て、アパート、工場と何戸ぐらい総数でありましたでしょうか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 住宅等々の着工件数ということでございますけれども、まず、住宅のほうにつきましては、約60棟ほど予測したところでございます。

それから、非木造の部分につきましては、約10棟ほどというふうに試算したところでござい

ます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 新築の中で、例えば中学校区別に多い学区、また年代別に多い傾向等が把握してありましたらお願いしたいと思います。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 そこまでの分析は行っておりません。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 同じく固定資産税の中で、取壊し件数については把握しておりますか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 すみません。手元に資料がございませんので後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に、固定資産税の中の償却資産について、先ほど来質問ありましたけれども、業種等で特に伸びのある業種等を把握してありましたらお願いしたいと思います。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 業種等の分析も今現在は行っておりません。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） それでは、19ページ、7款地方消費税交付金について質問したいと思います。

来年度については、7,350万円の伸びで10億円台という、結構大きい交付金の額になっていると思います。

先ほど来、所得等の伸び、物価高騰の影響でこのような交付金額になっていると思うんですけれども、どのように捉えておりますか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 地方消費税交付金につきましては、各地方消費税の部分で国の消費税と課税事業者と一緒に納付してございまして、それで地方消費税分のみ国のほうから各県のほうに配分されるわけですけれども、その部分で精算という制度がございまして、基本的に消費税の部分につきましては、消費者が最終的な納税者であるという観点に立ちまして、様々な指標を基に各都道府県ごとで精算という制度を行ってございます。その結果に基づきまして、各都道府県の地方消費税が確定した後、各市町村のほうにも制度に従って交付されるという仕組みになってございます。

その中で、昨年度比で約7,300万円ほど予算のほうは伸ばしたという形になってございますけれども、この大きな要因といたしましては、やはり物価高騰の余波を受けまして、各物の単価が上がっていると、あとサービスに関しても当然上がっているというふうに捉えておるところでございます。

当然単価が上がりますので、それに税率は変わっておりませんが、分母のほうが大きくなりますので、当然大きくなるというような形と、それから、今年度の交付状況、ある程度把握してございますので、決算見込みも加味した上でこういった予算を計上させていただいたという形になってございます。

以上です。（「終わります」の声あり）

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 私のほうから2点ほどお伺いいたします。

初めに、ページと款項目お伝えします。

歳入の34ページ、21款4項4目雑入のうち、最上広域市町村圏事務組合職員派遣負担金について。次が35ページの、ちょっと繰り返しのようになってしまっているんですけども、22款1項市債について、市債の全体額についてお伺いしたいと思います。

初めに、最上広域市町村圏事務組合職員派遣負担金についてですが、条例改正のほうで広域議会のほうで行われまして、任期付職員の採用が可能となりました。

報道でも確認しているんですけども、公募を開始されていると思います。この予算額について、昨年度と比較しますと微増しているというふうなところを確認しております。

恐らく給与改定などで人件費の影響が出ているものなのかなというふうに理解しているんですけども、本市から事務組合のほうへ職員派遣していると思いますが、こちらは昨年と同様の人数で変更ないというふうな理解でよろしいのか伺います。

小関 孝総務課長 委員長、小関 孝。

鈴木法学委員長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 ただいまの御質問ですが、委員お見込みのとおりで、これまでの人数と変わりございません。

それから、若干額的に予算額上がっていますが、そちらの理由も委員お見込みのとおりで、給与改定によるものでございます。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） ありがとうございます。

市の体制にも影響出る部分だと思いましたが、確認の意味でお伺いさせていただきました。

ありがとうございます。

続いて、35ページの市債についてなんですけど、市債の総額、先ほどから繰り返し質問されていると思いますが、令和8年度で19億2,140万円となっています。

議会初日の後に開催された全員協議会において、中期財政計画、説明していただきました。その中の資料ですと、令和8年度の市債の見込額が18億1,000万円というふうになっていたと記憶しているんですけども、今回の予算と比較すると1億円ほど多い状況、上振れしている状況になっておりますが、要因とかについては恐らく今回いろんな投資などがあるので、そういったところだと思いますが、こちらの財政見通しについては何か影響あるものなのか伺いたします。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 地方債、市債の中期財政計画との差の部分でありますとか、見通しというふうなところでありますけれども、予算につきましては、先ほどから御質問での答弁している部分と重なりますけれども、交付税措置のないものも含めて、財源として今現在見ているというふうなところであります。中期財政計画におきましては、全体として決算見込みベースで、今、把握できる範囲での決算見込みベースでしているというふうなところで、例えば地方債においては交付税措置のないものをやめて一般財源にする形での決算見込みで見ているとか、こまい部分を申し上げますと、そういったふうな理由がありますので、ちょっと乖離が出てくるというふうなところでの見通しになっております。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 大枠としてはそこまで影響はないというふうな認識なのかなというふう

うに理解いたしました。

先ほどの回答の中でも、投資のタイミングとか、事業のタイミングなんかもいろいろあって、多少前後するというのはあってしかるべきなのかなというふうに思っておりますが、財政計画の中身ですと趣旨がずっとマイナスで続いていく見通しで、基金を取り崩してやっていくというふうな中で、ちょっとその点、心配だなというふうなところで確認させていただきました。

今回、上振れしていて、そこまで影響はないというふうな認識だったと思うんですが、とはいえ歳入歳出がマイナスの見通しだということで、当初予定しているよりもマイナス額が増えることになると思うんです。

なので、ちょっとその後半の部分に影響が及んでしまうのかなというのが心配なんですけれども、次年度以降、今回当初予算の中でそういうふう聞くのもちょっと合っているのかなと思いつつも、次年度以降の予算組みについては何か影響するようなところあったりするかどうか伺いたします。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 予算編成につきましては、各年度ごとに単年度ごとに編成しているというふうな部分については御承知のとおりだと思いますけれども、年度ごとに国の地方財政計画というふうなことも打ち出されて、様々な制度改正でありますとか、事業のメニューでありますとかというのが毎年様々入れ替わって出されてくるというふうな中で、単年度ごとに予算編成しておりますが、中期財政計画で一般財源不足する部分については、中期財政計画の説明でも申し上げましたが、財政調整基金を一部取り崩しながら対応していくというふうなところになりますけれども、その際にも御説明いたしましたけれども、歳入と歳出のそれぞれの対策において、取りあえず歳入であれば税金についてはさ

らなる収納対策を強化していくとかでありますとか、あと歳出全体におきましては、公共施設のマネジメント、質問等も議会でいただいておりますけれども、そういったものも随時進めながら、財源不足に対応できるような財政力を身につけていくための取組を一年一年進めていく必要があるというふうなところで、御説明したとおりですけれども、取りあえず財源不足、今、そのものが対応できなくなるというふうなところは財政調整基金が今20億円以上ありますので、大丈夫な状況でありますけれども、今後、中長期的には先を見据えた形で、様々財源も、あと歳出のほうの事業の組立ても考えていかなければいけないというふうには捉えております。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） ありがとうございます。

単年度決算というところをもちろん理解しておりますが、やっぱり1年で終わるわけではなくてずっと持続していくというところも踏まえつつ、健全な財政運営をお願いいたしまして質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

鈴木法学委員長 ほかに質問ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 13ページの1の市税が、前年比でプラスの2.1%増えておりました。

これについてなんですが、2026年度、来年度の税制改正の影響は、市税においてどうなるでしょうか。

国のほうでは、課税最低限を178万円に控除を引き上げて減税しているということで、所得税の減税しているんだと、それから言っていますが、さらに個人市民税の減収を見込額として814億円というふうに国は見ているようなんです。

新庄市の市税の減収見込みが、この国の個人市民税の減収とちょっと合わないような気がするんですけども、新庄市の市税の減収見込みはないのかお願いします。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 国の減収見込みと本市の市税の見込みの違いということでございますが、まず、税制改正の部分につきましては、まだ当然国会の中で今審議しておる最中でございますし、その部分につきましてはまだちょっと何とも言えない部分があるのかなというふうには考えてございます。

ただ、12月議会において御可決いただきました今年の1月1日施行分の市税条例の改正の部分につきましては、それを含んだ形で予算のほう算定したところでございました。

結論的に申しますと、そういった減税効果の部分を上回るような所得の伸びがあるというふうなふうに捉えておるところでございます。

給与の部分につきましては、先ほど来申し上げましたとおり、ここ2か年は5%台の上昇率であるというような形と、特に農業所得の部分については大幅に伸びるであろうというような予測を立てたところでございます。

国のほうでも影響はあるというふうに考えておるものとは思いますが、ここ最近の決算ベースの見込みとか、それから、実際に税制改正の部分で控除額のほうに当てはめて試算した場合でも、それほど影響はないのかなというところで想定したところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今の関わって、物価高騰ということでありますが、物価上昇率、令和7年の物価上昇率というのは何%ぐらいというふうに見たんですか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 税の試算におきましては、物価上昇率は加味しておりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 物価上昇率は、毎年3%前後というふうに今言われております。

そういう点から、この部分について加味していない、市民の暮らしにとっては物価上昇は大変なものでありまして、いろいろとにかく支出を抑えようというふうになさなければならない、そういう状況になっています。

そういう意味で、国においての所得税減税ということで、控除額を若干増やして減税のようにしておりますが、十分な減税になっているとは言えないのではないかと思いますか。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

本委員会は令和8年度予算についての審査でありますので、質疑の際はそれを踏まえて質問の趣旨を明確に発言してください。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 19ページの7款1項1目に消費税のことが10億円、市の収入として載っております。プラスの7,352万円増えるんだということで、消費税の収入が新庄市の税収としてかなり大きいものとして位置づけられております。

この見方なんです、これは、消費税は国がやった所得税減税には関係ないかもしれない。所得の低い方は所得税減税はほとんど何も関係ないわけです。その中で、課税最低限以下の収入の方は、全く国においての所得税減税の恩恵はないわけです。そして、物価高騰に最も苦しむ中あるいは低所得階層に、大変苦しみをこ

の消費税が与えていることは間違いないわけでありまして、そこに物価高騰が来ているわけですから、そういう意味では、この物価高騰対策として考えたときに、消費税減税で本当は国として踏み出す必要があったのではないかと思うんですけれども、どうですか。

鈴木法学委員長 再度委員長よりお願いします。

先ほど申しましたとおり、本委員会は令和8年度予算の審査でございます。そのことをよく踏まえて、質問の趣旨を明確にしてください。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 別の質問ですけれども、17ページの1款4項1目たばこ税が1,018万8,000円増えています、この理由は何ですか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 たばこ税の増という部分でございますけれども、こちら12月の定例会で御可決いただきました、市税条例の改正の部分が入っておりますが、簡単に申しますと、加熱式たばこの部分が現在の算定より強化される。簡単に言いますと、紙巻きたばこの税率より、改正前の加熱式たばこの税率が低かったという形になってございますが、それを同等にするという法律改正がございましたので、それに従いまして市税条例のほうも1月1日から、4月1日からでした。失礼しました。

改正させていただいて、その部分が増になるだろうというふうな見込みを立てまして、予算のほうを計上させていただいたということでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） はい、分かりました。

これは現在の市税条例の改正による増税だというお話でした。

これにちょっと言わせていただきますと、どうやら国のほうは軍事費倍增計画の財源として、たばこ税にも増税をかけるという方向のようです。

また、そのほか法人税の防衛特別法人税の創設とか、防衛特別所得税として、東日本大震災の復興財源の税金を半分に割って、軍事費増額のほうに増税しようとしているようです。

これも含めて、こういったことが今回の市のたばこ税の増税には入っていないということですね。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 国税に関しての制度改正、法令の改正に関しましては、国の責任の下において改正なされるものというふうに考えてございます。

たばこ税の部分につきましては、地方税法の改正によりまして、市税条例を改正したという形になってございますので、そういった部分は一切加味してございません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 分かりました。

国の予算が決まっていきますと、多分、これらが、さっき言った軍事費のための増税が組み込まれてくるものと思われます。

次に、13ページの11の地方交付税についてなんですが、4.9%増えています。

この地方交付税の財源というのは、どういう内容であるのかお願いします。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 大変失礼いたしました。

地方交付税についての財源の御質問ですが、交付税につきましては、所得税、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方

法人税の全額の合計額を財源として一定程度の算出の計算式に基づいて交付されるものとなっております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 新庄市の一般財源の重要な柱として、地方交付税があると思います。この地方交付税を潤沢なものにしてもらうことが何より新庄市の一般財源確保において、重要なことだと思います。

その財源として、私は消費税に頼るのではなくて、本当は所得税の増税、あるいは法人税の増税などで主に賄うべきだと思うんです。その点、どう考えますか。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 交付税の原資としては、国において定められているその財源の割合となっておりますので、市の議会として交付税の財源の在り方を議論するようなものではないというふうに捉えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 本当は地方交付税を手厚くしていただければ、新庄市の一般財源ぎりぎり、今回見てもぎりぎりの中で、ようやく回しているという財政運営になっているなということを改めて感じますが、しかし一方で、市民は物価高でどうやって暮らしたらいいかと本当に悩んでいる方が圧倒的に多くなっております。特に、先ほど言った所得税減税にも値しない、所得税払えない、あるいは住民税も払えないかもしれない、払っていない、払えない所得、低所得の方々にとっては、所得税減税や控除を多くしてもらってもほとんど苦しい生活・物価高だけが来て追えないわけです。

そういう意味では、物価高を抑え、そして、低所得の方々に対しては、やはり生活にかかるお金を減らすような物価高対策が絶対必要なわけなんです。

それ考えたら、私はやはり国のレベルだと言われますが、消費税減税こそ、低所得の方々の生活を支えるためには一番効果があると思うわけです。

そういう意味では、よく市長会で市長を先頭に、市長会でお話をした結果、様々国のほうでも変わるわけです。例えば、国民健康保険の18歳までの均等割は国で見るというふうになってみたり、これは市長会が言ってきたから進んでおります。また、小学校給食が無料化になるように、この市からも市長会なども教育長先頭に市長も言ってきたわけです。これもなるようになりました。

そういう意味では、国のレベルだからといって、言っただけいけないみたいなことはないんです。国に市民の暮らしを守る上で、言わねばならないことがあれば、やはり市長は言うていくべきだし、担当課長は担当の会議などで求めていくべきことだと思うんです。

そういう意味で、国のレベルだからしゃべっちゃいけないって委員長言ったりしますが、こういうときに新庄市の財源を確保する上で、地方交付税を増やす、増やさせるためにも所得税や法人税を所得のあるところにとるというやり方を言って、消費税は下げるといふふうに……。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

ただいまの審査は令和8年度予算についてであります。議題の範囲を超えていますので御注意ください。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） あとしゃべるなという委員長からのお話のようなので、残念ですがこれで終わらせていただきますが、決して新庄市

に関係のないことではない、この予算に大いに関係のあることだからこの場で、特に歳入に関わる問題なので、市長に、私は市長の考えを、歳入をどう国に求めていくかという重要な財源に対する、財源確保の見方ということで、市長の考えを伺ったわけで、これに関係ないというふうにする委員長運営は、私はいかなるものかなと思ひまして、これで終わります。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 あえて答弁をさせていただきますけれども、まずもって、消費税の減税について要望するということは、交付税の原資を今の制度上でありますと減らすこととなりますので、配分される国の交付税の総額が減るといふふうなことになりますので、まずは市といたしましては、それを要望するといふふうなことはしないといふふうなことです。まず動かないといふふうなところが言えるかと思ひます。

あともう1点ですけれども、様々な部分で市長会に対して要望といふふうに佐藤委員のほうでおっしゃられますけれども、当然必要な部分については、県市長会、東北市長会を通して全国市長会から国へといふふうなステップを踏んで要望をしておりますし、これからはまいります。

その中で、地方6団体の中には、市議会議長会も当然あるわけでございます。全国市議会議長会の会長は、今、山形市の市議会議長がトップとしてされております。そういった中で、市長会としては当然執行部側としては要望を必要に応じてやっていきますけれども、まずは、市議会として佐藤委員のほうで取りまとめてまずやられてから、こちらのほうにしてくださいといふふうなところがまずステップとしてあるのかなと感じておりますので、その点よろしくお願いいたします。

以上でございます。

鈴木法学委員長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

税務課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 午前中に亀井委員のほうから御質問のありました、まず固定資産税の家屋の減失の件数に係る分でございますが、令和8年度の当初予算の見積りでは約120件ほどと見込んでございます。

なお、令和7年度の当初予算では230件程度の減失という件数を見込んでございましたので、課税標準額については、その差額が課税標準額を押し上げる効果を発揮するものというふうに考えてございます。

あと、個人住民税の均等割のマイナスの部分につきまして、私の答弁の中で思い違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

均等割のマイナスの部分の要因につきまして、均等割とそれから所得割のみのほうに均等割のみの納税者が移行したというふうに答弁させていただきましたが、ここの部分につきましては、私の思い違いでして、まず絶対的に納税義務者数が減ってきていることが大きな要因でございます。それと非課税者も若干50名程度ですけれども、そちらのほうも伸びているというような形で、均等割の部分のマイナス効果を見積もったところでございます。

以上でございます。

鈴木法学委員長 それでは、歳入について、ほか質疑ありませんか。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） この来年度の予算特別委員会でございますけれども、やはり来年度の事業執行するに当たっては、やはり一番大事な議会ではないかなという認識でございます。

申すまでもなく、予算は、入りを量りて出づるを制するわけでありまして、その中で今、入りを量っておるわけでありまして、私から15ページの1項市民税と、17ページの4項の市たばこ税、23ページの手数料についてお問い合わせしたいと思います。

まず、最初の市民税、多くの方々も質問なされましたけれども、この農業所得なんですね。前年度から見ると5億5,000万円ぐらいの計上になっております。多分、今年というか、米価の高止まりだと思うんですけども、持続可能な農業をするためには、やはり安定的な所得、それなりのあると思うんですけども、単年度決算ですので次年度のことを言うのは大変あれですけども、大変だなという思いもあるやなしかと農家の方が聞いておりますけれども、今、この農家数はどのぐらいの農家数の見積りですか、まずお聞きしたいと思います。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 納税義務者数の件数の部分という形の御質問だと思いますが、申し訳ございません。今手元に資料ございませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） はい、分かりました。後日、教えてください。

次に、17ページ、市たばこ税のことなんですけれども、去年の予算書を見ますと、1,000万円ぐらい、健康志向ですか、減額になっているんですけども、また今年の予算は逆に増やし

ていますね。だから、健康志向からいっていろいろどういう根拠というか、どういうことでまた元に戻ったような形なんですけれども、その見積り、その根拠ですね、一つお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 市たばこ税の御質問でございますが、今委員おっしゃられたとおり、多分喫煙者数は年々減少傾向を見せておるものというふうには感じてございますが、今回1,000万円程度予算のほう伸ばさせていただきました一番の要因は、いわゆる加熱式たばこの税率の改正によるものでございます。

現在、紙巻きたばこと加熱式たばこの税率を比べた場合、加熱式たばこのほうが約2分の1以下程度に抑えられていたはずだというふうに思っております。それを令和8年度、令和9年度で段階的に紙巻きたばこと同じ税率に改正するという形で、制度のほうが改まってございます。

12月の定例会のほうにおきまして、市たばこ税の条例改正部分を上程させていただきまして、その部分を御可決いただいたという経緯でございまして、その部分を見積もったものでございます。

以上です。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 恐らくこの加熱式たばこというのは、紙巻と違って健康、健康のほうに移行していると思うんですね。

そういった加熱式のほうは、ずっと今度増えるというようなお考えで、今回の見積りを立てたということで理解していいんですか。はい、分かりました。

次に、23ページの手数料ですね。戸籍住民基本台帳が昨年度も減額、また今年度も減額とい

うことは、今、書かない窓口とかIT化が進んだからだ、10円のコンビニで取れるというようなことでいいんでしょうか、悪いんでしょうか。それともまた違う要素があるかということをもっとお尋ねしたいなと思います。

高橋智江市民課長 委員長、高橋智江。

鈴木法学委員長 高橋市民課長。

高橋智江市民課長 今、小嶋委員のほうから戸籍の手数料のほうの減額理由ということで御質問いただきました。

基本的には人口減少ということもあります。なお、小嶋委員おっしゃったように、コンビニ交付10円ということで、そちらのほうも増加しておりますので、手数料としては減少となっております。

あともう1点ございまして、システムの共通化といいますか、戸籍のほうが、例えば婚姻届を提出する際、本籍地以外のところに届出書を提出する際は戸籍の謄本や抄本を添付するということがございました。今現在そういったことはなく、システムのほうで非本籍地でも確認することができるようになりましたので、そういったことも戸籍を取る機会が少なくなったということがございます。

減少の傾向としてはそういったことが主な原因です。

以上です。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 機械化、システムDXになって、手数料がということは、働く人の時間的なものも減ってきているわけです。

だから、このDXを、すなわちシステム化によって職員の皆さんの仕事の量というのは、どのように、見えるようなので仕事が少なくなったということはおかしい、その労力が短縮なったと。現実的に効果があるんでしょう、DX。手数料が減るということは、人の手間がかから

ないわけですから、そういう因果関係はどういうふうに捉えるのでしょうか。私は働き方改革によって、なるべくそういったものを、人手のかからないものを省力化して機械化する、大変いいことだと思うんですよね。逆にそれをすることによって手数料が減ってきているから、その分はどこかにプラスになる要素があるんだというようなことをお聞きしたいんだけど、その辺いかがなんでしょうか。

高橋智江市民課長 委員長、高橋智江。

鈴木法学委員長 高橋市民課長。

高橋智江市民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに窓口関係のDXは必要なことで、今後もしそういったことには取り組んでいきたいと思っております。

委員おっしゃるように、確かに戸籍とか証明書の窓口交付は減るということは職員の手間が減るということにつながることを思っております。

ただ、現状、今年度からマイナンバーの電子証明書の更新の方が大変増えてきておりまして、令和8年度、令和9年度とさらに増えるような状況です。そういった手間が減った分、そういったこともありまして、窓口に出る機会といいますか、取られる時間というのは正直とんとんといいますか、そういうこともありますので、確かにDXを進めている部分には減っている状況なんですけど、現状としてはそういったところもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 人手、手間暇かけるところは機械でできるというようなことは、これからの時代でもあって、世の中そういった時代でございますので、その分が職員の皆さんがそういったことなく、本来の業務を充実できる

というようなことで理解していいんですね。

機械いったほうがいいということでしょう。そういうふうに理解しますので、ぜひ進めてもらいたいと思います。終わります。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳入について質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） それでは初めに、ページ数と款項目を言います。

38ページ、2款1項1目の総務費なんですけれども、そこと、次が64ページ、3款民生費2項児童福祉費の2目、次が86ページ、7款商工費1項商工費の3目の観光費、次が95ページの8款土木費の4項都市整備費3目公園費、それから97ページの8款土木費の5項住宅費の1目の住宅管理費、それから100ページ、9款消防費1項消防費の2目、次に101ページの9款1項、これも消防費なんですけれども、3目の消防施設費、最後は120ページ、10款教育費の5項社会教育費の12目、以上の質問となりますのでよろしくお願ひします。

それでは、最初に38ページ、2款総務費1項総務管理費の1目の一般管理費。これ職員研修事業費が542万8,000円、前年度より予算額で147万7,000円ほど増額になっています。

内容を見ましたら旅費が非常に増えていました。人材育成のための各取組で、職員の方の知識とかを習得する、質を向上するようなことが非常に目的だと思うんですが、具体的な研修内容、または令和8年度は職員のスキルを高める方法、例えばコミュニケーションスキルアップをしたいとかいろいろあると思うんですが、その点まず特にどこに力を入れていきたいのかお

聞かせたいと思います。よろしくお願いします。

小関 孝総務課長 委員長、小関 孝。

鈴木法学委員長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 それでは、お答えさせていただきます。

職員の研修ということでございますが、そうですね、研修の具体的な内容につきましては、これから研修計画でもって具体的に定めていく形にはなりますが、一つには行財政改革大綱、今年度策定する予定の大綱でございますけれども、その土台に職員の人材育成、行革を進めるには、また総合計画の具現化に向かうには、人材の育成が大事だということで、人というものを土台に据えてございます。

そうした観点から、職員の能力向上スキルアップ、それからコミュニケーション能力、様々な要素がございますが、これから研修計画の中に盛り込んで計画していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） 分かりました。やはりこれからは組織的な人事戦略の下、変化ですね、いろんな変化に柔軟に対応していく人材マネジメント、これが非常に求められてくると思いますので、ひとつよろしくお願いしますと思います。

それから、次が64ページ、3款民生費の2項児童福祉費の2目児童育成支援拠点の事業の業務委託料657万4,000円計上されております。

子育て家庭に寄り添う支援の充実を図るということは非常に大切なことだと思うんですが、令和8年度のこの主要事業の概要に新規のこれは事業だと思います。家庭や学校に居場所がない児童に対し、安心して過ごせる場所を提供します。そして、生活習慣の形成や学習支援を行

うとともに、必要に応じて関係機関へつなぐことで、児童一人一人の状況に合わせた包括的な支援を行うと、そのような概要になっておりました。

そこでお聞きします。

家庭や学校に居場所がない児童に対して、安心して過ごせる場所とはどのような場所を提供するのでしょうか、お聞かせたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、児童育成支援拠点事業についての御質問でございます。

この児童育成支援拠点事業につきましては、児童福祉法の改正において、市町村の努力義務と課せられている事業でございます。

こちらにつきましては、様々な家庭や学校で困難を抱える子供たちの第三の居場所をつくるというような事業となっております。

目的は、子供たちに安心・安全な居場所を提供しています。困難な養育環境にある子供の主に生活の支援というようなことを目的とした事業でございます。

本市においては、現在、子ども食堂を運営しているNPOのほうに委託をするのを予定しておりますけれども、基本的には家庭で食事や睡眠、学習といったような、本来家庭環境で生活習慣の定着をすべき部分をできない家庭の子供に対して、そちらの拠点のほうで食事の世話や睡眠等、生活習慣の定着の支援を行うというような事業となっております。

以上です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） 具体的な場所とか本当

は聞きたかったんですけども、これからの事業だと思しますので、ひとつよろしく願います。

次に86ページ、7款商工費1項商工費の3目の観光費、漫画・アニメを活用した地域全体活性化プロジェクトの実施事業、また、「火喰鳥」を活用した地域周遊コンテンツ造成事業など、これ観光推進の取組、今年度から新規事業ということで大変いいことだと思います。

令和8年度のこの主要事業に事業内容を記載されていまして、大体のところは把握したんですが、この前の一般質問でも辺見委員のほうで質問があったわけですが、改めまして周遊企画の詳細、そのときに辺見委員の質問の中ではまだ決まっていないというような話でありました。

大変いい事業だと思いますので、スピード感を持って進めていただきたいと思うんですよ。実際いつ頃から始められる予定なのか、またやはり今年は5月の大型連休もありますので、そういうところは非常にチャンスだと思うんですよ。やっぱりそういうチャンスを逃さない、逃さないようにしないと、またずっと後ずさりしていくということになるので、やっぱりその時期というか、そういうチャンスを逃さないふうをお願いしたいと思うんですが、改めて御見解をお聞かせ願いたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 漫画・アニメを活用した体験イベントを含めた地域全体活性化プロジェクトについての御質問ということでいただきました。

先日、私のほうで答弁させていただいたわけですけども、その趣旨といいますか、こちらの事業につきましては、観光庁の補助事業を使おうとしているというところがございます。その採択状況等によっては、内容を変更する可能

性もあるというふうなところが一番大きい、あのような答えになった一番大きい要因でございました。

特に漫画・アニメを活用した地域全体活性化プロジェクトということで、HUNTER×HUNTERを活用したというふうなことを主要事業の概要のほうに記載させていただいておりますけれども、そちらのほうにつきまして、例えばアニメの一場面を再現したようなエリアを用意したり、またストーリーに沿った、言ってみればデジタルスタンプラリーのような企画を通して、まちなかミュージアムとも連携させて町なかを歩いていただくというふうなものを想定しております。

こちらのほうをまとめまして、観光庁のほうに申請をして、どういった結果になるかに応じて内容のほうはちょっと変更せざるを得なかったものですから、そのように答えさせていただいたところでした。

また、これらの事業の推進に対しまして、総務省の地域力創造アドバイザー制度というものを活用して、事業を実施する上でのアドバイスであったり、事業効果の継続性、今後いかに活用していくかというふうな部分であったり、そういったことに対して取組方向や手法についてのアドバイスをいただくというふうな事業内容も含まれておりまして、こちらにつきましては、観光分野へのデジタル技術の活用を通して地域の価値の育成や体験プログラム等の推進を専門分野とする方を想定しております。

こちらにつきましては、観光庁の補助とはまた違う制度を活用したものとなりますので、委員のおっしゃるとおり、早く取組を進めて今後につなげられるよう、留意をしながら事業推進をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） 分かりました。採択状

況もあるのは分かりましたし、ただ、できることからなるべく早くしていただきたいと思います。また、専門家も招集してやるということで、本当に新しい取組、成功できるように頑張ってくださいと思います。

それから、次に95ページ、8款土木費4項の都市整備費の3目の公園費、手押しポンプの移動設置業務委託料、これはどこに設置するのか。

それから、同じく97ページ、8款の土木費の5項住宅費1目の住宅管理費ですけれども、空き家等の除却支援事業費が補助費1,050万円ついています。今年度の予算ではより450万円ほど新年度予算で増額になっています。

今年度行った空き家の現地調査等を踏まえて、除却すべき空き家が多くなったため、こういう増額をしているのか、今後の事業展開等についてお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いします。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 それでは初めに、8款4項3目公園の管理事業の中で、手押しポンプの設置ということで計上させていただいております。

都市公園の中におきまして、憩いの場をつくりたいということで、それに加えて、特に夏場とかその前後ですけれども、水で遊ぶ子供たちがその周辺にいたらいいというようなことを考えてございます。当然クールスポットということの考え方もございますので、そういったことで、浅井戸のポンプで手押しポンプを設置して、それを子供たちがくみ上げて遊ぶというような、一種遊具でもあったりクールスポットにもなり得るというようなことをしたいということで計上させていただいております。

飲料水にはちょっと使えないんだろうと思いますが、非常時の生活用水にも活用できたらということも併せて考えているところでござ

います。

来年度につきまして、2か所を設置したいということで考えているところでございます。

次に、8款5項1目の住宅の空き家ということでございます。

昨年度の予算から上乘せしてということで、予算は計上させていただいているところでございます。

昨年度当初におきまして、10件を計上させていただいたところですが、申込みが非常に多くて、途中で補正をさせていただいた。結果的に令和7年度については15件の申込みがありました。

この実績を踏まえて、来年度については15件分ということでの予算要求をさせていただいております。

なお、今年度行っております全市的な空き家の調査の解体、解体すべきというか、危険な空き家の数というところについては、今ちょっとまだ精査中ではございますけれども、やはり調査の中においても危険な空き家、解体の方向で進めてはいかがかと思われるものも非常に多いですし、アンケートの中におきましても、要望としてやはり解体するための何らかの支援がいただきたいというところのアンケート結果というか、アンケートの内容もありましたので、来年度については15件の件数で要望をさせていただいたところでございます。

以上です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） 分かりました。手押しポンプの移動設置、ちょっとどうなのかなとちょっと分かんなかったものですから、非常にやっぱり夏場、子供たち、水使って遊ぶって、今、大変熱中症、私もよく天童の道の駅の裏の公園ありますよね。あそこ下のほうから水がいっぱい出てきて、子供たちよく遊ぶところに遊びに

行ったりするんですけれども、イメージ的にいうとすごくああいう夏場、子供たちが遊べるところがあると非常にうれしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、空き家の調査、昨年度予算つけて、今年度ですね。やったわけですが、結構、その調査って今まで何でしてこなかったかと改めて思ったところです。

去年は15件ほど除却すべきものがあって、多くなったというのが分かりましたので、今年度も対応のほうひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから次、ページ100になります。

9款消防費の1項消防費の2目消防団のドローン部隊の発足事業の委託料が500万円計上されています。これ新規の事業だと思いますが、事業の内容と詳細をお聞かせ願ひたいと思います。

それから、101ページの9款消防費の1項の消防費、消防施設費の自動車購入費1,444万4,000円、これどのような車で台数とかお聞かせ願ひえればなと思いますので、よろしくお願ひします。

柏倉敏彦防災危機管理課長 委員長、柏倉敏彦。

鈴木法学委員長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 9款1項2目の消防費の中で、ドローン部隊発足事業ということで御質問いただきました。

こちらにつきましては、消防団の中にドローン部隊を設立いたしまして、ドローンによる災害時の情報収集活動を行うものでございます。

今回の事業につきましては、国の消防団の力向上モデル事業、10分の10を利用して、ドローン、こちらは赤外線カメラと光学ズームカメラを搭載した機械、それから、資格の取得ということで、一等無人航空機操縦士資格を取る方と、それから、二等の無人航空機操縦士資格を取る方、3名を養成したいということで考え

ているものでございます。

それから、車両の購入ということでありました。

こちらにつきましては、毎年計画的に導入しております積載車になるわけですが、今年度は軽積載車2台というようなことで予定をしているものでございます。

以上です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） ドローンの資格等も含めてのあれだということでしたが、これドローンの数って1台ですか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 委員長、柏倉敏彦。

鈴木法学委員長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 本体については1台です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） 分かりました。

それでは、次に120ページの10款教育費5項の社会教育費の12目体育施設費をお聞かせ願ひたいと思います。

体育施設の修繕料4,335万8,000円、この修繕内容、箇所等についてお聞かせ願ひたいと思います。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 体育施設の修繕箇所についての御質問いただいたところでございます。

こちらにつきましては、市が保有しております体育施設、球場、体育館、武道館等々ございますけれども、数多く今回は修繕させていただく予定になってございますので、代表的なものをかいつまんで紹介させていただきたいと思います。

まず一番大きいものとしたしましては、陸上競技場4種公認の更新が来年度となっております。

すので、そちらに関するものといたしまして2,200万円、そのほか市体育館の床の補強工事、こちらにつきましては体育館の下に束立てになっているんですが、こちらが若干ずれていたり倒れたりしている部分が今回の点検の結果発覚しましたので、こちらについての修繕を行うということで528万円、また、これは当初から計画的に予定しておったところなんですが、体育館の正面玄関の風除室及び通用口、こちらが古くなってきている部分がございますので、そちらの修繕が378万4,000円、こういった形で修繕のほうを行うほか、あと、北辰の体育館につきましては、まだ若干残っておりますLED化になっていない部分の改修ということで67万1,000円ということで、様々な修繕を予定しているところでございます。

以上です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） ありがとうございます。

陸上競技場4種っていうのは、やっぱり結構更新金かかると思いますので、それはあれなんですけれども、体育館のずれも今年は大相撲があるわけですから、大相撲来てたくさんの方が入ったとき、ちょっと危険だということは大変あれだと思いますので、しっかり対応していただきたいと思います。

それから、その下の市民球場の基本調査業務委託料が573万1,000円あります。この基本調査業務委託は、市民球場のどのような調査内容になっているか教えていただきたいと思います。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 市民球場の今後どういった改修を行っていったらいいのか、皆さん御承知のとおり、あちこちで雨漏りが発生している状況もございます。そのほか、築年数もたっておりまして、今後どういった補修を行って

長寿命化を図っていったらいいのかという部分がありますので、専門の業者のほうにお願いいたしまして、どういった修繕が必要なのか、どういった工法が考えられるかという基本的なところを今回お願いする予定でございます。

以上です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） 市民球場はたしか平成5年でしたっけか、になって相当期間も過ぎています。

今回、初めてこの基本調査という、どこが悪いのかといっぱい見ると相当出てくると思います。雨漏りの件も市民球場ができたときからずっと続いてきて、先日も私ちょっと野球場のほうに行きましたら、雨漏りがすごく激しくて、また雪解け水が相当流れてきたので雨漏りが激しくなってるよみたいなことを職員の方から聞いていました。

また、今年の冬は正面玄関の入り口、市民球場という看板ありますよね。あれが何か落ちてきたそうで、この前行って正面玄関見たら看板なかったものですから、「どうしたんだ」と言ったら、「冬、落ちました」みたいな話があって、誰もけがしなかったから非常にあれだったんですけれども、ちょっと間違えればいろいろ子供たち、あそこで毎日練習しているわけですから、非常に不安に感じたところであります。

やっぱりしっかり調査していただいて、野球場も直すところいっぱいあると思いますけれども、優先順位、一番危険なところから修繕今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それから最後に、市民スキー場の修繕料2,053万9,000円、これについての修繕内容もお聞かせ願ひたいと思います。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 市民スキー場の修繕費の内

容でございます。

こちらにつきましては、一番大きいものとしたしましては、ペアリフトの点検整備修繕ということで1,577万4,000円ほど、あと次に大きいものが圧雪車の点検整備修繕、こちらが349万4,000円、その他細かい修繕ございますけれども、代表的なものはこの2点となっております。

以上です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） ペアリフトのやつはやっぱり必ずしなきゃいけないこと、法的なものもありますから、そこはあれだと思います。

圧雪車が今349万円と話聞きましたけれども、たしか中古で買った圧雪車だと思います。今、圧雪車もすごく高くなって、なかなか手が出ないと思いますけれども、もうあの当時で新車で買ったぐらい修繕かかっていると思います。どっちがいいのかな、このままずっとこうして毎年300万円ずつ直していくのか、それとも思いっ切り新車買ったほうがいいのかとか、そういう検討も今後考えていかないと、ただ直すだけじゃなくて、やっぱりその維持、これからのコストを考えるとちょっと相当かかっていると思いますので、その辺も検討していただきたいと思います。

残念ながら、今回この修繕の中に、私も一般質問等でずっとお願いしていたAコースの崩落箇所、今回も予算計上されていなかったのが非常に残念なんです、公共施設の管理計画の中で修繕方法とかスケジュール等について検討しますみたいなことをずっと言われてきたんですが、実際どのように考えていますか、今。関連の質問ですが。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 スキー場のコース、Aコー

スの崩落の部分、崩れている部分についての御質問は何回かいただいたところでございます。

こちらのAコースにつきましては、今年度の初めのほうに専門の方の部分について見ていただいて、アドバイスをいただいたところです。

これまでもそういった答弁は差し上げていたところだったのですが、今年度、新庄市内に、災害の査定をされている方がいらっしゃるといことが県の紹介で分かりましたので、そういった専門家ということで現場のほうを相談したところ、いわゆる何だ、重大な地滑りみたいなものではないよと、いわゆる表土が崩れただけなので、そんなに大きな改修は必要じゃないというアドバイスをいただいたところです。

そういった部分も今現在、どういったことにしていくかという検討はしているところではございますけれども、先ほど御指摘いただきました圧雪車の件につきましても、繰り返しになりますけれども、特に来年度公共施設の在り方について、庁内全体で話し合う、検討するということがございますので、当然スキー場についても今後どうしていくかという議論は必要になっておりますので、その中である程度の方向性を示した上で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） Aコース、非常に直していただきたいという要望もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、スキー場ばかりなんですけれども、LEDの工事のほうも、多分あと体育施設の中ではスキー場だけになってくると思います。その辺も今後の公共施設の在り方ということで考えていく問題だと思うんですが、この辺のLED対策というか、スキー場はどのように考えていますか。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 すみません、繰り返しますけれども、そちらについても多額の費用がかかるのが容易に想像できますので、今後の方向性を示した上で検討してまいりたいと思います。

以上です。

10番(渡部正七委員) 委員長、渡部正七。

鈴木法学委員長 渡部正七委員。

10番(渡部正七委員) 時間もなくなりましたので、体育施設、本当に安全・安心な施設を市民の方も望んでいると思います。限られた予算の中ではありますが、今年度もよろしく願いしたいと思います。

時間もありますので、私のほうはこれで終わります。

鈴木法学委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番(辺見孝太委員) 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9番(辺見孝太委員) 令和8年度の予算編成、大変お疲れさまでございます。私から幾つか質問させていただきたいと思います。

初めに、ページ数と款項目を申し上げたいと思うんですが、款項目ちょっと見つけられなかったところありまして、ふるさと応援隊の交流会に関する費用についてお伺いしたいと思います。これが2款1項8目のシティプロモーションか、7款1項3目の観光費か、ちょっとほかのところか分からなかったのでお伺いしたいのと、43ページ、2款1項7目総務管理費、企画費のふるさと納税事業費の広告料について、続いて44ページ、2款1項7目の同じく企画費、大相撲地方巡業開催事業費について、続いて62ページ、3款2項1目の児童福祉費、わらすこ広場改修業務委託料について、続いて72ページ、4款1項5目やまがた省エネ健康住宅建築支援事業費補助費について、続いて82ページ、6款

2項1目農林水産業費の林業振興費全般についてと、同じく83ページの森林環境譲与税基金積立金について、続いて85ページ、7款1項2目の商工振興費の報償費、中心市街地活性化事業のところですか。あと、同じくチャレンジショップ店舗賃借料について、続いて87ページの7款1項3目観光費の新庄まつり実行委員会負担金について、88ページ、7款1項3目観光費、エコロジーガーデン推進事業費について、以上お願いいたします。

まず、ふるさと応援隊の交流会についての款項目をお伺いしたいのと、開催するんだと思うんですけど、令和7年度は新庄開催ということで、令和8年度はどこでいつ頃の予定かというのをお願いいたします。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 ふるさと応援隊についての御質問ということで、ふるさと応援隊に関する経費といいますか、そちらのほうにつきましては、87ページにございます、下から6つ目にございます、新庄観光まちづくり協議会負担金というふうなものの中に含まれておるところでございます。

委員おっしゃるとおり、今年度につきましては地元で開催をしたというふうなことでございますが、首都圏の方々の参加につきましては、思ったよりも伸びなかったというふうな現状がございました。

それを直ちに、何といいますか、こっちの開催が駄目だとかということでもないと思っておりますけれども、やはり向こうで開催したほうが参加しやすいというふうなところはあるものと考えております。

日時等につきましては、まだ未決定でございますけれども、そういったことも踏まえましてよりよい形で開催ができればというふうを考えておるところでございます。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 分かりました。

関係人口を増やしていこうという中で、大変いい交流会だと思います。私も東京で1回、新庄で1回参加しまして、交流させていただいたんですけれども、いいとは思いつながら大変若者の参加というのがないなというふうに感じました。

このふるさと応援隊の会員自体には、若い方はいらっしゃるのか、分かれば。

募集はどういった方法でしているかお願いいたします。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 内訳につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんが、御指摘のとおり、年齢の上の方が多いのかなというふうに考えております。

もともと関東圏にいらっしゃいますこちらの出身者というふうな団体が幾つかあって、そこからふるさと納税の絡みもあって、ふるさと納税していただいた方に応援隊の加入のお知らせなどをして出来上がってきた組織だというふうに認識をしております。

最近に関しては、特に目立った形での募集というふうな形は取っておらないところではございましたが、若年者の参加を促す必要があるのではないかなというふうな課題につきましては、内部でも課題視をして話し合った経過がございました。

具体的な打開策というふうなものがまだ出ておらないところではございますけれども、事業の継続性というふうなことを考えますと、そのあたりもう少し精査をして考えていかなければならない課題であるというふうに捉えておるところでございます。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） まず、同年代がいないと、そもそも行ってみようかなとはならないのかなとも思います。

ちょっと交流会の会費とか、そういったところは、何ていうの、二重価格というんですかね、若い人は安くとか、そういったこともいいのかなと思います。また、新庄出身のゆとりのある世代と若い世代、どちらにも新庄市としてPRしたいような施策とか、そういったこともあると思いますので、何とか世代を超えて交流できる場を将来、何ていうか、目標にしていければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、43ページ、2款1項7目のふるさと納税事業費の広告料について伺います。

歳出のほうでも少し広告の話出ていましたけれども、まず、どういった広告を今行っていて、令和8年度はどういった広告の活動を予定しているか伺います。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ふるさと納税につきまして、やはり新庄市というものをヒットしていただくというような形で、広告料予算設けさせていただいております。

令和8年度どうするかというのは、特にまだこれからというようなところではありますが、令和7年度でしているところを引き続きというようなことを考えております。

この広告の在り方につきましては、インターネット上で、例えばふるさと納税とお米とか検索した際に、新庄市がうまくヒットするような形の仕掛けの広告を考えております。検索連動型広告という形の広告でありまして、ふるさと納税の様々なポータルサイトで申込みできるわけですが、そういったところにも結び

つきになるような形で、実際に検索をしていた
だいた件数に応じて広告料が発生するような形
の広告費というのを設けさせていただいている
ところでございます。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 分かりました。

たまに見かけるものとして、ふるさと納税の
ラッピングバスというのを仙台とか走っている
のを見ます。また、首都圏、走らせたりという
のを、インターネットなんかで見たりするんで
すけれども、今よくアメリカのナショナルジオ
グラフィック社の「世界で行くべき25か所」に
山形入ったとかというのがよく話で聞くんです
けれども、国内で結構報じられているので、国
内旅行者も山形県にいらっしゃっているのかな
というふうに、ちょっと分かんないんですけれ
ども思っ、て、そういったラッピングバスを観光
地で走らせるとか、そういったことの有効性な
ど分析とかしたことがありますでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 広告の在り方には様々あ
ると思いますので、研究していかなければなら
ないところかと思ひます。

今お話しいただいたラッピングバスというこ
とについての研究というのは行ったことはござ
いませんでしたが、やはりふるさと納税、全体
の経費の中で、広告料も経費というふうなこと
で見られてしまいます。寄附を頂いたものに対
する経費率が5割を超えることがないようにと
いった形で、どこまで広告できるかというのを
戦略的に練っていかなければいけないところで
ありますので、こういったラッピングバスがど
のくらい費用かかるのかみたいな点で、そうい
った導入の可能性があるかどうかというの
は、今後の広報・広告の戦略の中での研究のち
ょっと材料にできるのかなと思つたところであ

りますので、広告の在り方については、様々今
後も研究してまいりたいというふうに思つてお
ります。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） ラッピングバスは費用
がかかりそうなので、何ていうか、有効性がど
こまであるのかなというのでもし研究していれ
ばというところでした。引き続き、有効な広告、
考えていただければと思います。

続いて、44ページの2款1項7目大相撲地方
巡業開催事業費についてお伺ひします。

昨年12月の総務文教委員協議会の資料を見さ
せていただきました。2,500席程度というふう
に資料にあるんですが、2,500席というと何人
ぐらひの想定で、あと市内と市外の来場者はど
のぐらひの割合で考えているかお伺ひします。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 12月に総務文教委員協議
会の中で、ちょっと概要ということで御説明さ
せていただいたときに、席は約2,500程度とい
うようなことでお話させていただきました。

座席につきましては、体育館の1階に升席、
座布団などを敷いた席と、あと2階にも席を取
れるような形で、今実際に寸法などを測りなが
ら、どの程度取れるかというのは測っているこ
ろです。

2,500よりは若干多く、もう少し取れるのか
なというふうに思つておりますが、そこら辺は
全体的な状況を見ながら座席数のほうをしっか
りしていきたいというふうに思つております。

すみません、あと、市外と市内の客数という
ようなことではございますが、基本的には市内の
市民の方に楽しんでいただくために実施する
という形で想定しておりますので、チケット
販売なども市民の方が購入しやすいような工

夫はちょっとしたいなというふうに思っていますが、やはり席の余りがあればやはりそこは売っていきたいというようなこともありますので、市外の方も買えるような形にはしていきたいなというふうに思っております。

チケット販売につきましては、今後ちょっとどうするか、今、想定練っているところでありますので、決まりましたらまたお知らせできるようにしていきたいと思っております。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） ぜひ市内の人がいっぱい、いっぱいというか、行きたい人が購入できるような仕組みでよろしく願いいたします。

なかなか大相撲、新庄に来るというのはない機会だと思うんですけども、学校や子供向けの企画というのは何か考えていますでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 大相撲開催の中では、ちびっこ相撲のような場面はちょっと設けていきたいなというなことで、今、企画はしているところでございます。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 分かりました。よろしく願いいたします。

続いて、62ページの3款2項1目わらすこ広場改修業務委託料についてお伺いします。

わらすこ広場の現在の利用者数とリニューアル後の利用者数の見込みをお願いいたします。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場のリニューアル事業についての利用者数

ということで御質問いただきました。

現在の利用者数ということで、令和6年度につきましては3万2,000人ということで、コロナ禍前の人数まで戻ったというようなところでございます。

リニューアル後については、具体的な見込みというふうにはしておりませんが、過去にわらすこ広場が開場したときには、一番多いときで7万人というようなところがありましたので、そこまではいかないまでもある程度かなり増えるものと見込んでおります。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） せっかくお金かけてリニューアルするということであれば、やはり利用者数の増というところでたくさん使っていたけるようによろしくお願いします。

利用者の分析をもっと詳しくしていただきたいなというふうに思っております。誰がどんなときに使っているのかというのが分かれば、今後の様々な施策や判断に生かせると思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、72ページ、4款1項5目やまがた省エネ健康住宅建築支援事業費補助費についてお伺いします。

やまがた省エネ健康住宅なんですけれども、こちら一般的な木造住宅とグレードY-G2ですか、こちらの坪単価というのがどのぐらい分かるか、金額でも割合でもいいんですけども、お願いします。あと、固定資産税の評価額は上がるのか。上がるのかなと思うんですけども、それもどのぐらい一般的な木造住宅と違うのかというのをお願いいたします。

井上 徹環境エネルギー課長 委員長、井上 徹。
鈴木法学委員長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 やまがた省エネ健康住宅の補助についての御質問いただきました。

実際のところ、坪単価まで詳細までは分かってはおりませんが、実際このグレードで今回補助する金額として、うちのほうでも段階的に分けております。

Y-G 1 から Y-G 3 までの 3 段階ございまして、Y-G 1 がグレードが一番低く、Y-G 3 が一番グレードが高いというような状況でございます。

Y-G 1 につきましては大体 20 万円、Y-G 2 につきましては 40 万円、Y-G 3 につきましては 60 万円というような形で補助の予定をしております。

こういった形で、グレードが上がることによって固定資産税につきましては、再建築評点数ということで、今建てた建物を何十年か後に同じ材料で建てた場合どうなるかという評価になりますので、基本的にいいものを使って建てた場合につきましては、やっぱり評価額が上がってくるというふうになります。

以上でございます。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 具体的な坪単価は分からないということなのですが、こちらはやっぱり一番建てる人がどのぐらい違うのか、性能の差と金額とあと補助金といろいろ検討して、一生の買物をすると思いますので、やはりそういったところも勉強して、その代わり光熱費が下がるよとか、こういった補助があるよとかというところで、このやまがた省エネ健康住宅の導入を推進していかなければならないと思いますので、引き続き調査よろしく願いいたします。

続いて、82 ページ、6 款 2 項 1 目の林業振興費全般についてお伺いします。

まず、この総額が減っている理由についてお伺いいたします。

鈴木法学委員長 ただいまより 10 分間休憩いたします。

午後 2 時 0 0 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの辺見委員の御質問にお答えします。

林業振興費が昨年に比べて減った理由としては、新庄市森林整備推進事業補助金のほうですけれども、こちら整備面積が昨年より減ったため減ということに、358 万 2,000 円減となっております。

また、陣峰市民の森につきまして、今まで会計年度で対応させていただいておりましたけれども、こちらは今年から委託というふうに考えております。そちらのほうの金額が下がっておりますので、その分が下がっているというふうに認識しております。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 続きまして、同じく 83 ページ、森林環境譲与税基金積立金についてお伺いいたします。

森林環境譲与税の使途状況は公表されていますが、どのような手順と方針で使途を決めているのかお伺いします。

また、森林環境譲与税については基金に積立られている部分ですが、将来の森林整備の推進していくための財源として活用していくというふうに書いてありますが、具体的にどのような事業を想定しているかということと、その事業はいつ頃実施する見込みかお伺いします。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 森林環境譲与税の使い道の方

針としましては、いわゆる森林環境税の目的に合った使い方ということを考えております。森林の保全、あと森林管理計画がございまして、そちらのほう、いわゆる森林管理が行き届いていないところ、市内の主に民有林とかございましてけれども、そちらのほう計画を立てて管理していこうというふうな形ができましたので、そちらのほうに使っていききたいというふうに考えております。

また、積み立てている譲与税につきましては、昨今、熊とかというふうな形で、いわゆる森林が整備されていないために里山との境界がなくなっているという状況もございまして、そちらの山林のほうを整備するというような基金のほうにも使えるというように聞いておりますので、そちらのほうに今後使っていきたいと思っております。

具体的には、来年度中そういうことで、いろいろと内部のほうで検討しまして、どういうふうな使い道ができるのかということを詳しく検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 熊対策などに使っていくということですが、3,000万円ほど基金にたまっているようでした。

例えば私有林整備の補助率のかさ上げだとか、今できることに使っていったほうがよいのではないかと思いますので、そちらの検討もよろしくお願いいたします。

続いて、88ページ、7款1項3目エコロジーガーデン推進事業費についてお伺いします。

4月26日にオープン記念イベントが行われる予定となっております。そちらの事業費も入っているかと思いますが、多くの出店やノベルティの配布などが予定されているということですが、市民へのエコロジーガーデンのこういった

場所になりましたという周知はもちろんですが、市外であったり、とりわけ周辺の町村への広報を強化していただきたいと思っております。

なぜかと申しますと、今の周辺町村では、物価高騰対策の商品券が配られておりまして、御存じのとおり、1人当たりの金額はとても高額になっております。

その一方で、町村ではなかなか使える場所がないということで、日用品やガソリン代に使うケースが多いと思います。そちらは商品券の効果としては、発行している自治体からしたら正しい効果なのでいいんですけれども、いずれにしろ家計においては使う予定だった現金が余ってくると。そこに新庄市、大きなチャンスがあるのではないかなと私は思っております。

エコロジーガーデンのオープン記念イベントで、例えば市内の飲食店さんやお菓子屋さん、お土産屋さん、そういった情報を提供して、広く経済効果を大きくしていただきたいと思います。そういった視点を持って、様々な情報発信や市民だけではなくいろんなところから人が来てくれるような発信をお願いしたいんですが、その辺の見解をお伺いします。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 御提案ありがとうございます。

先日、一般質問の際にもお答えしたかと思いますが、エコロジーガーデンの使命といいますか、やらなければならないこととして、施設の振興はもちろんですが、地域へいかにその効果を波及させていくかということも大事であると考えているというふうに申し上げたところです。

そうした視点を持ちながら、指定管理者とも方向性を共有して進めてまいりたいと思いますので、その情報発信に関しても十分踏まえまして進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

ざいます。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 4月26日ということで、時期もすごく今の時勢に合っているなというふうに感じております。

消費マインドも高まってくるのかなというところと、あとちょっとライバルと言ったらあれなんですけど、ネットショッピングにお金が出る可能性もあるのかなというふうに思っているんですが、こういったことに對抗するには、やはり体験というところで、先ほど渡部委員からもありましたが、周遊企画なんてすごくいいと思っております。

なので、できるだけ早くというところで、スピード感持ってよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、87ページ、7款1項3目新庄まつり実行委員会負担金、こちらの確認しておきたいんですが、各山車若連が加入している保険についてなんですが、令和7年度は祭り参加者の傷害保険の加入の窓口を商工会議所が務め、保険料を実行委員会が負担しておりました。

また、山車人形の賠償責任保険については、保険料は保険の加入者である各若連が負担していましたが、加入の窓口は商工会議所が務めておりました。

こうした仕組みは、実行委員会のほうで継続されるか、確認させていただきたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 祭りの実行体制が変わるということで、例えば窓口をどうするかというふうな部分などにつきましては、もう少し調整が必要なのかなと考えておりますが、基本的な枠組みに関しましては変更の予定はなく、従来どおりというふうに考えておるところでございます。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

鈴木法学委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） ちょっと順番が前後しますが、85ページ、7款1項2目の商工観光費の報償費、中心市街地活性化事業のところとチャレンジショップ店舗賃借料についてお伺いします。

専門家の招聘とありますが、どんな方をお呼びしてどういった役割を担うのかということと、この専門家の方はチャレンジショップの事業にも関わっていくのかについてお伺いします。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 7款1項3目の商業振興対策費に関する報償費の件ですね。

こちらの報償費につきましては、主要事業の概要にあります、1ページのチャレンジ創業、若者創業支援事業のうちの学生ビジネスコンテスト実施事業に関する報償費と、今委員がおっしゃいました、中心市街地活性化事業に関する専門家招聘に関する報償費というふうなものが2つ入っているものとなります。

中心市街地活性化事業につきまして想定しております専門家の方でございますけれども、国の制度を活用するというふうなことでございますので、条件等もございます。基本的に現在考えております人につきましては、新庄市とゆかりがありまして、環境デザイン等を含めたまちづくりの専門知識を有している方で、首都圏に所在する会社の社員であるというふうなものを満たした人ということで、今交渉をしているところでございます。その方に担っていただきます業務の内容ですけれども……。

鈴木法学委員長 暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時21分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 大変失礼いたしました。

これまで駅前商店街の皆様と様々な協議を進めてきたというふうな経過がございますが、その駅前通り商店街の皆様方の活性化イメージにつきまして、今年度イメージをいただいたところで、その実現に向けて具体的に検討するというふうなものになります。

具体的には、施設整備や運営に関する費用の詳細な試算であったり、サポートする組織の検討、また空き店舗等の既存資産の活用等についての具体的な課題であったり、数字であったりをもとめていただきまして、実際の事業化に向けた具体的な検討を深めていく計画を策定するというふうな内容になっております。

以上です。（「終わります」の声あり）

鈴木法学委員長 税務課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 歳入の御質問の中で小嶋委員より御質問のありました、個人市民税の部分の所得に関する部分で、農業所得に関する農家戸数、農業の納税義務者数のところなんです、件数としては約850件程度を見込んでございます。

ただ、複数の所得をお持ちの方ですと、一番大きい所得の項目を1件という形でカウントすることになりますので、その点だけ御了承いただきたいと思います。

以上です。

鈴木法学委員長 ほかに質疑ありませんか。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 私のほうから幾つか質

問させていただきます。

初めに、款項目のほうをお伝えいたします。62ページ、3款2項1目のわらすこ広場管理運営事業費について、次は68ページの4款1項1目保健衛生総務費の診療所等開設支援補助金について、続いて、77ページの6款1項3目農業振興費の地域経済循環創造支援事業費補助金について、続いて、85ページの7款1項2目商工振興費の防災対策型キッチンカー導入支援補助金、続いて、87ページ、7款1項3目観光費のうちの新庄まつりの山車屋台等振興基金積立金について、あと103ページの10款1項1目の教育委員会費のうちの学校配置適正化検討委員会委員報酬について、こちらについて順番にお伺いしたいと思います。

初めに、62ページのわらすこ広場についてです。

こちらもつい今、辺見委員からも質問ありましたが、こちらリニューアルすることによって利用者数の増加が見込まれるというふうなことで御回答されたかと思いますが、増えた際に7万人まではいきなりはいかないと思うんですけども、かなり人が来たとすると、駐車場が不足するというふうに思うんですけども、こちらの駐車場の確保についてはどういうふうな形で想定しているかお伺いいたします。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場改修事業について、駐車場の確保ということでの御質問でございます。

現在、わらすこ広場の駐車場につきましては、北本町の立体駐車場の活用をしていただいております。令和8年度におきましては、立体駐車場の利用については無償化するという事で、立体駐車場の利用者の方については駐車券をお

配りするというようなことで対応したいと思っております。

立体駐車場については二百数十台のキャパシティーがあるということで、定期利用されている方もいらっしゃいますので、数十台から100台ぐらいは確保できるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 駐車場については立体駐車場のほうを想定しているというふうなことで、承知いたしました。無料券とかを配布することでしたので、ぜひ利用者にPRとか、そういったところで周知していただければと思います。

あと、以前も何かで質問させていただいたと思うんですけども、入場する際も手書きになっていて、その辺デジタル化することで利便性が上がるのかなと思っております。

その利用者、人が増えてくるし、実際本当にどういうとき使われるのかというふうなところで、辺見委員からも具体的な統計データとか取ってほしいというふうな話ありました。

タブレットの機器などを今後導入も検討必要かなと思いますが、そちらについてはいかがお考えでしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場の入場については、現在、入場するときに、学年だとか居住地だとかということで、手書きでしていただいております。

このリニューアルに合わせて、やはりタブレット等を使ったデジタルの入場システムというのを導入しなければいけないというふうに必

要性を感じております。

まだどういったシステムを導入するかという詳細についてはこれから検討課題としておりますので、そういったことで利用者の利便性、またこちらの利用の動向などの分析などに活用したいと考えております。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） ぜひ集計しやすいような、そういったものを検討されているのであればそういったところを視野に入れて進めていただきたいなと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、68ページの保健衛生総務費の診療所等開設支援補助金についてお伺いいたします。

こちらの主要事業の概要にも記載になっておりますが、新たに診療所を開設する場合に支援をするというふうな内容だと思いますが、現在、本市においてどういった診療科の医師、病院が不足しているというふうに市として認識しているのか、そういったところを教えていただきたいと思います。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 それでは、診療所等開業支援制度補助金についての御質問で、本市でどういった医療・診療科が不足しているのかという御質問にお答えいたします。

統計上では、対人口10万人当たり、不足しているとされるのは新庄最上地域で、眼科、小児科、産婦人科、精神科等となっております。また、令和7年度にアンケート調査を実施しました際の本市で充実してほしい診療科の順番としましては、眼科、皮膚科、産婦人科、小児科と内科となっております。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） いろいろな病院、診療所不足しているというふうな状況だと思いますが、まずこういった誘致、誘致というか、開業支援をしていただくということはすごくありがたい話だなと思っているんですけども、ただ、そういうふうなものをつくったからといって来ていただくというのも難しい部分があるのかなと思っています。

せっかくこうした制度があるので、ぜひ活用していただくようにつなげていただきたいと思います。この制度については、どのようにそういった不足している病院、開業しようとしているお医者さんたちにアプローチしていくのか、もし現段階で考えていることあればお聞かせいただきたいです。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 制度の活用、アプローチという御質問でございました。

ぜひ本市で今想定している診療科は申し上げましたけれども、要綱設定上はぜひ今月中、医師会様の御意見も伺いたいと考えております。

在宅医療等を要望するニーズもございますので、診療科等については今後御意見を伺いながらになります。

また、アプローチにつきましても、県、それから県立新庄病院様とも連携させていただきながら、周知、誘致といいますか、広報に努めてまいりたいと考えておりますし、県におきましても、医業承継に係るマッチング事業等を令和6年度から開始しておりますので、ぜひ県とも連携しながら開業医を増やすべく、事業の推進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 地域医療の確保という

のは、やっぱり市民生活に直結する部分であり課題でもあると思いますので、ぜひこの本制度を活用しながら、医療体制の充実につなげてほしいなと思います。

次に、77ページの農業振興費の地域経済循環創造支援事業費補助金について伺います。

こちらの事業については、いわゆるローカル10,000プロジェクトを活用した事業であると認識しております。

予算のポイントで概要のほうを記載しているのを拝見したんですけども、地元農産物の生産・加工販売事業者を支援して、雇用や販路の拡大を図るものというふうにあります。

こちらの制度は、地域経済の循環を生み出すのに非常にいい事業だなというふうに思っているんですけども、今回、農林課の予算として計上されていますが、こちらの補助金の活用については、事前に事業者がある程度分かった上で計上されているのか、それとも、今後広く募集して活用を図っていくという、どちらのほうなのか伺います。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 鈴木委員の御質問にお答えします。

こちらのほう、鈴木委員の認識のとおり、ローカル10,000プロジェクトを活用した事業になっております。

具体的にどの事業者がということにつきましては、昭和でリンゴ経営されている方、リンゴ農園の方がテイスティング、言葉出てきませんが、試飲する場所をつくりたいということで、そちらのほうの建設費用の補助ということになっております。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 実際にやる見込みの方がいらっちゃって、こういうふうな補助制度を使って進めていくというふうなところで理解いたしました。

このローカル10,000プロジェクト、総務省のホームページなんか見ると、いろいろな事業に活用できるすごくいい制度だなというふうに思っていました。

今回、農業振興費ということで計上されていますが、今後はこの農林業分野に限らないでいろいろなものにも使えるようなものかなと思うんですけれども、こちら何かそういうふうな相談があった場合はどちらが窓口になるのかお伺いいたします。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 本日様々な委員の方から財政全般にわたる御質問いただいておりますけれども、その中でも申し上げておりますが、各個別の事業をする際に、国のこういう制度でありますとか、地方債の有利なメニューでありますとか、そういったものを複合的に絡ませた形で政策といいますか、事業の立案をしていくような形になります。

ですので、全般的に予算編成をする段階で、今予算の編成するまでの間に、サマーレビューとかオータムレビューというふうなところで、各課の事業提案を市長、副市長、教育長がお聞きになる場面というのが設定されておまして、そういった部分を過程を経ながら、当初予算の編成に向かっていくというところで、そういった流れの中でこういう事業のメニューなんかも各課提案で提案していただければ、そういう場面で審議しながら予算を編成していくというふうな流れになっています。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） そうすると、ローカル10,000プロジェクト単体での窓口ではなくて、結果的にそれを活用して提案するというような流れになるとすると、各課に相談しに行ってもらうというふうな流れになるのでしょうか。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 ちょっと説明が足らなくて申し訳ありませんけれども、国のメニューというのがこのローカル10,000プロジェクトに限らず様々な事業のメニューありまして、こういったものを使ってやりたいというふうなところが各課の発案になるわけですが、それがいいか悪いかというふうな部分についてそれぞれサマーレビュー、オータムレビューといった場面を通じて制度設計をしていくというふうな流れになりますので、その発案というのは、このローカル10,000プロジェクトに限らずいろんなメニューを各課が組み立てて事業構築していくというところがスタートになるというところになります。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 理解いたしました。ありがとうございます。

いろいろな方法あると思いますが、ぜひ今後幅広い分野で活用していただきたいと思って、少しお伺いいたしました。

続いて、商工観光費の防災対策型キッチンカーについて伺います。85ページですね。

以前までキッチンカーの導入に対する補助制度あったと思いますが、今回、防災対応型というふうになりまして、従来の前まであったものとどう違うのかとか、あと防災対応型ということはどういった役割を想定しているのか、そのあたりの制度設計など、そちらの考え方についてお聞かせいただければと思います。

す。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 防災対策型キッチンカー導入支援補助金ということで、このたび計上させていただきますいておりますが、キッチンカーに対する補助といたしましては、令和4年度から令和6年度まで実施をしております。

令和4年度につきましては、コロナ対策の関係もあって、国からの支援があって実施をして、その後、市単独で2年間行っただけです。

今年度につきましては、一定程度の成果があったものというふうに考えまして、一旦止めておったところなんですけれども、道の駅エコロジーガーデンのオープンであったり、そういったことでキッチンカーをもう少し走っていただくような形にするのも必要なのではないかなというふうな点であったり、また国のほうで防災と絡めた新たな補助制度ができたというふうなことが分かりましたので、その意義も重要であろうというふうなことを併せて考えまして、このたび、再度キッチンカーの補助をしていきたいというふうなものになります。

地域防災緊急整備型というふうな名前の制度になっておりますが、そういった避難生活環境の改善に資するようなキッチンカーを整備する民間事業者に対して助成するというふうな内容でありまして、避難所への食品の提供といいますか、そういった部分に資する形になろうかと思っております。

また、市と事業者において災害援助協定等を結んで、こういった形で協力をいただくかというふうなことについて、もう少し細かく協定を結んでいく形になろうかと思っております。

商工観光課の事業というふうなことでございますけれども、防災に関しましては、防災のほうの担当課のほうとも連携しながら、具体的にこういった内容にするかというふうなことに

ついては検討していきたいと思っております。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 内容についてはこれから詳細詰めていくと思いますが、ぜひ緊急時に協力していただけるよう連携して進めていただければと思います。

続いて、87ページの新庄まつり振興基金積立金についてお伺いいたします。

今回の計上額は6,000円というふうになっておりますが、令和6年度決算時点では500万円弱ぐらい基金残高だったかと思っております。これまで様々な若連への補助だったり活用されてきた経過がある基金ですけれども、今後補助の実施とか、急な費用増だったり緊急的に対応する可能性もあるのかなと思っております。

そういった点を踏まえると、一定程度幾らぐらいまでというふうに計画的に積み立てていくことも必要ではないかなと思っておりますが、こちらの基金について今後どのような考え方、積み立て方を考えているのかお聞かせいただければと思います。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 こちらの基金につきましては、その年の新庄まつりにおける経費の歳入歳出のあたりを踏まえまして、積み立てられる金額について積み立ててきたというふうなものでございまして、予算計上につきましては、何といたしますか、仮に積み立てない場合でも大きな影響が出ないような額というふうなことで計上しているところです。

積立金に関する考え方様々あるかと思っております。計画的に積み立てていくのが本当にいいのかというふうな部分もあろうかと思っておりますので、そのあたりにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

します。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 今後の検討課題ということで、ぜひ検討を進めていただきたいなと思っています。

新庄まつりについては、市民にとっても大切なお祭りでありますので、持続可能な形で継続していけるように、こちらの基金についてもよろしくお願ひしたいと思います。

次が103ページの教育委員会費のうちの学校配置適正化検討委員会委員報酬についてお伺ひいたします。

こちらの委員会についてですが、前に学校再編審議会というふうなものがあつたかと記憶しているんですけども、そのような内容というか、名称が変更されたのか、それともまた別の組織、目的を持った委員会なのか、位置づけというか、そういったところを教えてくださいです。

それと、こちらの検討委員会では具体的にどういったことを検討していくのか、その内容についても併せて教えてくださいです。よろしくお願ひします。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 委員長、伊藤リカ。

鈴木法学委員長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 学校配置適正化検討委員会の委員報酬についての御質問をいただきましたが、こちらのほうは、9月補正で同じ委員報酬を計上させていただきました。今年度からスタートしているものですが、10月から準備を始めてまいりましたが、今週、ようやく1回目の委員会を開くことができたという感じですが、内容につきましては、やはり現在の少子化、これを課題といたしまして、現在の出生数、年間で150人を切るような現在少子化が進んでおりますが、これに基づいて、今後、さ

らに少子化が進んでいくというような状況も考えられますので、それに応じた適正な学校の配置、国のほうで基準が示されているわけですが、適正な学校規模、そして、1学年で150人程度しかいないというような状況になった場合に、クラス数はどの程度で、クラス数に応じて学校数はどのくらい必要なのかといったところを、市の状況も踏まえまして、適正な配置について教育委員会に対して提案を行ってもらうための委員会というような位置づけになっております。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） すみません、9月補正であつたということで、失礼しました。

学校の配置について様々あると思いますが、公共施設マネジメントの計画とかも関連性がありますので、ぜひ検討を進めていただく必要がある分野なのかなと思っております。

ただ、地域への影響も大きいテーマですので、ぜひ丁寧に今後も進めていただければと思っております。

最後になんですけども、125ページ、給与費明細書についてお伺ひしたいと思います。

125ページ、126ページ、127ページにまたがってになるんですけども、職員の手当の内訳の時間外手当についてお伺ひいたします。

前年度に比べて減額となっておりますけれども、こちらの減額の要因というのはどういったところにあるのかお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

小関 孝総務課長 委員長、小関 孝。

鈴木法学委員長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 時間外勤務手当の減の要因につきましては、まず選挙に関する時間外勤務手当の減、それから、開府400年事業、臨時的事業に係る手当の減、それから、災害対応もありましたので、そちらの緊急的な対応に係る手当

の減という内訳です。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 選挙、開府400年、災害対応ということでしたが、125ページ、126ページの職員数、127ページ、ごめんなさい、職員数のほうを見ると、前年度に比べて職員数のほうが減っております。来年度については、大相撲の巡業だったり、新庄まつりの事務局を市が担うということで、いろいろ内容が変わっている部分もあって、業務増加も見込まれる状況ではないかなと思っておりませんが、そういった点を含めて職員1人当たりの業務量が増加する可能性もあるのではないかなと思うんですけれども、そのあたりについてはどのように考えていますか。

小関 孝総務課長 委員長、小関 孝。

鈴木法学委員長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 そのあたりの業務量の差引きは当然あると思います。

こちらの時間外勤務手当もそれを想定して、差引きしているものだということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

鈴木法学委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 差引きでそういったふうな予算計上になったということで、そちらについては理解いたしました。業務量が増えたり減ったりというのは当然あると思いますが、こうした状況でなるべく職員の1人当たりの負担が増え過ぎないようにだったりとか、しっかり勤務した分については、抑制されることなく、時間外ということで手当てしていただくことで、職員の働き方の改善みたいなのところにつなげていくことで、最終的にはそうしたところで市民サービスの向上につながっていくものと考えま

すので、ぜひこちらについては適切に運用していただければと思います。

以上で終わります。

鈴木法学委員長 質問ありませんか。

1 3 番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

鈴木法学委員長 伊藤健一委員。

1 3 番（伊藤健一委員） よろしくをお願いします。

最初ページ数、款項目を申し上げます。

72ページ、4款1項5目、次に、78から79ページ、6款1項3目、一つ番号飛びました。次は78ページに戻ります。6款1項3目ですね。その次が、94ページ、8款4項1目、もう一つが108ページと112ページ、10款2項4目、以上になります。

さらに、ちょっと一つ付け加えなんですけれども、先ほどの同僚議員の質問にもありましたんですけれども、森林環境譲与税ということは去年も私も取り上げさせていただいたものですから、ここを基金残高というところで聞きたくて、一生懸命昨日から探したんですが、ごめんなさい、見つからなくて、去年はその残高の表が見えたんですけれども、ちょっと探しかねまして、その場所がどこにあるのかなというのがちょっと、先ほどの熊関係、78ページから79ページ、この関連として本当は聞きたいので、森林環境譲与税の積立基金、合計残高も分かれば後で教えていただきたいと思います。

では、一番最初の72ページの4款1項5目なんですけれども、ページ72の猫の不妊手術に関する費用ということで、新しく予算設定になったんですけれども、この制度設計について教えていただきたいと思います。

井上 徹環境エネルギー課長 委員長、井上 徹。
鈴木法学委員長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 来年度から新規に行う予定でございます猫の不妊去勢手術の事業補助金の制度についての御質問でございます。

こちらにつきましては、適正に飼われていな

い猫や飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、環境衛生の向上を図ることを目的として設置したものでございますが、こちらにつきましては、対象経費といたしましては不妊去勢手術にかかる経費について補助するという事で、助成する金額といたしましては想定しておりますのが、雌猫につきましては1匹1万円、雄猫につきましては5,000円というふうに考えてございます。

対象動物といたしまして、先ほど申し上げましたけれども、市内に生息する飼い主のいない猫、また市内で多頭飼育崩壊を起こしているような状況の飼い猫、また近隣住民からのふん尿被害等の苦情が寄せられている猫に対し、こういった形で申請があった場合、不妊去勢をして地域猫として扱っていただくというような形で予定しております。

以上でございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

鈴木法学委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） ありがとうございます。振り返れば今のお話のとおりで、猫の多頭飼育というものがありまして、これが崩壊することになったときに、周辺の人たちが多大な影響を受けているという実態を受けての去年のお話をさせていただきまして、その結果というわけではないんですけども、環境エネルギー課のほうでもそのようにお考えになっていただいて前に進んでいただいたこと、私としては非常にうれしく思っております。

続きまして、2番の新規就農者支援ということで、78ページ、6款1項3目になります。

やはり全体の合計額として3,100万円以上の何がしなんですけれども、新規就農者の支援事業という新しい方向性をつけて予算立てをしたこの中身について、主なものについて、狙いとか考えを教えてくださいませんか。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 では、ただいまの伊藤委員の質問にお答えさせていただきます。

こちらの新規就農の支援のもの、いわゆる強化というふうに位置づけさせていただいておりますけれども、こちらの新規就農者の強化につきましては、やはり農業者の高齢化、農業者全体の減少等もあります。

毎年数名程度の新規就農者の方はいらっしゃいますけれども、それほど2桁台には届かないような状況もございます。

あと、女性の就農者の方も、それほど新規就農においても1名、2名というふうなことでとどまっているような状況もございます。

また、東北農林専門職大学、こちらのほうが今2年生で、来年度は3年生になると、卒業が間近であるということもございまして、そちらの方を新庄市で就農していただく手だてというふうな一つというふうに考えております。

こちら総合的に考えまして、新規就農者、そちらのほうの就農は強化していくべきであろうということで、こちらの予算のほうをお願いしているところでございます。

以上でございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

鈴木法学委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） ありがとうございます。

来年度の予定している予算の中で、今までよりも厚くしたとか新しくしたというものがこの中でございますでしょうか。

鈴木法学委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時08分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 伊藤委員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど新規就農者の新規事業と拡充事業はどれかというような御質問にお答えさせていただきます。

新規としましては、予算としましては77ページの消耗品の中に含まれておるんですけれども、いわゆる東北農林専門職大学や農業法人、地域農業者に対してアンケート等を実施したいと考えております。そちらのアンケートを基に、またワークショップとか対面交流会の実施等も考えております。

新規就農者のパンフレット作成、これも消耗品の中に含まれておりますけれども、そちらのほうを作成して、広く情報発信を考えております。

また、大きなものとして、新規就農者応援補助金、こちらのほう機械や施設等の導入リースに対する国や県の補助事業を活用した場合に、融資元本返済に関する補助ということを考えております。こちらのほう78ページになりますけれども、こちらのほう、新規就農者応援補助金という新規事業になります。

また、拡充としましては、同じく78ページ、新規就農者支援事業補助金とございますけれども、こちらのほうは農地中間管理機構から賃借権を設定を受けた農地の賃借料に対する補助というふうなことも考えております。

あと、継続にはなりますけれども、経営開始資金、こちらのほうは継続して早期の経営確立を支援するため資金の交付ということを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

鈴木法学委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） ありがとうございます。

何せずっと苦しんでいた農業ですが、基幹産業でもありまして、地元の農業が元気にならな

いと、エリア全体の影響を及ぼすような大事な産業なので、ひとつ今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次に行きます。

また、農林課長で申し訳ありません。

78ページから79ページですか、鳥獣、いわゆる熊、有害鳥獣駆除関連で、項目がおかげさまで5個ですか、6個ですか、複数たくさん用意していただいて、予算もいっぱいいつているように感じます。

非常にやっぱり去年から御存じのと通りの全国的な熊問題、新庄市が具体的な策を出しているというふうに、大変いいなと思っております。

簡単な内容、特徴的なものがあれば教えてください。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 一応、熊対策のほうでございますけれども、一般質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、まずその中で地域おこし協力隊の方を1名応募したいということを考えております。

そちらの方につきましては、猟銃免許等を持っている方というような形を募集し、専属での熊対策のほうの補助していただければというふうに考えております。

また、新庄市鳥獣防止対策協議会、こちらのほう、いわゆる実施隊のほうですけれども、こちらのほうの活動支援ということを考えております。

また、鳥獣捕獲に対する報酬、こちらのほうも今まで実施隊の活動、この間、一般質問の中でも答えさせていただきましたが、日当という形で支払っていたのを、いわゆる時間給という形で拡充させていただきたいというふうに考えております。

また、捕獲に際して、今まで報酬、捕獲しても報酬ということはお支払いしておりませんで

したけれども、熊1頭につき2万円、イノシシ1頭につき1万円という形の報酬のほうと考えております。

そのほかもろもろ継続事業としましては、新規狩猟者免許の取得の補助金ということで、昨年度拡充させていただきましたけれども、そちらのほうを拡充し、若い農家の方の狩猟免許を取りやすくさせていただきたいというようなことを考えております。

また、不要果樹ということで、昨年の秋冬以来、熊のほうが必要果樹の木の上に上ったという事例がございましたので、そちらのほう、不要果樹の支援の補助金ということを考えております。こちらは県の補助金もありますので、そちらに上乘せするような形で支給のほうを考えております。

以上でございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

鈴木法学委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） ありがとうございます。

先ほど最初に申し上げましたが、関連して、昨年、この有害鳥獣関係で森林環境譲与税基金というところに触れさせていただきました。

先ほどの質問では、基金そのもののところからのスタートなんですけれども、私のほうは、今、ごめんなさい、どこを見ればいいのかというのがお分かりですか、私、分からないと言ったので、すみません。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 お答えさせていただきます。

基金の残高等につきましては、この予算のほうには載っておりません。決算のほうに載っていたかというふうに思います。

以上です。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

鈴木法学委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） ありがとうございます。

そうしますと、アバウトな数字で違っていたら恐縮なんですけれども、前年度3,100万円ぐらいの残高で推移していたものが、今年度1年間の翌年度ということでは3,900万何がしまで増えているはずなんだけれどもという前提で、昨年、やり取りをさせていただきました。

その数字が大きく違わなければなんですけれども、その前提で、やはり使い道が限られている税金を、例えば、熊被害、里山の整備とかの広葉樹の植林とか、そういうものにも積極的に使ったらどうでしょうかと、昨年御提案申し上げました。それは一例なんですけれども、そのような意味で、今までやっていなかったものをその基金を有効に使うという活用は、具体的には予算には今回は反映になっていないということとよろしいでしょうか。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 お答えします。

基金の残高につきましては、伊藤委員の認識で間違っていないというふうなことでございます。

一応こちらのほうの森林環境税を利用した熊対策ということで、令和8年度予算のほうには載っていない状況でございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

鈴木法学委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 分かりました。

幅広ないろんなやらなきゃいけない事業の中で、ぜひそのこともまた検討の一つに入れておいていただければと思います。

次に移ります。

94ページ、8款4項1目でございましたけれども、東北農林専門職大学の学生アパート建設補助事業ということで、大きく金額が計上っております。このことにつきましての内容は分かる範囲でお願いできますか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 東北農林専門職大学学生向けの民間アパートへの補助ということで御質問いただいております。

専門職大学の学生向けの住まいの提供ということで、これまでも事業を進めてといたしますか、やってきましたが、なかなか空き家を活用してというところも成果が実らずということでございましたけれども、その中でいろいろ検討していく中で、やはり新築のアパート、民間で建てていただいて、それに建設費の補助を出して提供していただくということで、このたび提案をさせていただくということになってございます。

民間のアパート、今回の予算に関しましては、20戸で、1戸当たり450万円の補助ということで9,000万円という予算計上にさせていただいているところでございます。

内容につきましては、来年度4月に入学される学生が入居できるようにということで、令和8年度に入ってから、令和9年3月までには竣工して、令和9年の4月から入っていただけるようにということで考えているものでございます。

中身については、一般的なアパート形式で、土地を所有しているとか、または土地を購入予定であったり、賃貸ができる方で、自らでアパートを建設するといった事業者であったり個人の方に対して補助できればというふうに考えているところでございます。

また、基本的には学生向けということで行うわけでございますけれども、大学を卒業して新庄に就農されるという方についても引き続き継続して入居ができるというようなことも中には入れるということで考えているところでございます。

家賃のほうですが、やはり補助を出すということもあります。周辺よりは低廉な家賃という

ことで、想定としては4万円台、シミュレーションの中では4万5,000円というところで設定したときに、このぐらいの補助金が必要なんだということで計算したということがございますので、4万円台ということの家賃設定をしていただきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上でございます。

13番(伊藤健一委員) 委員長、伊藤健一。

鈴木法学委員長 伊藤健一委員。

13番(伊藤健一委員) ありがとうございます。前に進んでいると実感します。

大学の学生専用という前提での建設であろうと思いますので、一般のアパートの一般の入居者の平均的な家賃よりは違う値段設定とかが、具体的には少し安い家賃という設定だと想像しますし、もう一つは、大家さんに対しての補償といたしますか、補填といたしますか、入居者がいないときはどうすんのというのは、その辺のところはさらっといいんですけれども、どんなやり取りがあったでしょうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 原則としては学生、専門職大学の学生が入っていただくということで考えてございますが、満たされない場合に関してといたしますか、若者というところの限定の中で入居ができるような仕組みも必要なのかなというふうに考えております。

その若者の定義づけの中には、先ほど申しましたように、大学を卒業されて新庄に就農される方ということも、そのまま継続していただきたいということもありますので、そういった入れる仕組みという中で、若者というところを少し設定をさせていただきたいというふうな考えでございます。

以上です。

13番(伊藤健一委員) 委員長、伊藤健一。

鈴木法学委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） ありがとうございます。
それでは、次に移ります。

学校給食に関しまして、108ページと112ページも一緒に見るようになっておりました。後で気がついたんですけれども、その中では学校給食小学生の無償化と、もう一つめくったところに中学生の負担軽減事業という別の言葉もありまして、ここに関しまして、これ合わせますと1億2,600万円ほどになるのかなと思うんですけれども、今までなかった新しい動きの中で、どのように具体的に制度設計して進めていくのか、中身をお願いいたします。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 ただいま10款2項、3項、4項の3目、学校給食に関わる御質問いただきました。

国のいわゆる小学生に対する給食無償化を受けまして、本市といたしましては、小学生また義務教育の前期課程の給食費の無償化を考えております。

国の制度設計の中で、5,200円掛ける11月分の児童数というのを頂いております。これが県支出金といたしまして頂いております。

ただ、これだけでは1食当たり単価を賄うことはできませんので、足りない部分を市の一般財源と、来年度につきましては物価高騰対応の臨時交付金、これを活用させていただきまして、小学生部分につきましては無償化というふうに考えております。

また、中学生につきましては、今回の国のいわゆる給食無償化の対象になっておりませんけれども、来年度は給食費が物価高騰ということを受けまして、50円の値上げが決定されております。その50円分につきましては、今年度中学生の第一子に50円を補助金として行ってまいりましたが、それを50円上乗せした100円という形

で上乗せをさせていただいて、保護者の方の負担軽減を図っていく。また、第二子半額、第三子全額補助につきましては、今年度同様、来年度も続けてまいりたいと思っております。

以上です。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

鈴木法学委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 一歩ずつですが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、終わります。

鈴木法学委員長 ほかに質疑ありませんか。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） よろしくお願ひします。

私のほうは予算書のつづりじゃなくて、令和8年度の主要事業の概要を基にして質問させていただきます。結構、順繰り行くつもりですのでよろしくお願ひします。

まず、1つ目のチャレンジ創業、若者創業支援事業について、これ新規でなっておりますが、先ほど辺見委員のほうからも質問ありました。これは地元の若者とか、その定着を狙い、そして雇用の創出を狙って、さらには中心地の市街地の活性化を目的として行っているものと把握しておりますが、過去ずっと似たような事業をやってきたわけでありまして、これを振り返りますと、やってきた事業の創業支援とか空き家対策、空き家店舗、それから商業活性化といった名目事業が繰り返される一方で、中心市街地の空き店舗率とか若年層の市外への流出、これに歯止めがかかっているのかという点を考えて、なかなかまだ進んでいない状況ではないかなと思います。

そこでお伺いしますけれども、これまでいろんな事業、この新規事業にかかわらずいろんな事業を支援としてやってきたわけですが、これ実際に支援した事業について、どんな事業を行ってきて、現在もその事業を継続しているもの

があれば継続しているもの、それでいろんな効果を生んだものがあればその効果を生んだものと分類してお答えをお願いします。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 これまでの事業というふうなことでございますけれども、これまでの詳細なちょっと事業に関する資料というのは今手元にはないので、具体的にちょっとお答えできない部分もありますけれども、空き店舗を活用した創業の支援事業というふうなことで久しく続けているというふうなこともございますし、今委員おっしゃったように、似たような事業を過去にやってるんじゃないかというふうなこともそのとおりのかなというふうに思います。

そのときそのときで必要性に応じて事業企画をしてやって、それが今続いているのか、継続してその成果が続いているのかというふうに問われますと、難しい部分もあったのかなというふうに思いますが、今このタイミングにおいて、こういった若者に対して、地元で夢といいますか、創業するきっかけづくりといいますか、そういったものに取り組んでいくことというのは非常に重要なことだと考えておりますし、産業ビジョンの先日、全員協議会のほうでお示しさせていただきましたけれども、そちらのほうでも若年者等の対策というふうなことは、一つ大きな柱として捉えているところでもございますので、当然過去の実績等々について踏まえた上で、事業推進していくことになることではございますけれども、それだけじゃない部分も、今、本当に必要なものというふうなことで考えた事業でございますので、御理解をよろしく願いいたします。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 過去の実績とかあれを

踏まえると、どうしてもなかなか効果が出ないのかなと思って、店舗もなかなか少なくなっていくし、やはりシャッター街ということで新庄の名称みたいにシャッター街通りになっちゃったという感じがありましたので、来年度、令和8年度事業でこのチャレンジ創業、若者創業支援事業というのをチャレンジするというところで予算化されておりますけれども、今までいわゆる創業時の一時的な支援だけだったというわけでしたんですが、これを今度、本格的というか、実質的な経営とかを、それから地元の経済の波及というのを支えると、効果につながるという判断で、このたびこの事業をやるのかなと捉えておりますけれども、その判断をした根拠についてはどのような考えでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 空き店舗の補助というところで実施してまいったところに加えて、今回例えば、若者創業応援事業というふうなものを組み合わせて活用するというふうな、ちょっと拡充するような形にすることで、より取り組みやすくするというふうな狙いもございますし、金額的に果たしてこれで十分なんだろうかというふうなところの考えもあるかと思いますが、まずこの形で実施させていただくことで、取組していただける人が、例えば具体的にそういう形で実施したいというふうな声があって企画したものではないんですけれども、そういった入り口づくりといいますか、きっかけづくりといいますか、そういったものになればというふうな意図でまずは実施をさせていただきたいというふうな判断に至ったものであります。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） ぜひ継続的な経済の効果が出るような、それから、地元の商店街に効

果が波及するような取組としていただきたいと思います。

続きまして、こちらの新規就農者支援事業については、先ほどの伊藤委員からも質問ありましたので、ちょっとはしょって質問させていただきますが、これも今言ったように、10年間遡って見てみると、非常に国・県補助を含めて多額の予算が投入されておりました。しかし、今、御存じのとおり、農業者も高齢化で離農が進んでおりまして、新規就農者がなかなかいないと。いたにしてもすぐまた離れてしまうというふうな動きできているのかなと思っております。

これですね、令和8年度事業では新庄市としては、この支援事業を行うに当たって、目標値として実際、難しいこと言いません、何人を定着していただきたいか。何人を定着として目標とするのか、設定しているのか。あと、仮にこの補助というのはなかなかもう縮小だったり、あるとき増えたり、少なくなったりという繰り返しながらやっておりますので、結局それで営農のほうも左右されると、新規就農に対する意欲も左右されるという点があるかと思います。

この継続できる体制、営農を継続していく体制という意欲づくりというのをどのようにつけていくのか、お考えをお聞かせください。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの山科委員の質問にお答えさせていただきます。

何名を目指すのかという御質問に対しては、先ほど申し上げましたけれども、毎年数名程度に、いわゆる10名にいかない程度の新規就農者しか、いわゆるいなかったということもありますので、10名は目指していきたいというふうに考えております。

あと、そのサポート体制ということにつきましても、新規就農の相談という窓口をまずはつきりさせるというふうな形でPRしていきたい

と思います。

先ほども言いましたけれども、いわゆるワークショップ等を開いて、若者の声を拾い上げるような形をつくっていきたいなというふうに考えております。

あと大事なのは、営農を開始してからのサポート体制かなというふうに思います。いわゆる、今、異常気象というのは異常でないような状況で、夏の酷暑とか続いておりますので、そういうことに対応できるように、ベテランの農家の方と一緒に、こちらのほうは農業委員会等々も一応連携していく必要がございますと思いますけれども、あとJAと各機関と連携して取り組んでいく必要がございますので、そちらのほうと連携しながらサポート体制のほうをしっかりとつくっていきたいと考えております。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 分かりました。この取組の中でちょっと毛色が違うなと思ったのは、確かに東北農林専門職大学の学生に対するいろんな取組が入っているなと思っております。

これはまさに、この学生たちが地元に残っていただけるような、今のうちから手を打っておくと、卒業が来年、再来年が第1期生が卒業するわけでして、それが流出していかないように、なるべく定着するよというこの施策だと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

今のに併せまして、東北農林専門職大学学生アパート建設補助事業についてですが、今言ったように、新規就農の面での支援というのがあって、このアパート建設自体も何も家賃が欲しくてやろうとしている事業ではなくて、根本的には定着していただきたい、定住していただきたい、市内に住んでいただきたいというような考えだと思います。

これはやはりそれが一番重要な目標でありまして、今後の話ですけれども、2028年卒業生が1期目、その結果を見て、どのくらい定着したか、それからどのくらい市内に就農したか、それから数年すればその中でも何年間も市に住んでくださっているという結果が見えてくると思います。

その点も考えて、しっかりしたアパートも造っていただきたいと思いますが、伊藤委員のほうからも先ほど質問ありましたけれども、このはっきりした回答を私、聞こえていなかったとか、明確にされていなかったなと思った点の一つありまして、この建設されたアパートが仮に遊休化した、空室ばかり続いている、学生が減少したといった場合のやはり民間のアパート建設を促進するわけですから、市としても責任があるかと思います。その点、しっかり明確にお答え願いたいと思います。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 空き家補償というようなことについての御質問かと思います。

まずは、大学と連携しながら空き家にならないような活動をしていくということがまず第一としては必要だということを考えているところでございます。

それにプラスをして、先ほどもお話をさせていただいたように、卒業生がここに住まい続けるということもその一つとして、空き室・空室対策の一つとしては必要だというふうに思いますし、ましてや卒業された学生で就農された方が同じアパートにいるということで、学生が新庄の就農に向けて、定着に向けてといういいスパイラルがつけれる拠点になればいいというふうなことも考えてございます。

その上で、空き家になってしまったらどうだろうということですが、その場合につきましても、先ほど明確ではなかったと

いうことですが、若者、アパートがそもそも学生向けなので、単身1人世帯の住まいというところで建設をされるということになりますので、若者の単身の方でも入れるような仕組みを、これ空室の場合ということである程度条件は必要だと思いますが、若者も入っていただいて交流の場としていただくというようなことも含めて考えていくということで、空き家に対する補償ということの代替になるかなというふうに考えているところでございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 分かりました。

ただ、これ今、課長おっしゃったのは、専門職大学のほうもしっかり協力してくれて、学生もそういう市の意図を理解してくれて、非常に理想的に行く場合の話であって、それでも残ったら今度、単身の方を入れてもいいよ、一般人の方も入っていいよという話かと思いました。

すごく組立てとすれば大変いいような気がしますけれども、実際本当に空き家になった場合というのは、民間の不動産会社の人は、やっぱり二の足を踏むという点はあるかと思います。その点しっかりやっていただくことが条件として提示されれば、乗ってくる業者も多いかと思いますので、それはしっかり管理のほうをお願いしたいと思います。

次は、飛びますけれども、観光の誘客推進事業についてというふうな主要事業の5ページですね、5ページになっています。

これは先ほど辺見委員のほうからも、先ほどじゃない、渡辺委員からは先ほど、それから辺見委員からは一般質問で出たと思います。

これ観光誘客推進事業ということで、A Iとかアバターとか、漫画やそれを活用して先進的な手法を取り入れて人を集める、来客数を増やすというふうなことだと思います。

これはいつもこういうふうな事業ですと一過

性で終わってしまって、こういう取組を始めましたという話題づくりで終わってしまうというパターンが多かったと思います。これは継続的に誘客につなげていかないと効果の面がなかなか見えないという点で、今まで行ってきた事業の中で、大きな事業ではなくても結構ですので、市としてどのような反省と検証を行った上でこの事業に取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 観光誘客推進事業に関する御質問というふうなことです。AIアバターの導入につきましては、道の駅オープンに合わせまして、無人である休憩・情報発信施設に案内機能を設けたいというふうな部分で実施したいというふうなものでございますので、継続性というふうなお話とちょっと違うのかなと思います。

漫画・アニメを活用した地域振興というふうな部分が質問の趣旨なのかなというふうに感じておりますが、漫画ミュージアムというものがございました。ゆめりあであったり、あとは今、町なかでやっているわけでもありますけれども、コンテンツとして何らかの助成金的なものがあった整備をして、それを活用する部分の方策というふうなものの検討がちょっと不足してきていたのかなというふうな気がしております。

今回、実施する事業につきましては、先ほども申し上げましたけれども、総務省の地域活性化アドバイザーというふうなものを招聘いたしまして、今後に向けた活用の仕方であったり、進んでいくべき方向性であったり、そういったもののアドバイス・助言をいただきながら、事業を進めたいというふうと考えておりますし、その中で得た知見であったり、我々の経験であったり、そういったものを次の事業の活用に生かしていきたいというふうなことを今考えながら

準備を進めているところでございますので、今後の継続性というふうな部分を十分踏まえまして、事業推進をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 分かりました。

ちょっと現実的な質問をさせていただきますと、この推進事業、いわゆる観光客を誘客して推進する事業という名目でありますので、これは観光客を市内に入れるということは何が目的かということ、市内でどれだけのお金を落としていつてくれるかとか、新庄市の場合、宿泊客でちょっと望むのが厳しいでしょうが、あと来訪者数はどれだけ多く来てくれるかというふうな呼び込めるかという率、あと、それに対してまたリピートとしてもう一回行ってみようかな、もう一回行きたいと思わせるその率だと思うんです。

それ令和8年度この事業に関しては、来訪者数と市内の消費額、それからリピーター率と、これどのぐらいまで設定してこの事業を推進したいと思っているのでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 おっしゃるとおり、こうした事業を実施する最終的な目的というのは、地域振興であるというふうに考えております。

その中で、この事業をしたことでどれだけの経済効果といいますか、そういったものがあるのかというふうなものについての数字については、今持ち合わせておりませんけれども、そういったことも想定をした市としての進むべき方向性がないと、なかなかこれから事業を進めるのも難しいのかなというふうに考えているところで、観光に関する計画というふうなものが、今現在、新庄市にはございませんが、そういったものを策定していく必要性もあるのではない

かというふうなことを事務レベルでは話しているところです。

すぐすぐ来年度実施できるとはちょっと難しいのかなというふうに思っておりますけれども、その策定の必要性も含めた検討につきましては、来年度してまいりたいなというふうに考えておりますので、そういった中で皆様方にお示しできるような形になればというふうに今現在は考えているところです。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） ありがとうございます。

それでは次に、子供の遊び場リニューアル事業についてという点で質問させていただきます。

これも先ほど辺見委員と鈴木委員からありましたが、これ本事業ですね、大変1.9億円、1億9,000万円という大規模な投資だと思います。

子育て支援として期待されている一方で、この完成後の維持管理費どうなのかと、更新費用が将来にわたって非常に市の財政圧迫とまでいかななくても、ある程度抑制されるんじゃないかなと心配があるわけです。

先ほど答弁いただきましたけれども、利用率もこれから向上が見込めるという点と、駐車場も確保できているというふうな非常に前向きな回答もいただきました。

そこで私のほうはちょっと裏からの質問ということになりますが、仮にもしこの利用者数が想定していたレベルよりも下がった場合、それから、駐車場は土地の問題ですからいいでしょうけれども、非常に維持費がかかってきたとか、ランニングのコスト、年間ランニングコストが上回ってしまってもっと持っていけないようになった場合のこの用途の転換というのを考慮したりリニューアルになっておりますか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場の改修事業ということでの御質問でございます。

リニューアル後の利用者が下がってきた場合、また維持費ということでの御質問でありますけれども、用途の変更については、今回は小学校高学年までが利用できる遊び場への改修ということで、特に維持費がかかった場合とか利用者が落ち込んだ場合の用途変更については考慮はしておりません。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） リスク管理の話なんです、基本的にこういう民間の建物の中に多額な投資をしてしまうという場合はそこに飲み込まれてしまつて、自前の公共施設の中に1億円でも2億円でも投資する分には、それは持ちこたえるんでしょうけれども、民間の持ち物、所有物の中に公物を突っ込むというのが非常にリスクが大きいというか、管理面が非常に大事だと思います。

例えばこのこらっせビルの中に入っているわらすこ広場でありますので、俗な言い方をすれば固定資産税が入って非常に助かっているよという面もあろうかと思えます。

そこでお伺いしたいというのは、こらっせビルに入っているわらすこ広場の占有面積で、市に支払われている固定資産税というのは幾らなんでしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場に相当する面積の固定資産税幾らかとい

うような御質問であるかと思いますが、固定資産税については、建物全体また土地などを含めての額となっております。

固定資産税として千数百万円課税されているような形になりますけれども、ビル全体としては5階建てのビルというようなことになっております。そのうちの一つのフロアをわらすこ広場で占有をしているというような状況でございます。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 金額1,000万円ちょっと、ビル全体で1,000万円ちょっとということですよ。

占有面積考えれば、5階建てなので割る5で、それで費用対効果というのを計算するわけにいかないでしょうけれども、基本的にどのぐらいのメリットがあるのかという点を考えて、1億9,000万円、通常、私の考えで言えば、1億9,000万円の建物を建てて、その中にわらすこ広場の機能を入れたような建物を建てるぐらいのキャパはあるんじゃないかなと、1億9,000万円の予算があればかなりいいのができるんじゃないかなという気はするわけでありまして、それが南本町・北本町の商店街の活性化のために、あのビルの中にいつまでもわらすこ広場というのを置いといて、そこで駐車場もちょっと不便だけれども使いながらも、その代わりに固定資産税がいっぱい入るから何とかなるんだよという、そういうロジックはいつまで続くかという点が怖いところだと思います。

先ほども言ったように、リスク管理のほうをしっかりとっていただきたいと思いながら、では子供たちのためにはよき方向に行くような施策としていただきたいと思います。

次は、東山末広町地区浸水対策事業についてという点で、これ新規で上がっています。

これが、ページ数が主要事業の14ページですね、14ページですが……。すみません、申し訳ない。撤回します。

その前の開業医等診療所開設支援事業についてです。

これも先ほど亀井委員、それから鈴木委員より質問ありましたが、これも基本的に何を狙ったものかといえば、新庄市内に対する医者不足の解消が一番の狙いかと思います。

医師を確保するためにこの事業というのを行っているのかなというのが根底にあるのかと思いますが、ほか自治体、例えばこの前、米沢市であると亀井委員がおっしゃってありましたけれども、この実用例として、その対応した診療所、そのの定着というのはどのように今なっているか、分かりましたら教えてください。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 米沢市におかれましても、独自の支援事業1,000万円ということでされておられると思います。新聞報道等でも眼科手術等の拡大において、2例ほど実績があるというような報道を承知しておりますので、そうしたことで定着が図られていると認識しておりますし、本市におきましても、要綱上想定して10年以上診療していただくことですか、地域医療健康づくり事業に御協力いただくことなどを要綱の中に条件として盛り込みながら定着を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） ぜひ医師の確保、医療従事者の確保という点ではいい事業だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では最後に、最後ですね、総括的な質問になりますが、令和8年度の当初予算拝見しましたが、主要事業を今見ましたところ、非常に投資

的経費というのが多いかなと、集中しているなと、市の将来を左右するような重要な年度であるんだと思っています。

市長に伺いますけれども、本年度の予算、これを市長の施政方針にありました、輝く未来に挑戦するまちづくりというスローガン、このスローガン達成するためには、どのように注視する成果目標があるか。それから、この成果がなかなかうまくいかないなといった場合のどのように事業を見直していくのか。それから、将来像、将来の世代への負担というのをどのように軽減していくのかという点をお伺いしたいと思います。

山科朝則市長 委員長、山科朝則。

鈴木法学委員長 山科市長。

山科朝則市長 先ほど来、委員の御質問、大変参考に聞いておりました。

いろいろ事業するには必ず様々な効果を生み出さなければならないというようなことだというふうに感じています。

ただ、農業のこともそうですし、商工もそうですし、今、いろいろ御質問されたこともそうですが、やはり若者がこの地域に定着するためにはどうするかという前提でいろいろ考えておりまして、そのために新庄だったらこういういろんなことできるよという夢を持てるような、そういう予算立てにしているつもりです。

そして、病院の一部補助に関してもそうなんではありますが、やはりいろんな方がそれぞれ新庄病院等含めて、いろんな形で医療連携ができる形、そして住みよさを形にしていくというようなこと、従来から申し上げられていますような形で進めていきたいと思っています。

当然費用対効果、事業を引き返さなければならなくなる可能性は十分あり得ます、これは。そのときは、本当に真摯に引き返すことも考えておりますし、無駄かどうかというのはまず様々原課で検証しながら進めているわけであり

ますけれども、時代の背景上いろいろ変化もございまして、そのときはしっかりと立ち止まったり引き返したりしていきたいと思っています。

でも、この事業、さらに進めていって、地域における未来をしっかりと築いていきたいというふうに思っています。

以上です。（「終わります」の声あり）

鈴木法学委員長 ほかに質疑ありませんか。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 4時をめぐりという時間の中で指名していただきましてありがとうございます。最後になるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いします。

最初になんですけども、72ページの4款1項5目の先ほど猫の不妊去勢の補助金ということで、こちらについて御質問したいと思います。

同僚議員が一般質問もしていますし、先ほどもしておりました。予算化ということで、このような問題に予算化していただきましてありがとうございます。

予算は予算として、この不妊去勢の手術というところをやっていくということなんですけれども、単なるその補助制度だけでなく、やはりこの地域の環境問題、あとは住民のトラブルとかというものも考えて課題を解決していくということで、市の関わりというものがあると思います。

野良猫とか多頭飼育の問題ということで、基本的に市の方針といいますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

井上 徹環境エネルギー課長 委員長、井上 徹。

鈴木法学委員長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 どうやって関わっていくのかという御質問をいただきました。

市といたしましては、これまでどおり、野良猫や多頭飼育についての苦情・問合せがあった

場合につきましては、最上保健所と連携協力しながら、対処法や改善指導、また見回りなど必要な処置を行ってまいりたいと考えております。

その上で苦情・問合せあった方に対しても、このたびの制度があることを周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） この補助金が創設されることでさらなる連携していくということをお願いしたいと思います。

あと、地域のやっぱりボランティアの方とか団体ということが今まで取組をされてきたという御尽力があったというのも聞いておりますけれども、その辺のボランティア団体との連携、そういう視点も大事だと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

井上 徹環境エネルギー課長 委員長、井上 徹。
鈴木法学委員長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 地域団体やボランティアとの連携についての御質問でございます。

現在、新庄市におきましては愛護団体として活動している団体はございませんけれども、最上管内で活動しております、舟形町のわんにゃんサポートセンターや個人で活動している方もいらっしゃるということでございますので、この個人で活動している方につきましては、残念ながらどなたがやっているかということまではこちらのほうで把握しておりませんので、今回のこの制度を活用し協力していただいた方にお声がけをして、お話し合いを持つような場を設けていけたらなというふうに考えております。

そして、保健所と協力しながら、その先に地域の愛護団体といったものが設立できればよいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） ぜひこの機会を契機に進んでいただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、今回のこの最初の質問に当たり、私の中で産業振興ビジョンを基にちょっと組立てをしましたので、それに関わる質問構成でしていきたいと思います。

まず最初に、ページと款項目言っていきたいと思います。

84ページの7款1項2目の産業振興対策事業費、産業振興ビジョンの推進。あとは、続きまして、同じく84ページの商業振興対策費のチャレンジ創業、若者創業支援事業。85ページ、次のページの中心市街地活性化事業。ちょっと戻りまして、農業振興費、78ページ、6款1項3目の新規就農者支援事業ということで、産業振興ビジョンに関わる流れでお聞きしていきたいと思います。

最初に、産業振興ビジョンの推進ということで、振興ビジョンを提示いただきまして、見せていただきました。その産業ビジョンがこれからの新庄の本当に産業を支えていくのに必要だという、まずは描かれていると。

これを推進するとして、今回の産業ビジョンの推進委員会とか、あとは基礎調査の委託事業というものが計上されております。令和8年度具体的にどの段階まで進める予定なのか、お聞きしたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 産業振興対策事業費のうちの産業振興ビジョンの関係というふうなことでございます。

産業ビジョンに基づく事業といたしまして、この産業ビジョンというふうな名称をうたっている事業といたしましては、委員御指摘のとおり、推進委員会の開催であったり、基礎調査業

務の委託であったりというふうな2つを計上しております。

その産業振興ビジョンに関係するような事業といたしましてはほかにもあるわけなんですけども、まずはこの2つというふうなことです、推進委員会の事業につきましては、推進委員会の役割といたしましては、大きく2つかなというふうに思っています。

1つが、産業振興ビジョンそのものに関する進捗管理であったり、変更の必要性の判断であったりという、ビジョンそのものの部分についての御意見を賜る場、もう一つといたしまして、産業振興ビジョンを進めていく上で必要となる具体的な事業についての部分、こういった事業をしていくべきなのかと事業レベルのアドバイス、それに加えて、今実施している事業に対しての御意見もいただきたいと思っております。

そういったことですので、推進課につきましては、年間通してずっと繰り返し実施をしていく事業というふうなことになります。

次に、基礎調査業務につきましてですが、こちらにつきましては、産業ビジョン、今、策定中というふうなまだ状況ですが、先日お示しをした産業集積のターゲットと考えられる企業に関しまして、産業用地の需要等を調査して集積に関する本市の状況であったり、社会経済環境の変化など、様々な要素を併せて調査をいたしまして、今後の企業立地に向けた戦略的な施策を検討するための調査と基礎的調査というふうなことで位置づけておりまして、考えている内容は4つになりますが、1つは、新庄市を取り巻く産業立地の動向調査というものを考えております。

次に、企業ニーズアンケート調査を行いたいというふうに思っております。

そして、そのアンケート調査を踏まえまして、実際その企業のほうとヒアリングして、より詳

細な内容を調査をしたいというふうに思っております。

そして、ターゲットとする業種に関しまして、立地可能性の分析をしていくというふうなものを基礎調査の内容とまず考えまして、専門業者に委託し作業等もしてもらいながら、我々のほうで分析をしていくというふうなことを想定しております。

調査につきましては、それなりの期間が必要というふうに考えておりますが、この調査の結果、工業用地の在り方についても一定の方向性を出せればなというふうに思っておりまして、来年度、再来年度の予算編成に間に合うような形で何とか進めたいなというふうに今考えているところで、調査につきましては、恐らく半年近くかかるのかなというふうに考えております。それを分析し、我々の案をまとめまして、当然議員の皆様方にお示しをして御意見をいただきながら、方針を決めていくと。再来年度の予算編成に間に合うような形で、まずはそこを目標に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 大体イメージというものができましたので、御回答ありがとうございます。

産業振興ビジョンでは高付加価値の高い産業の集積とか、あとは若者が希望を持って働ける産業の創出などがちりばめられていまして、まさに先ほど市長が言いました、若者の定着、若者がこの新庄市の未来に希望を持てるというようなものが産業振興ビジョン、働くというところではあるのかなと思っております。

お話聞いたときに、推進委員会の方々の御意見を聞きながらということで、この推進委員会の方々の役割というのは非常に大きいものかなと思っております。

やっぱり若者とか女性とか、そういうところの、何ていうかな、ここに残るといふか、そういう思いというものをこの推進委員会の方々はそれを共有していらっしゃるということによろしいでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 推進委員会につきましては、今年度策定の際に検討いただきました、策定委員会の枠組みを基本的には想定をしております。

同じ方になるかどうかと、組織でするので人が替わる場合もありますので、その辺は新年度になってから調整をするという形になりますが、基本的にはその枠組みを活用するというふうなことでございます。

専門分野の方々がそろっている集まりであり、今回産業ビジョン策定に当たりまして、様々な新庄市における課題であったり、市としてこういった方向に行くべきでないか、我々としてはこういうふうを考えるというふうなことを一緒に考えていただいた方々でするので、そういった課題意識については十分共有していただいているものと考えております。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 分かりました。

次に、チャレンジ創業、若者創業支援の事業というところで御質問したいと思います。

本事業、主要事業の中でも上っております、それでチャレンジショップ事業、あとは学生ビジネスコンテスト、若者創業応援補助金などが新規として計上されているわけですが、この3つの事業というものは連動しているのでしょうか。

構想、この事業をした思いといいますか、予算化への構想などお聞きしたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 事業の内容につきましては、主要事業の概要のほうに記載されておりまして、この事業につきましては、起業について検討すると、様々なレベルにおいて起業の案について考えるというところ、あとは実験的にやってみるという部分、そして、実際の店舗を開設するという狙いがございまして、一つの起業に向かった一つの流れの表現したものなのかなというふうに捉えております。

来年度につきましては初年度ということで実験的な部分、検証が必要な部分というふうなものもあると思っておりますので、事業を実施した上で利用者等の意見等も踏まえながら、今後に向けてまたブラッシュアップしていきたいというふうに考えております。

以上です。

鈴木法学委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後4時08分 休憩

午後4時18分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 今の御回答で、これが3つが連動して流れるようにというか、様々なレベルで起業を促していくというのが分かりました。

このビジネスコンテストという、学生ビジネスコンテストというところで、新しいそういう若い方々のアイデアとか、あとは起業を支援していくという、ここは多分スタートのところなのかなと思うんですけども、この学生というのは、大学生のことを普通は意味するんですけ

れども、大学生だけでしょうか。

この前、新庄東高の子がビジネスコンテストにも挑戦していきまして、法人登記した、起業したという話も聞いたんですけども、その辺はどうでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 対象といたしましては、市内にいらっしゃる高等学校以上の学校に在籍する生徒さんというふうなものを想定しております。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） そういう生徒が出てきてくれることを本当に期待したいと思います。

この流れから言いますと、ビジネスコンテストで仮に優勝して、それが創業への、何ていうですかね、期待が高まったというときに、次にあるのがチャレンジショップ事業というところで、こちらのチャレンジショップ事業は、そのお店を用意して、それは行政側で用意して、その箱に入っていていただいて、その事業を展開するという内容でよかったですか。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 今おっしゃっていただいたとおりの内容を想定しております。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 本当に流れている事業でいいと思います。

その後は、チャレンジショップ事業なので、この事業が本当に軌道に乗るのかどうかという、そこのお試しだとは思いますが、そこからこれはいけるといふような話になりましたら、次は若者創業応援補助金というところについて、月5万円、3か月の補助という流れでよかった

ですか。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 基本的にはそのような流れを想定しております。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） いろいろ積み重ねて、このステージというか、若者創業応援補助金のステージまで来たということであれば、様々な経験されていると思うんですけども、上限、月額上限5万円、あとは最大3か月というところで、この3か月というものが若干弱いんじゃないかなというような気もしております。合わせても合計15万円というところなんですけれども、創業してから事業がちゃんと回るようになるまでというのはやっぱり1年ぐらいかかるんじゃないかなというところも思っております。この3か月という設計は、どのようなところから来たのでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 金額と期間についてということですが、具体的にこの理由によりというふうなことではなくて、まずは事業全体のこういった事業を進める上でこのレベルでやっていくのはどうかというふうな判断の下に、まずは設定をしたというふうなことでございます。

金額的に少ないのではないかなというふうな当然御意見もあろうかと思いますが、とはいえ、いきなりそれなりの大きい金額を渡してしまうのもどうかという御意見も恐らくは出てくるんだろうと思いますので、まずはこの形でさせていただきまして、また利用者の意見等を伺いながら、今後に向けて検討を深めてまいりたいと思います。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 行政側もトライ・アンド・エラーというところで、やはり一つ一つ検証して、それを改善してというところで、この額がこの期間がこれでいいのかどうかというのは、実際にやってみてからの検証だと思いますので、ぜひその点は随時検証していただけたらと思います。

あとお願いがあるのが、やはり創業支援ということで、やっぱり伴走といいますか、後のフォロー、この3か月終わった後、独立しましたというところだけじゃなくて、様々なところで関わっていただいた人なので、フォローしていただいて、末永く事業が継続できるようにしていただけたらなと思います。

最初から言っているんですけども、やはりこの創業支援のところで女性の視点というか、定着するに当たって、若者というところではこの3つの事業あるんですけども、女性の視点とか、あとは女性の定着という部分は何かどのような意見とかそういう思いとかというのは入っているのでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 人口減少進む中で、女性が地域にどれだけ残っていただけるかというふうなことが非常に大きな課題であるというふうな全国的な問題・課題があるというふうな状況は当然認識しておりますし、その視点についても重要なものであるというふうに捉えております。

産業ビジョンの策定の際にも、そういった大学の先生の研究アンケート結果なんかを見ますと、やはりそういった女性に関する課題視をしているような調査をしているというふうなことがございます。

ただ、今現在、こういった事業を新たに始めるに当たりまして、女性だけをピックアップす

るというふうな形ではなくて、若年層というふうな切り口でまずは事業化をさせていただいたというふうなことでございます。

来年度以降、産業ビジョンの推進に合わせて女性の活躍推進といいますか、そういった視点での検討も様々な場面でなされていく、していきたいと考えておりますので、女性につきましては、今後の検討課題といいますか、研究課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） ぜひよろしくお願ひします。

次に、中心市街地活性化事業というところで、先ほども質問あったんですけども、地域活性化起業人制度を活用して、今、駅前商店街のほうでやっている、これからのビジョン、ビジョンといいますか、その絵をどのように具現化していくかというところでの活用ということをお聞きました。

令和8年度のスケジュール、今までも商店街のほうで話合いされてきたと思います。ここからは、それをどのように具体化するかというスタートになると思うんですけども、そのスケジュール等を教えていただけたらと思います。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 中心市街地活性化事業のうちの起業人の活用というふうな部分のお話ですが、先ほども申し上げたように、計画策定をまず、駅前通り商店会のほうから出されていますイメージに基づく、実施に向けた詳細な数値的な部分ですね、金額、お金の部分であったり、実現可能性も含めてですけれども、そういった部分についての試算をしていただく業務であったり、あとは実際出来上がった様々なものを運営していくための組織というふうなものも考え

なければならないなど、課題といたしますか、検討しなければならない部分が非常にあるというふうなことで、それを起業人の方に協力をいただきながら計画策定を進めるというふうなことでございます。

具体的に何月までこれをやるというふうな予定については、現状ではまた起業人になっていただく方との具体的な打合せというのがこれからになりますのでお示しはできませんが、これなるべく早く進めていければと思っております。

できましたら、年内とか、そういったタイミングでできたら最もいいのかなというふうに考えておるところです。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 分かりました。計画的に進んでいただければと思います。

細かいところですけども、費用弁償が150万円というところで載っているんですけども、150万円ってなかなかの数字だなとは思いますが、どういうところでこの費用弁償150万円かかるのか教えてください。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 150万円の内訳ですけども、起業人、先ほど条件の部分で申し上げましたけれども、首都圏の会社に所属する方というふうなことになりますので、その方が業務に当たる際の旅費として100万円を見ております。月に何回とか国のほうで定める条件等もございしますので、それに合わせて往復をしていただかなければならないというふうな部分がありますので、まずはその分を見ております。

残りの分ですけども、研修等に参加する際の旅費等を39万円見ておまして、セミナー等を実施した際の講師の旅費として11万円を見て

おります。合計で150万円というふうな予定でおります。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 分かりました。ぜひ早く進んでいただいて、これが形になって、目に見えるような形で事業が進んでいければと思います。

最後になりますけれども、新規就農者の支援事業というところで、先ほど来質問がありましたけれども、新規もありますし拡充もありますし、専門職大学の学生との交流というところで、まずはこの新規就農者が増えるように手厚くしたというところで、令和8年度の事業が盛り込まれていると思います。

産業ビジョンの中にも新規就農者というか、農業の分野載っておりまして、農林業のスタートアップ支援とか、あとは新規就農者の定着と経営力の向上というところでスマート農業もありますけれども、こういうところを具現化した予算が今回のこの新規就農者の事業ということによかったでしょうか。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

新規就農支援事業につきましては、令和8年度の主要事業に載せておりますけれども、3,195万円という予算を計上させていただいております。

新たな補助制度、先ほど坂本委員の質問の中にありましたけれども、新たな制度と拡充した制度と、そちらの2つのほうを用意させていただいております。

内訳としましては、補助金、交付金合わせまして3,095万円、新規就農パンフレットや、先ほど申し上げましたけれども、いわゆる東北農

林専門職大学の学生様との交流会、あと対面での交流会等の経費が100万円となっております。東北農林専門職大学の学生の卒業後の地元定着ということもございますけれども、産業ビジョンの達成の具現化の一つということになっております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） これまでは農業は農業、産業は産業ということで、工業は工業とか、商業は商業とか、それぞれの分野だったと思うんですけども、産業振興ビジョンというところで、やはりこのビジョンには網羅的になっていきますので、横断的にやっていただければありがたいなと思います。

最後なんですけれども、やはり農業の分野においても女性の活躍とか、あとは女性の新規就農者というところがあることによって、地元定着というものが進んでいくと思います。

その辺の女性の就農、あとは農業経営の参画、重要と考えますが、そのような視点は含まれておりますでしょうか。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 募集の中で、PRの中で特に女性に特化したということはございませんけれども、いわゆる現在の新規就農者の状況を見ますと必ず1名、2名、新規就農の女性の方がいらっしゃるというような状況でございますので、そちらのほう、いわゆる機械購入とか、あとスマート技術、そちらのほうを活用していただいて性別を問わずに、誰でも就農しやすい環境づくり、こちらのほう努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。
鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 性別問わずというのは、まさに性別問わずにやってもらって結構なんですけれども、ただやっぱり女性も定着というところを考えたときには、やはりどのようにしたら残っていただけるのか、新規就農になっていただけるのかというのを考えていかないと、どちらでもいいですというところだけでは、女性にという目線もちょっと必要かなと私は思っておりますので、今のような質問しました。

専門職大学の学生とのワークショップというところで、男性も女性もいます。その中から、多分意見として女性が働きやすい農業とか、新規就農になりやすい農業とか、そういうものも出てくるかと思います。

ワークショップという手法なので、ぜひワークショップで出てきたそういう意見も課題として捉えて盛り込んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 まさしくワークショップを開くその一つの理由としまして、やはり若者、特に若者等、農林専門職大学の学生がどういうふうな形を望んでいるのか、どういうふうな新庄市で就農するために必要なのかということを御意見をいただく場と考えております。また、その中には女性がどうやって就農を継続していくために必要なのかという御意見もあろうかと思っておりますので、そちらのほうの意見は反映させてまいりたいと考えております。

以上です。（「終わります」の声あり）

散 会

鈴木法学委員長 以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

次の予算特別委員会は、3月13日金曜日、午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時34分 散会

予算特別委員会記録（第3号）

令和8年3月13日 金曜日 午前10時00分開議
委員長 鈴木 法学 副委員長 今田 浩徳

出席委員（16名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	亀井博人	委員
4番	鈴木啓太	委員	5番	坂本健太郎	委員
6番	田中功	委員	7番	山科春美	委員
8番	鈴木法学	委員	9番	辺見孝太	委員
10番	渡部正七	委員	11番	新田道尋	委員
13番	伊藤健一	委員	14番	山科正仁	委員
15番	高橋富美子	委員	16番	佐藤卓也	委員
17番	小野周一	委員	18番	小嶋富弥	委員

欠席委員（1名）

12番 今田浩徳 委員

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	小関孝	総合政策課長	鈴木則勝
財政課長	川又秀昭	税務課長	小関紀夫
防災危機管理課長	柏倉敏彦	市民課長	高橋智江
環境エネルギー課長	井上徹	成人福祉課長 兼福祉事務所長	大野智子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋智史	健康課長	佐藤朋子
農林課長	大江周	商工観光課長	高橋潤
都市整備課長	高橋学	上下水道課長	阿部和也
会計管理者 兼会計課長	杉澤直彦	教育長	津田浩
教育次長 兼教育総務課長	伊藤リカ	学校教育課長	大町淳

社 会 教 育 課 長	岸	聡	監 査 委 員	須 田 泰 博
監 査 委 員 長	井 上 利 夫		選 挙 管 理 委 員 会 長	武 田 清 治
選 挙 管 理 委 員 会 長	長 沼 俊 司		農 業 委 員 会 長	浅 沼 玲 子
農 業 委 員 会 長	今 田 新			

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局 長	山 科 雅 寛	議 会 総 務 主 査	伊 藤 幸 枝
主 事	小 野 一 樹	主 事	秋 葉 佑 太

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算

開 議

鈴木法学委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は16名です。

欠席通告者は今田浩徳委員の1名です。

これより、3月12日に引き続き予算特別委員会を開きます。

審査に入る前に、3月12日にも申し上げましたが、再度確認のため、審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議はおおむね1時間ごとに10分間の休憩を取りながら進めてまいります。

質疑は、答弁を含め1人30分以内といたします。質問の際は、必ず予算書のページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いします。

また、会議規則第116条第1項に「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない」と規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、これより審査に入ります。

議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算

鈴木法学委員長 初日の審査に引き続き、議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算を議題といたします。

それでは、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） それでは幾つか質問をさせていただきます。

予算書42ページ、2款1項7目の結婚新生活支援事業補助金、また、3世代同居等住宅取得助成金、また、A iナビやまがた登録料助成金、やまがた縁結びたい活動支援助成金について。

あと次が、予算書の47ページ、2款1項12目地域公共交通対策費について。

あと次が、主要政策の主要事業の12ページのところなんです、予算書64ページ、3款2項2目の子育て世帯訪問支援事業業務委託料、児童育成支援拠点事業費業務委託料、子ども食堂支援金について。

あと次が、予算書101ページ、9款1項5目の山形県・新庄市合同総合防災訓練実行委員会負担金について、あともう一つ、102ページ、9款1項5目の防災士資格取得補助金についてをお伺いいたします。

初めに、結婚新生活支援事業補助金と3世代同居等住宅取得助成金なんですけれども、令和7年度より予算が減ったようでしたけれども、昨年、今年度も含めてなんです、実績はどうだったんでしょうか。減った理由とか教えてください。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 結婚新生活支援事業費、そして、併せて3世代同居のほうの補助金がちょっと前年度より予算額が減になっているというようなことでございますが、こちらにつきましてはなかなか見込みの数値を立てるとというのが非常に難しいところでして、令和7年度の実績に合わせて予算のほうを計上させていただいたということでございます。

結婚新生活のほうにつきましては、令和7年度予算では23名ほどの見込みというところで予算を盛らせていただいておりますが、今年度見込み、3月大体終わっている時点で約15名程

度となっておりますので、まずは予算的には同程度ということで計上させていただいたところでございますが、こちらはやはりそれに応じて対象になる方が出てきましたら、必要に応じて補正などで対応させていただきたいというふうに思っております。

また、同じく3世代同居のほうにつきましても、令和7年度6名ほどで予定はしておりましたが、これまでの実績でもやはりなかなか多くはなかったというようなところで、若干4名から5名程度ぐらいを見込んだ形での予算とさせていただいておりますが、こちらにつきましてもやはり要望というか対象のある方いらっしゃいましたら、補正等で対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） ぜひ本当にこういった支援を基に、また結婚という形で踏み切る方も多いかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは次、A i ナビやまがた登録料助成金、やまがた縁結びたい活動の支援助成金は、昨年では変わらずの予算だったんですけれども、何名の方分の予算というか見積りというか、なっていますか。

また、今年度はまだ分からないところもある、最後まで終わっていないので分からないところもあると思いますけれども、登録者数など分かりましたらお聞かせください。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 A i ナビやまがた登録料の助成金、そして、併せてやまがた縁結びたい活動支援の助成金について御質問いただいたところでございます。

こちらの助成金につきましては、令和7年度と同額で予算計上させていただいておりますが、

A i ナビやまがた登録料助成金につきましては、やまがたハッピーサポートセンターのほうに登録される際、1人当たり1万円の登録料というることになりますので、予算としては5万円と見込んでおります。

今年度も大体5人ぐらい今ちょっと来ているところで、まだ3月終わっていませんので、これからの方いけばまた対応したいと思っておりますが、同程度というところで見ております。

あわせて、やまがた縁結びたい活動支援助成金こちらにつきましても、県でしておりますやまがた縁結びたいのほうに登録された際、登録時に1回のみということで活動費ということで3万円助成させていただいておりますが、今年度は2名登録いただいております。

ただ、来年度以降について特に登録したいというような話もいただいているところではなかったもので、まずは1人分ということで予算は計上させていただいておりますが、こちらはその時々状況に応じまして補正等で対応させていただけるようなことで考えているところでございます。

以上であります。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 今年度はA i ナビやまがたの登録が5人いたということで、1万円の助成してくださることでもまたそこも増えると思いますので、ぜひこれもすごく大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、縁結びたいも2名登録があったということで、こちらは今年度は2人分のだったんですね。分かりました。ぜひとても大事だと思いますのでよろしくお願いいたします。

やまがた縁結びたいのほうは私もちょっと関わっているんですけれども、毎月1回最上総合支庁で新庄最上地域の縁結びたいの方々が集まって、また、尾花沢市のL a L a ネットという

結婚支援の方々も来ていただいて、本当に新庄最上地域、また、北部のほうで結婚とかも進めたいねというふうに頑張っているところであります。

そして、結局、子供施策というか、こども家庭庁もできまして、子供政策盛りだくさんなんですけれども、やっぱりその前に、結婚する方がいなかったらちょっとあれなので、ぜひ結婚施策も今後とも頑張っていただきたいと思えます。

次に、地域公共計画の策定のところの実証運行事業のところについて質問させていただきます。

主要事業の中にも入っているんですけれども、目的として、地域の時勢や実情及び市民の移動ニーズに対応するためということで、まちなか循環線の2台運行の実証を行うということだったんですけれども、こちら一般的に見て、まちなか循環線なんですけれども、なかなか利用者は増えているんでしょうけれども、ちょっと少ないように見えたりもするんですけれども、2台運行ということで、もう1台増やすということでもあります。

地域公共交通計画の策定に当たって、そういった移動ニーズを確かめるということで、運行間隔の短縮化とか様々あるということなんですけれども、なぜもう1台増やしてやっていくのかというところの内容を詳しく教えていただきたいと思えます。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 地域公共交通の実証運行のことについて御質問いただいたところでした。

来年度に向けましては、ひとつ公共交通計画の策定と併せて実証運行するというようなことでございます。

現在の、今後高齢化を迎える中で足の確保といったことに様々御意見これまでもいただいて

きたところですが、市としまして公共交通に関するしっかりした計画、方針等がなかったことでありましたので、この機会にそういった計画をしっかりと策定しまして、持続可能な地域公共交通、そして将来につながっていくものを計画していきたい。その中で実証運行も行うというなことで考えております。

この持続可能なものにしていくというようなところの中には、やはり運行を効率的なものにしていくものがある、また、あるいは利便性を上げてやはり利用できるものにしていかなければならないというなことでありまして、やはり実証的な形で、どのような形だと利用いただけるかというのは確かめていきたいというなことを考えております。

なかなか循環バスも乗っていないところもあるなんて話もいただくこともあります、やはり利便性向上というなことも考えておりまして、予算の中では、バスロケーションシステム・乗降カウントシステム改修業務とありますが、現在、バスの位置情報であったり乗り降りのカウントだけできるシステムがあるんですが、こちらを改修することによりまして、こういった時間帯でよく乗られているのか、あるいはこういった区間でよく利用されているのかといったところをちょっと分析しまして、やはり効率的な運行というのを図っていききたいと思っております。

もう1点が利便性ということで、やはり今あるバスをより利用しやすい形にどうするか、そういった中での実証運行で1台を増強というなことになります。

現在の循環バスは1台で運行しておりますので、どうしても走れる区間、エリアがどうしても限定されている、あるいはあじさいライン、もみのきラインとありますけれども、同じ方向に向かうと思いますと、次のバスが来るのが2時間置き以上みたいな形がありまして、なかなか

かそこら辺が乗りづらいといった意見もございました。

このたびはもう1台増強するという形で、そういったバスの間隔、次のバスが来るまでの間隔を短くする、あるいは2台にすることによりまして運行できるエリアも少し広げることができるんだと思っています。

そういった形で実証をさせていただきたい、こういった形で利便性を上げるのか、研究していきたいと思っているところであります。あくまでもこれは実証でありますので、ある程度期間限定ではありますが、この実証運行の中でよく利用されるという形であれば、その形、2台をまず継続していくような形、できればそれを狙った形のダイヤ編成などもしながら取り組んでいきたいと思っています。

この計画策定あるいは実証運行を実施するに当たりまして、地域の公共交通を検討する会議体があります。地域公共交通活性化協議会がありますので、こちらの中で様々な関係者の皆さんから御意見をいただきながら、こういった形がいいのか研究をしていきたいと思っています。

スケジュール的なところもありまして、やはり前段、1年間の前半、9月ぐらいまではこういった協議会の中では様々な形を協議させていただきまして、年度の後半、11月ぐらいを想定しておりますが、このあたりから実証運行という形で入らせていただければと、そのような形で今計画しているところでございます。

以上であります。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 地域公共交通計画を作成するに当たって、効率的また利便性なども知る上でも2台運行をするということが分かりました。

やっぱりちょっと移動人数のところなんですけれども、市内でも病院に行く際にタクシーを

利用する人も多くて、なかなか松本地区のほうとかあっちのほうになると、市内まで遠いので、何かバスの時間帯も合わないとかと言って、本当に町なかでもやっぱりタクシーを利用する人も多いみたいですので、高齢者ニーズとかそういったのもよくちょっと考えていただいて、ぜひ把握していただきたいなと思います。

その中で、専門家の招聘ということで謝金25万円といったことがあるんですけども、こちらの方にはどういったことを見ていただくというか教えていただく形になりますか。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 専門家の招聘の謝金ということで予算のほうも計上させていただいております。

まだ今、具体的にどなたにお願いすると決まったところではございませんが、様々な研究をされ、他地域で公共交通に関わられた方ということでお願いできればなと思っています。

ちょうど今年度、県のほうでも公共交通の計画の策定をしております、その中で最上地域の辺で研究に関わられた方もいらっしゃるような形でしたので、そういった方の中からぜひ紹介などいただきながら、よりこれまでの交通に関わった中での経験値あるいは事例なども紹介いただきながら、この地域に合ったアドバイスをいただけるような方にお願いできればというふうに考えているところであります。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 本当によく分かっている方というか、そういう方を呼ぶということで分かりました。

何か最近のこの事業をいろいろ見させてもらうと、地域活性化起業人制度とか地域創造アドバイザーなど専門家の方を招聘して意見を聞くということが増えたな、また、産業ビジョンの

ところもそうなんですけれども、やっぱり専門家の意見も含めてすごく大事だと思いますけれども、やっぱり地域の事情をしっかりと分かっている方は市民とかであり、また行政の方々であると思いますので、アンケート調査も行うようなんですけれども、分析のほうをちょっとしっかりとしていただきたいなというふうに思います。

もう一つなんですけれども、1月補正で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、第二種免許取得支援事業補助金63万円というのが予算化されて、タクシードライバーの不足を増やすという目的で予算化されましたけれども、その後、事業者の声とかは何かお聞きになっていますか。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 まだちょっと今のところは直接の声は伺っておりませんが、今後令和8年度まで繰り越して事業費を使わせていただきたいと思っておりますので、こういった計画策定などと併せた事業者の方たちとも話しながら、一緒になって進めるような形を考えて進めてまいりたいと思っております。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 本当に市内、町なかもそうなんですけれども、やっぱり市、町なか外の北部地区とか、南部のほうもあるんですけれども、やっぱりこの地域公共交通策定に当たしまして、本当に足のところがすごく困っている方も多いようですので、タクシードライバーの二種免許取得の方も増やしていただいて、よりよい形で地域公共交通計画を立てていただきたいなと思います。

次なんですけれども、子育て家庭支援事業846万5,000円というところなんですけれども、こちらは全て新規事業ということで、改正児童福祉法がちょっと変わったのでまた新たにでき

たと思うんですけれども、一応その中の子ども食堂支援金108万円のところなんですけれども、今までは子ども食堂開設に当たって支援として15万円というのがあったんですけれども、今回は市内で子ども食堂を運営する団体に対して運営費を支援する、食事の提供とか学習支援、体験活動の充実、地域における子供たちの居場所をつくるということなんですけれども、こちらは子ども食堂1件ではないと思うんですけれども、何件分なのかということと、やっぱりニーズ的に、どのぐらいの子ども食堂を運営している方にこちらを支援金として渡す予定でしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 子ども食堂支援金についての御質問でございます。

この子ども食堂支援金につきましては、子ども食堂市内3か所ございますけれども、そのうちの2か所に対して月3万円ということで考えております。

残りの1か所につきましては、別の児童支援育成拠点事業を担う予定となっておりますので、そちらのほうの予算で対応したいと考えております。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） こちらのほうは運営に関するもので支援ということだったんですが、今まで子ども食堂の開設に当たっての支援というのがあったと思うんですけれども、今年はちょっと見つけられなかったんですけれども、あるのでしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務

所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 子ども食堂開設支援事業補助金ということで、こちらでも1か所分ということで15万円予算計上しております。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 新規の事業、この3つなんですけれども、やっぱりいろんな養育に不安や困難を抱えている家庭とか居場所のない児童というのも、新庄ではそんなにいないかもしれないんですけれども、全国的に増えたのでこういった体制が整ってきたと思いますので、ぜひ、そうですね、今ちょっと食材費もすごく物価高騰で高いと思いますので、支援のほうをぜひ頑張っていたきたいなと思います。

それでは、次なんですけれども、山形県・新庄市合同総合防災訓練実行委員会負担金について質問いたします。

令和8年10月18日に開催ということで、大規模災害時を想定して、県や関係機関と連携した初動対応及び情報収集・伝達の手続を確認する訓練に実施するということなんですけれども、県と市、防災関係者、住民が一体となって訓練するということなんですけれども、ここに関して、その場所とか、また、どのようにたくさんの市民参加を促すかなど、何か詳細とか今の時点で分かるところを教えてください。

柏倉敏彦防災危機管理課長 委員長、柏倉敏彦。

鈴木法学委員長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 予算書101ページ、5の災害対策費の山形県・新庄市合同総合防災訓練の御質問をいただきました。

議員おっしゃいますように、今一応予定としましては10月の8日、新庄市を会場に開催するものでございます。

新庄市の場合、前回は平成30年でしたが、その際は、災害のために開催を見送っているとい

うことで、久方ぶりの16年ぶりの開催となっております。

実行委員会が4月に入ってからということで、こちらの想定としては、なるべく多くの市民の方に参加していただくような手だてをしたいということで、通常の防災訓練だけではなくて、一般市民の方も参加、体験していただけるようなブース設定とか様々な催物をしたいということ、県のほうと今調整を行っているところでございます。

場所についてもおおむね3月4日の事務局の会議の中で御承認をいただいておりますが、実行委員会開催前でございますので、新庄市の中心部エリアということで御理解をいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 分かりました。中心部エリアで10月8日ということですね、開催ということ。違ったっけ。10月18日。すみません。10月18日開催ということですね。分かりました。

ぜひ本当に今防災意識もすごく強くなっておりますので、やっぱり多くの方々が、せっかく山形県と新庄市の合同のということなので参加して、いろいろその催物を通じまして、防災意識の向上にぜひ努めていただきたいなと思います。

最後なんですけれども、防災資格取得補助金ということで6万円ということです。

こちらは、今年度なんですけれども、何名の方がこちらの補助金ということで受け取られたというか、その実績について教えてください。

柏倉敏彦防災危機管理課長 委員長、柏倉敏彦。

鈴木法学委員長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 まず、先ほどの御質問の中で、私、10月8日と言い間違えてしまったと思いますので、10月の18日の日曜日です。

一応それは、4月の実行委員会で正式に決定された後に、関係機関等に周知はいたしますけれども、そういったことでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、防災士の資格取得の助成金ということで御質問いただきました。

こちらにつきましては、令和7年度からの予算措置ということで、1万2,000円掛ける5名の方です。令和7年度につきましては5名の方は全て受給していただいて、全ての方が合格していただきました。

来年度につきましても5名の方を想定しております、広く公募して受験していただければというふうに思っております。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 5名の方が取得していただきまして、そしてまた、防災士の資格取得5名の方が合格したということなので、すごくいいなと思います。

やっぱり本当に防災意識を持って、防災士としていろいろ考えて行動してくださる方が、もっともっと増えればいいなというふうに思います。

2月28日にゆめりあで防災スキルアップセミナーということがありまして、私もちょっと参加させていただいたんですけれども、もう70名ぐらいの方が集まって、新庄市防災士連絡協議会の方、また、新庄市自主防災組織連絡協議会の方、また、区長、一般の方、また、市議会議員の同僚の方々も来られていて、皆さんでお話が聞けてよかったなと思います。

今、新庄市防災連絡協議会にも市内の郵便局の局長たちが本当にたくさん来てくださって、幹事として参加して活躍してくださっております。

新庄市防災士連絡協議会、すごく若い人も増

えて盛り上がっているんですけども、ぜひこの防災士資格取得補助金をこれからも増やし、増やしてというか、これからも引き続きやっていただいて、防災に関する意識向上をする方を増やしていただきたいと思います。

以上で終わります。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） ありがとうございます。おはようございます。

私のほうから何点かお願いしますので、控えていただきたいと思います。ページの順番でお伝えしますので、よろしくお願いします。

最初、48ページ。2款1項12目、先ほど、山科委員もお話ししました公共交通の実証負担金についてでございます。

次に、62ページの3款2項1目の民生費児童福祉総務費の件です。

それから、82ページの6款1項8目の農業環境改善センターについてになります。

それから、94ページの8款4項1目土木費の中の都市計画総務費、これ農林専門職大学のアパート関係についてでございます。

それから、次が95ページの土木費8款4項2目の都市下水路費についてでございます。

もう1点ですけれども、116ページの10款教育費5項8目のふるさと歴史センターについてお伺いしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、48ページの地域公共交通実証運行負担金について、ただいま山科委員がお伺いしましたので、大体承知しましたので、重ならない範囲内のことをお伺いしたいんですけれども、いろんな今運行している乗降客を調査しながらデータ化して、そして、それを踏まえて2台運行への移行と、それから、それが安定すれば今後とも2台運行していくという計画のようです

ので、私は非常にいいことだと思っております。

利用している方々あるいは利用できない方々の意見もありまして、ちょっと不便だやというふうな話がありましたので、ぜひ今みたいな2台運行をしていただいてその不便さを解消していただきたいという思いでございまして、よろしくお願ひしたいということなんですが、実際にルートについての見直しなどは検討なるのでしょうかお伺いします。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 公共交通の循環バスの実証のルートの見直しが入っているかというようなことでの御質問でございます。

現在、やはり1台で運行しておりますので、どうしてもエリアが限定はされておりますので、2台運行とする中で、ルートも少し見直し、できればもう少し広い範囲に拡充できないかなというふうには思っております。

基本的には、例えば都市計画の用途地域あるいは居住誘導区域など、少し住むところという指定のエリアもありますので、そういったところあるいは買物ができるところ、あるいは公共施設など、もう少し幅広く行けるような形のルートをこれから検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせて、集合住宅ですね。例えばマンションとかあるところは、やはり車がなくてバスを利用というようなエリアあるいは施設もあるようです。そういったところのルート上での検討など考えがあるかお伺いします。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 マンションや集合住宅へというようなことでのちょっとお話でございましたが、基本的に、特定の誰か住んでいるところ、特定の居住のためだけにというようなことでの公共交通の運行ではございませんので、やはりより公共性、多くの方が利用できるような場面を想定して考えてはいきたいと思っておりますので、その中でどうしてもいろんなマンションと全てが網羅できるわけではございませんので、様々なルートの中で考えていきたいと思っておりますが、バス停の設置などはより使いやすいような形でということでは工夫できるよう考えていきたいと思っております。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） そうですね。特定の施設についての運行ということとは難しいと思うんですが、どうしてもそこに居住している関係者が多く存在すると、利用する機会も多くなるだろうと。バス停なども1か所で済む可能性もあるのかなというふうにも思いますので、検討の中で含めていただければというふうに思います。

以上です。

次に、62ページの児童福祉総務費、3款2項1目の中部保育所関係になろうかと思ひます。

今回令和8年度予算で6億2,416万1,000円というふうなことで、本年度の工事内容と全体工事費についてお伺いします。

あわせて、中部保育所の解体工事に伴う地盤変動影響調査800万円ほど予定しておりますけれども、これはどのようなことをする予定なんでしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 中部保

育所の整備事業に関しての御質問でございます。

工事請負費 6 億 2,416 万 1,000 円ということになっておりますけれども、中身的には、新築保育所の建設工事で 5 億 722 万円、そして、現在の中央保育所の解体工事ということで 1 億 1,694 万 1,000 円というようなことになっております。

工事内容としましては、中部保育所については、新年度については、内装工事、外構工事、仕上げということで、夏の開所を目指すということとなっております。

また、全体工事費ということですが、今年度終わると建築費総額で、契約額としては 10 億 3,317 万 9,400 円というようなこととなっております。

また、中部保育所の解体工事に伴う地盤変動影響調査ということで 809 万 6,000 円を計上しておりますけれども、こちらについては、解体工事の施工に起因する地盤変動などにより、周辺の建物、その他工作物に損害等が生じるおそれがあるというようなことで、事前に工事の前にその現状の調査を行うというようなところでございます。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 了解しました。全体事業費、中部保育所の建築事業費、10 億を超えるような計画になったようです。

最初の 6 億 2,400 万については、内装工事などこれから行う予定ということになっておりますが、これは当初計画の中には入らなかった内容なんでしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 令和 8

年度の工事費につきましては、当初契約の中で、令和 6 年度に全体工事費の 4 割、そして令和 7 年に部分払いということで 2 割、そして令和 8 年に残りの 4 割を支払うというような契約となっておりますので、実際の工事と支払いの額というのは異なってくるというようなことになります。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 分かりました。

あわせて、先ほど言った地盤変動影響調査ですね。確かに隣接に民家もあり、非常に作業上でも大変な要件かなと思いますけれども、そこにまた 800 万の、1 億 1,000 万の解体費に 800 万ほどの調査費が必要だという、これは必ずしなければ、したほうがいいという考え方なのか分かりませんが、もう一度その考え方をお伺いしたいんですが。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 こちらの地盤変動調査につきましては、国交省のほうで公共工事に係る工事損害調査標準大綱というようなものを定めておりまして、この基準に従いまして実施するものでございます。

事前に周辺の家屋の状況を調査しておくことで、仮にその解体工事等の振動等で、例えば壁にひびが入ったとかそういうようなことが生じたときに、工事の前と後とを比較することで損害賠償等の対応をするというような調査になりますので、こちらは必要なものであるというような判断をしたところでございます。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 分かりました。

次に移ります。

82ページの6款1項8目の農村環境改善センターについてでございます。令和8年度に解体を進めるという計画にあると思います。

その中で、予算書の中に手数料128万2,000円というふうにありますけれども、これはどのようなことを行う手数料なのでしょうか。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 伊藤委員の御質問にお答えさせていただきます。

この農村環境改善センターの手数料でございますけれども、農村環境改善センターの中には残置物、いわゆる机とか椅子とか備品のほうの撤去をする際の手数料ということになります。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 了解しました。120万ほど償却用に必要だということかなと思います。分かりました。

次に、94ページの8款1項1目の都市計画総務費の専門職大学の学生向けの民間アパート建設支援補助金9,000万円、これは昨日もいろんな委員のほうからお伺い出しましたけれども、私は非常にいいことだというふうに思っております。

ただ、過去の実績を踏まえますと、リノベーションといいますか、古い家屋を改修して学生向けにというふうな提案が、2年間そのまま利用できずに繰り越したという苦い経験があるわけです。実施できなかったと。

市営アパートを改築して学生に住んでいただいていると、利用していただいているということですが、この補助金ですけれども、いろんな経過の中で準備をされていると思いますけれども、お話しできる範囲内で、実施可能な事業な

のかをお伺いしたいと思います。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 専門職大学の学生向け民間アパートへの建設支援補助金ということで御質問いただいております。

今、委員からお話ががあったように、これまで空き家を活用したという事業で、学生向けのアパート、住まいを提供するという事業を行ってまいりましたが、実現しなかったということもございますので、今回の事業につきまして、今年度に入りましてから、サウンディング調査というか市場調査をしてございます。

複数の事業者からの聞き取り等々を行いながら、実際にアパート建設をして低廉な家賃で学生に提供する場合、どのぐらいの補助が必要なのかと。それが実現可能なのかというところの調査をしてまいったところでございます。

そういったところ、複数者からのヒアリングを受けながら、こういった形での補助であれば実現可能だろうというようなことで、今回提案させていただいておりますので、ぜひ我々も実現したいというふうに思っておりますのでよろしくお伺いしたいと思います。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 了解しました。

この9,000万の根拠については昨日もお伺いしていますけれども、20部屋というか20戸といえますか、それが前提にあるようです。

今後の考え方、今回この事業をこのような手当てをして完了なのか。それとも、この先、1年間で40人ずつ生徒が入学する計画なわけですので、今、市営アパートに入っている方々もこちらのほうに移行する計画なのか、あるいは将来的な見通し、考え方があればお伺いいたします。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 まず、来年度につきましては20戸ということで設定をさせていただいておりますし、大学生1学年40人で4学年160名が毎年いるという形が今度出来上がってくるということでございますので、この160人分、160人の中で市外もしくは郡外から来られる方というふうな数字も学年によって、今実績としてはかなりばらついているところではございますが、一定程度数は必ずいるということでございますので、新庄市内で住んでいただく、または活動していただく拠点としていただくためには、もう少し必要なだろうというふうに思っておりますので、ぜひ来年、再来年ということで、継続しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

今現在、定住促進住宅を活用しまして入っている学生につきましては、そちらはそちらでメリットがあるものもあると思いますので、選択ができるということなのかなというふうに思います。

ただ、要望状況を見ながら、そちらのほうの数を調整しながらというようなことかなというふうに、今現在、考えているところでございます。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 分かりました。

近隣では舟形町がそれぞれ毎年10戸ずつ造成しているようです。今後どういうふうにするか分かりませんが、新庄市の中でもこういう具体的な計画を持って御案内していただければ、大変いいことだと思います。

なお、今、学生側の意向を聞きますと、住んでいるところから、促進住宅から買物が非常に難しいというふうなことで、できれば便利だいたいなど、車もなければ非常に動きが難しいと

いうような話もありました。そこら辺も検討して、今後進めていただけたらなというふうに思っています。

以上で終わります。

次に、95ページの8款4項2目の都市下水路費ということで、金沢地区法定外水路改良工事実施設計業務委託料547万8,000円、この内容を教えていただきたいんですが。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいま、金沢地区の法定外水路の実実施設計業務委託ということでの御質問をいただきました。

内容につきましては、場所としましては三吉町地内になりますけれども、豪雨のたびに一部冠水する箇所がございますので、その箇所につきまして、今年度、そこに集まってくる水がどれくらいあるのかというための流域調査ということも行っております。

ある一定区間が整備が必要だというところが分かりましたので、そこについての改良工事を行うための実施設計を行うというふうな内容になっております。

以上であります。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） この実施設計については、昨年水害対策として流域調査検討業務事業を実施しているようです。それを踏まえた事業実施への実施設計委託かなというふうに想像しております。ここは法定外公共物なんですね。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ここにつきましては法定外水路というふうな位置づけになっておりまして、法定外公共物の実際どこで管理するかというのは様々そういったところがあるわけですが、基本的には市街地、特に用途地域につ

きましては下水道というふうな担当での整備をするというふうな内容になっておりまして、それ以外の地区については法定外の公共物ということで都市整備の管轄となったりとかという形で、一応大まかな区分けはして整備しているというふうな状況であります。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） ちょっと聞き取りにくいところもあったんですが、都市整備と下水道課のほうで、それぞれ路線を仕分けながら管理すると、管理するといいますか、手当てをするという内容で、その部分については一応法定外公共物水路だということによろしいんですね。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 法定外公共物ということで間違いはありません。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 分かりました。

次に移ります。116ページの10の5の8になります。ふるさと歴史センター費ですね。

これは昨年来、これも災害復旧でいろいろと対応を苦慮した施設であるわけですが、現状もまだ、結果的にフルオープンという形を取っていない状況にあります。

その中で災害復旧費、科目が違うんですけども、廃目になった、いわゆるこの施設ですね、それもあります。廃目したという現状もあるんですが、今のふるさと歴史センターの現状について教えてください。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 ふるさと歴史センターにつきまして御質問いただいたところでございます。

ふるさと歴史センターにつきましては、議員皆様御承知のとおり、令和6年豪雨災害におきまして被災した施設でございます。そういった中で地下階におきまして浸水がありまして、地下階にありました機器が故障し、一時閉館。今現在としては、おまつりホールのみを開放し、一部開館状態になってございます。

こちらの施設につきましては、さきの臨時会におきまして、1月補正におきまして、故障した部分のエレベーターですとか消防設備、空調設備等々につきまして、保険を使いまして直すということで今現在着手をしております。

そういった部分でありまして、今回災害復旧の部分は廃目いたしまして、そちらに載っております高圧受電設備、いわゆるキュービクル、こちらにつきましては今も借り上げている状態ですので、こちらの予算につきましては、今、ふるさと歴史センター管理事業費の中の施設管理業務委託料こちらのほうに内包されているような状態でございます。

そういったところで、今現在故障した部分につきましては、今現在は鋭意修理をしているという状態でありまして、そちらが完了し、様々な機関の安全確認を経た後、支障がないというふうに認められれば、通常オープンのほうに向かいたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） あの施設にある貴重な資料あるいは観光施設というふうにおまつり広場があって、新庄の一番お祭りに触れられる場所であるし、それによっていろんな収蔵物を見る機会も多くなるし、よそから来た人たちがあそこで少し時間を取って見学するという施設でもあるように思います。

現実、今、無料開館しておりますが、非常に

入場者数が多いように感じますが、そのような集計というか把握はなされていますでしょうか。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 大変申し訳ございません。

人数等は手元に資料はございませんけれども、傾向といったしましては、コロナ禍におきまして大分入場者数が減ったところに、また大雨災害というところで打撃を受けたところではございますけれども、今現在はコロナ禍前の程度までには回復している状況でございます。

また、近年におきましては、酒田港に大型船が着岸するようになりまして、そういった外国人の方々が新庄のほうにいらっしゃって、この歴史センターのほうを御覧になっているというような、いわゆるインバウンド事業というところができてきております。

そういった部分もございますので、今現在、無料で見ていただいておりますけれども、あれだけの施設でございますので、なるべく早く原状復帰をし、入場料を頂けるような状態に持っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

鈴木法学委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 市民からは無料のほうがいいというふうに思われるんですが、インバウンドの外国の方々からはやはり高い入場料を頂くというふうになればいいかなと。

非常に私見るに、あそこの入場者数、データをもう少し取っていただければなと思いますけれども、多いと思います。ぜひ新庄で唯一の施設でもございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

鈴木法学委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 高橋富美子委員。

それでは、何点か質問をさせていただきます。

予算書64ページ、3の2の2、子育て世帯訪問支援事業業務委託料、同じく64ページ、3の2の2、児童育成支援拠点事業。

それから、予算書69ページ、4の1の1、多胎妊娠の妊婦健診事業について、それから同じく69ページ、4の1の1、1か月児健診事業、同じく69ページ、4の1の1、新生児聴覚検査費助成事業。

それから、同じく10ページになりますが、ちょっと予算書のページが見当たらずに申し訳ありませんが、こちらの主要事業の10ページの中の5歳児健診事業について。

それから、予算書70ページ、4の1の2、予防費のRSウイルス予防接種業務委託料。

最後に、68ページ、4の1の1、保健衛生総務費の診療所等開設支援補助金について、以上質問させていただきます。

初めに、予算書64ページ、3の2の2の児童母子措置法、主要事業は12ページになります。

この子育て世帯訪問支援事業の業務についてですが、具体的にどのような資格や経験を持つ方が支援に当たっていただくのか、また運営は市が直接行うのか、民間委託を想定しているのでしょうか。その点についてお願いいたします。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 子育て

世帯訪問支援事業についての御質問でございます。

この事業につきましては、子育て等に不安や負担を抱える家庭を支援員が訪問して、家事・育児の援助、また相談対応、関係機関との連絡調整を行うような事業でございます。

こちらにつきましては、運営に関しては委託事業ということで、子育て支援事業を運営しているNPO法人に委託をする予定でございます。

また、訪問支援員につきましては、保育士とか看護師、助産師等の資格を有する方のほか、子育て経験者も可能となっております、そういった方について支援員は必要な研修を受ける必要があるということで、その研修を受けながら資質の向上等を図っていきたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 分かりました。NPO法人が委託ということで、あとは、そういった資格をお持ちでない方もこれから研修とかを受けてということが分かりました。

同じく予算書64ページ、児童育成支援拠点事業の業務委託料657万4,000円、この点については渡部委員からも質問がありましたが、家庭や学校に居場所がない児童を対象としています、こうした児童をどのように把握し、支援につなげていくのでしょうか伺います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 児童育成支援拠点事業についての御質問でございます。

対象者については学校や家庭に居場所がない児童ということで、なかなか実態としては把握するのが大変難しいようなことになっておりま

す。

基本的には市のほうに相談がある、例えば要保護児童、または学校等で不登校の方、また、子供家庭センターなどに相談に来る家庭児童相談の中で、こういった方には家庭環境の支援などが必要だということに判断された方について利用を進めていくというようなことで考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 支援については今伺ったんですけれども、学校や、それから民生委員、あと子育て支援センターとの連携について、また、この既存の施設では対応し切れないとありましたけれども、どのような困難を抱えた児童を想定されているのでしょうかお願いします。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 この事業につきましては、児童福祉法に基づいて国で進めている事業となります。

国で想定しているのは、ネグレクト、育児放棄であったり、生活困窮、または家庭環境によって落ち着いて勉強できる状態でないとか、またはその家庭の環境でうまく食事が取れていない家庭、またヤングケアラーなど、そういったの方の生活の支援をするということ、事業内容としては、その居場所の提供のほかに生活習慣の形成、学習支援、食事の提供等を予定しているということでございます。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） よろしく願いしたいと思います。

あと、運営主体については、渡部委員が質疑されたときに子ども食堂ということを伺った気がするんですけども、こちらは専門性の確保などはいかがでしょうかお願いします。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 この事業も委託の事業ということになりまして、現在想定しているのは、子ども食堂を運営しているNPO法人ということになりますけれども、こちらにつきましては、別に県の若者支援拠点事業、主にひきこもり支援というようなことですが、そちらの事業も受託しているようなNPO法人ということで、既に専門的な知識や経験を持っている、ノウハウを持っている団体ということで考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 専門性も確保されているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、財源のまず約3割が一般財源、残りが国県支出金となっておりますが、補助金が将来的に削減された場合、市として単独で継続する意図はお持ちでしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 この事業につきましては、令和6年度に児童福祉法が改正されて始まったばかりの事業で、国でも特に進めている事業となっておりますので、現在のところ、国の補助金3分の1、県の3分の1というような事業ですので、こちらのほうがす

ぐになくなるというようなことは想定しておりません。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 安心しました。

続きまして、予算書69ページ、4の1の1、保健衛生総務費、主要事業の10ページになります。

多胎妊娠の妊婦健診事業、これは新規ですけれども、多胎妊娠はとてりリスクが高く、健診回数も増える傾向にあると伺っていますが、このたびの5,000円掛ける5回分という助成額は、実際の自己負担額をどの程度カバーできる想定でしょうか。追加検査分とか超音波検査などというのも聞いていますので、その点お願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 多胎妊娠の妊婦さんに係る健診事業の助成でございます。

通常14回は健診の対象とされておりますが、委員おっしゃるとおり、多胎児を妊娠されている妊婦様におかれましては追加で健診を受けられております。

本市におきましては、5,000円掛ける5回までの助成としておりますけれども、ほぼ妊娠健診回数をカバーできていると考えておりますし、単価の5,000円というところもほぼ、医療機関によっては若干の健診費用負担が出る場合も考えられますけれども、通常の費用としましてはほぼカバーできる負担金額の助成と考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） ありがとうございます。

身体的または精神的負担も大きいこの多胎妊娠に対して、金銭的支援以外の伴走的支援、例えば家事育児支援などとの連携はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 多胎児を妊娠された方への支援というのはやはり継続的に必要であると考えております。

本市で独自に実施しております不妊治療におきましても、やはり多胎児を妊娠される可能性が高いということで、妊娠期からの金銭的な支援に加えた相談体制含めた支援が必要であると考えております。

オンライン相談事業等も開始しておりますが、委員おっしゃるような家事育児支援という視点も今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 本当に大変な、子育ては本当に大変ですので、本当に家事支援等の体制もお願いしたいと思います。

あと、同じく69ページ、4の1の1、主要事業の10ページ、1か月児健診事業、これも新規です。1件当たり4,000円を助成とあります。

これは産後ケア事業との連携もあると思いますが、また、健診時にリスクが見つかったときの親子のフォローアップ体制はどのようになされるのかお願いいたします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 1か月児健診の助成についての御質問でございました。

1か月児健診とともに、このたび産婦の健診事業についても計上させていただいており、産婦健診のほうは産後2週間から1か月程度の時

期ということで、1か月児健診と一緒に受診される方も想定しております。

また、健診時のリスクとフォローアップ体制という御質問でございますけれども、現在も医療機関等と市と連携していただきたいとか、そういったカンファレンス等は御依頼もいただいておりますので、今後におきましても、ぜひ産科医療機関と連携体制を取りながら支援してまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） ありがとうございます。

それでは、同じく69ページ、4の1の1、同じく主要事業の10ページ、新生児聴覚検査費助成事業、これは拡充ということです。助成額は1件当たり7,000円となっております。この拡充された背景についてお伺いしたいと思います。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 新生児聴覚検査費助成事業の拡充の背景という御質問でございました。

やはり新生児における聴覚検査は任意でありまして、全て自己負担でございました。そちらを助成、やはり早期発見、早期療育、早期の治療という面では大変重要であると考えておりまして、本市では令和6年度まで1件当たり3,500円の助成としたところでございます。

令和7年度におきましては5,000円に拡充したところでありますが、さらに令和8年度におきましては7,000円ということで拡充しております。

ただ、まだ聴覚検査におきましては検査費用の全額をカバーできておりませんので、引き続き、拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 3,500円からもう7,000円ともう4,000円拡充されて、でも、まだやっぱり全額支援していただけるように、引き続きお願いしたいと思います。

次に、同じく主要事業の10ページになりますが、ちょっと予算書のページ、すみません。これは5歳児健診事業についてなんですが、就学前までの切れ目ない支援として新規計上をされております。

議会においても、以前より政策提言をしており、ようやく実施されることになったということで、とても感謝をしております。

健診の結果、発達上の課題が見つかった児童に対し、適切な療育や就学相談へつなげるための体制、また、臨床心理士や専門機関との連携は具体的にどのように確保されているのでしょうかお願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 5歳児健診におきましては、68ページ上の、直営で実施いたしますので、謝金の中に計上しているところでございます。

御質問のありました健診結果の課題、それからフォローアップ体制、心理士等の専門職の確保という御質問でございました。

各医療機関等の関係機関からの御協力をいただけて、5歳児健診当日におきましても心理士の先生を確保できたところでございます。

また、現在の検査内容におきましては、健康課保健師だけではなくて、子育て推進課の養護教諭、それから、教育委員会の相談員の先生方、また栄養士等々参加することとしておりますので、健診時当日も御相談いただける体制を整えたところでございます。

また、課題が見つかったお子様に対しては、経過観察が必要なのか、要精密検査が必要なのか、身体的発達面等々で見ていくこととしてお

りますので、それぞれ健診当日のフォローや、健診後日におきましても心理士の先生からの相談事業を設けております。

また、関係機関、療育機関との連携もお願いしておりますので、民間の療育施設、それから県の療育施設等々との連携もいただくような体制を整えておきまして、4月上旬からの実施予定となっております。

そうした体制を整えて、就学時までお子様それから保護者様も安心して就学につながるような体制支援を、今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 体制も十分に整えられているということで、4月からもう始まるということで、本当によかったなと思います。

この中で集団健診の受診率を上げるための工夫や未受診者への個別のアプローチなどはどのように行われるのでしょうかお願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 未受診者の方への対応ということでございますが、2月中に各保育施設長様へ御協力をお願いをしております。

個別の問診票の中では、保護者様から御記入いただくものと、あと、保育施設において施設内の様子を御記入いただくこととしておりますので、そういったところをお願いしているところです。

また、健診結果におきましても、保護者様の同意を得て保育現場にもフィードバックしてほしいというような御依頼がありましたので、そういったところを連携して取り組んでいきたいと考えておりますし、未受診のお子様に関しましても、こちらのほうで把握しながら、後日受診を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） ありがとうございます。
丁寧な対応を今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、予算書70ページ、4の1の2、
予防費のRSウイルス予防接種業務委託料について、このRSウイルスワクチンの定期接種化
に向け、想定している接種対象者数についてお
願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 令和8年度から定期接種化A
類に位置づけられましたRSウイルス定期接種
についての御質問です。

こちらは妊産婦のお母様に接種していただく
ことによりまして、胎児の新生児の重症化予防
ということに寄与するための事業でございます。
A類でございますので、自己負担はございません。

想定する人数としましては、150人から200人
まで、接種率も95%と見込んで予算を計上して
おりますけれども、全員に接種していただきた
いと思っておりますので、こちらのほうも周知
等、母子手帳交付時などに積極的に受診の呼び
かけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 150名から200名、ま
た95%の接種率を想定してということで、単価
にすると3万から3万5,000円ちょっとになる
と思いますが、よろしくお願ひしたいと思いま
す。

あと、周知については、今、課長からお伺い
しましたので、よろしくお願いします。

ただ、万が一、副反応による健康被害が発生

した場合の救済制度について、市民への御説明
体制についてはどのようにお考えでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 副反応含めた健康被害に係る
救済制度の周知についてでございますが、こち
らは定期接種A類でございますので、国の救済
制度対象となるワクチン接種になります。

委員御質問のとおり、大変そういったところ
の周知は重要であると考えておりますので、ホ
ームページ上だけではなくて、そうした個別の
御案内の中で周知を図ってまいりたいと考えて
おります。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） よろしくお願ひしま
す。

それから、ワクチンの種類ですけれども、妊
婦さんに接種して赤ちゃんを守る母子免疫が主
流ですが、自治体によって何かいろいろ助成対
象が異なるということも聞いておりますが、本
市のワクチンの種類についてお伺いしたいと思
います。

鈴木法学委員長 暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 RSウイルス母子免疫ワクチ
ンについてでございますが、こちらはちょっと
県との広域契約になりまして、接種費用3万90
円等は示されておりますけれども、具体的に使
用なさるワクチンということでございますが、
産科医療機関等で認可されたワクチンというこ

とになると思いますので、申し訳ございませんが、新庄市で医療機関で接種されるワクチンの種類までは、把握しておりません。よろしくお願いします。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 分かりました。

最後になります。68ページ、4の1の1、保健衛生総務費、診療所等開設支援補助金、主要事業の13ページ、こちらも鈴木委員が質問をされておりますが、新規開設だけでなく医業承継も対象となっているようですが、現在、市内においても高齢化などで閉院、やめるといった予定の診療所等はあるのでしょうか。お願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 診療所等開設支援事業の補助金につきまして、現在のところ、新規開設、それから医業承継、あと想定としておりますのは、例えば新庄市内で事業拡大のために移転される場合など、そういったところも含めて対象としたいと考えております。

現在のところ、閉院なるとかという情報は得ておりませんが、今月中、医師会様にも情報提供させていただきながら事業を推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも医師会はじめ、医療機関様と連携しながら助成事業を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 新規については建てて終わりではなく、もう長く本当に地域に根づいてもらうための施策が大事だと思います。

初期費用の補助だけでなく、もう開設後の看護師や事務スタッフの確保、あるいは経営面での継続的な支援などは、今後考えていく予定は

あるのでしょうかお願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 支援の方向性としまして、当然、開設するに当たりましては人件費の確保なども必要かと存じますが、現在のところは、開設等に要する費用として設備費をはじめとして土地の取得そういったところ初期費用の一部、上限2,000万円の2分の1としております。

継続した支援というところはなかなか今すぐ検討しているというところではございませんけれども、まずは、本市へ必要な医療体制を確保するための一歩として、こちらの事業を進めながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 令和8年度中に開設、承継を目指して予算計上されていると思いますが、仮に、応募というんですかね、なかった場合は、事業の修正についてはどのようにお考えですか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 令和8年度すぐに開設してというところは、やはり1年間では設置者の方も難しいと思っております。

県外で既に実施されている自治体の例を見ますと、半年間ですとか相談期間を設けて、まずは御相談くださいという形で呼びかけておられますので、まずは、本市におきましてもそういった相談期間を設けながら、こういった形で設置が御希望なのか、それを市としてできることは何かというところを考えながらやっていきたいと思います。

1年単年度ですぐに成果が上がる事業ではないと考えておりますので、ぜひ継続して実施し

てまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
鈴木法学委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 分かりました。

地域の医療を守るために、より踏み込んだ誘致活動を期待しております。

以上で質問を終わります。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

2番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2番（亀井博人委員） 私から10点お願いしたいと思います。

まず、ページ、款項目です。

1つ目が45ページ、2款1項8目広報費、ホームページシステム等使用料225万円です。63ページ、3款2項1目児童福祉総務費、わらすこ広場改修業務委託料1億9,497万5,000円です。63ページ、3款2項1目、同じく放課後児童健全育成事業補助金1億236万4,000円。具体的には放課後児童クラブでの支援が必要な子供への対応についてです。

68ページです。4款1項1目保健衛生費、診療所等開設支援補助金2,000万円について、82ページ、6款1項9目昭和活性化センター費、修繕費373万9,000円について。

次、6番目です。85ページ、7款1項2目商工振興対策費の中の主要事業の7ページで商業振興対策費についてです。

94ページ、8款4項1目都市計画総務費、東北農林専門職大学学生寮促進事業費9,000万円について。102ページ、9款1項5目災害対策費、山形県避難所運営支援システム運用協議会負担金21万円について。114ページ、10款5項2目市民プラザ費の市民プラザ指定管理委託料3,850万3,000円について。

最後に、115ページです。10款5項4目の図書館費、駐車場用地借上料39万6,000円につい

てお願いをしたいと思います。

なお、既に質問された項目については、時間の制限もありますのでポイントを絞って質問したいと思います。答弁も同様にお願いをしたいと思います。

最初に、45ページのホームページシステム等使用料についてです。これは質問というよりは要望になりますけれども、新庄市の公式ホームページをこれからも情報発信の中心として進めていただきたいと思います。その中で、ちょっとこれまでもお願いをしてきた点3つについて確認をさせていただきたいと思います。

1つ目は、トップページにイベントカレンダーというのがありますけれども、ここに市のイベントが網羅されていないと私は見えています。

項目の中で14項目の内容があるわけですが、例えば、議会の日程は掲載はされているんですが、会議関係の掲載がないということがあります。

この辺は、市長の週間スケジュールもありますので、更新の時期等がありましたら、連携して見やすくお願いをしたいと思います。

2つ目です。新着というところがあるんですが、新着の中でも第2階層というか、準新着的な内容があるんですが、これがトップページに来ないということで、例えば、2月20日に事業評価というのが掲載されたんですが、それは第2階層に掲載されるというようなことがあります。どうしても見逃してしまいます。

公式LINE、かむてんチャンネル等、様々な情報発信機能があるんですが、いま一度、公式ホームページを主体とした内容、役割の整理をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 市のホームページについてのちょっと要望のような形で御意見いただい

たものと認識してございます。

市のほうも様々な情報発信のツールということでLINEなども使ってございますが、LINEなどでも情報を掲示する容量も制限がありますので、やはりホームページというところを充実して、最後はホームページに結びついてホームページから情報を見ていただくというのが情報量としては充実するんじゃないのかなというふうには考えております。

そういった意味では、やはりホームページを見やすいものにしていこうというのは御意見いただいたとおりのことかと思えます。

その中でも、今の既存の中で、今あるシステムの中で動いておりますので、そこをどう見直ししていくかというようなことでございますが、ひとつ御意見いただいた中では、イベントカレンダーのお話もございました。

こちらにつきましては、市で様々なイベントがありますので、そこら辺を市民の方により見やすい形にしていかなければならないと思っております。

会議のちょっとお話もございましたが、こちら辺はやはり市の行事の中で全ての会議を載せるというよりは、やはり公開して見ていただくとかものを選んだ形での載せ方になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ほかにどういったものを載せるかというようなところも改めてちょっと整理しなければならないかなと思ったところです。

また、新着情報の件につきましても、様々な階層あるかと思いますが、やはりデータを更新するぐらいだけのものと、全て新着とならないかと思っています。全て新着になりますと、新着だけで新着の1ページ目が全て埋まってしまうかと思っておりますので、やはりどういった情報が重要でどうお知らせしていくか、そういったところは整理しながら、ホームページのほうがより分かりやすく充実できるように努めてまい

りたいと思っております。

以上であります。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 課長の言われるとおりでと思います。よろしくお願いします。

2 番目、62ページのわらすこ広場改修業務委託料についてです。

内容ではデジタル遊具もできるといったことで、魅力は増すと思いますけれども、これまで様々な議会の中でも議論があったと思います。1 つはビルの借上料、現在約2,200万円ほど、あと、立体駐車場の問題、その他駐車場スペース等の課題等があって、アンケートをされたりとかしてきたと思いますが、こうしたことを受けて、新たに子供の遊び場を希望する声が多くあったのではないかと私は思っています。

最近になって当初予算の選択というか、予算作成に当たっては、サマーレビュー等で検討されていることもお聞きしましたけれども、関係者の声だったりしているのかどうか。その点についてまずお聞きしたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場の改修業務ということでの御質問でございます。

子供の遊び場につきましては、令和5年のニーズ調査におきまして、屋内遊戯施設については、約7割ほどのお子さんたちのほうでぜひ欲しいというような声がありました。

また、その中でも、年齢の幅を広げて高学年まで楽しめる場所が欲しいとそういうようなことがありましたので、喫緊の課題として、小学校6年生まで遊べる場が必要だというような判断をしたところでございます。

今回のわらすこ広場の改修業務委託につきましては、まずは小学校6年生までの遊び場として改修する、また遊具の刷新をするというようなことで進めているところでございます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 今回6年生までということで年齢を引き上げるという予定になっておりますけれども、わらすこ広場の現状の中で、高さ、長さ等が、5、6年生が遊ぶに当たって十分な広さかどうかというのは一つ疑問としてあります。

また、保護者の付添いというのが一応義務づけられていると思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 このたびの改修事業につきまして、他の自治体の例なども参考にしたところでございます。

うちのわらすこ広場と同様に、ショッピングビルなどを改装して遊戯場としているところもございましたけれども、そういうところにつきましても、高さ、もう目いっぱいあるわけではないですけれども、現在ある高さの中でよじ登ったりぶら下がったりというようなことで、アスレチック的な遊具を導入して高学年にも対応しているというような状況ございましたので、本市におきましても同様の対応で改修を予定しているところでございます。

また、保護者につきましても、今のわらすこ広場につきましても必ず保護者が同伴でお願いしているところでございます。他の自治体におきましても同様に必ず保護者同伴でということをお願いしている部分もありますので、小学校

6年生まで引き上げた場合でも、保護者がついて安全を確保しながら遊んでいただくというように考えております。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） この子供の遊び場については、新しい施設ができるのかなと多くの市民の方はもしかすると希望していたかと思うと、ちょっと私も残念な感じがします。

次、3番目、同じく63ページです。放課後児童クラブの関係で、令和9年度からは、日新が日新小学校に移動する予定になっていると。

また、この二、三年で職員の方の処遇改善はかなり進んだということでお話も聞いておりますが、一方、配慮が必要とされる児童については、学校とは違って、放課後児童クラブではなかなか広さだったり先生だったりといった面で同じではない状況があると思いますけれども、どのように捉えていますか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 放課後児童クラブについての御質問でございます。

確かに配慮が必要なお子さんというのが、増えているというよりはほぼ横ばいのような形でいるというようなところでございます。

そちらにつきましても、公立の放課後児童クラブにつきましては支援員を増員する等で対応しているところでございます。令和7年度に支援員を1名増員、また令和8年度にも2名増員を予定しております。

また、今、作業療法士によるアドバイスをもらうということで、配慮が必要な子供に対する対応の方法など、例えば専門的な立場からアドバイスをもらうというようなことを実施している自治体もあるというようにお聞きしています

ので、令和8年度の中で試験的にまず一所において導入して、アドバイスをいただきたいと考えております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） よろしく申し上げます。

次、4番目です。68ページの診療所開設支援補助金についてです。

米沢市の事例をテレビ、新聞等で見まして、制度は2年前に創設されたようではありますが、今年度も2つの眼科開設に対する支援が決まって、合わせて3か所診療所が新たに開設される予定になったと。米沢市では補助金額が1,000万円のように。主に手術の機械などを購入されているという状況のようでした。

また、県の上乗せもあるということでしたけれども、新庄市の2,000万円という補助金の金額についてですが、その根拠といったものもありませんでしたらお願いしたいと思います。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 米沢市の事例を御紹介いただきました。それから、本市における2,000万円の根拠という御質問でございましたけれども、診療所を新たに開設なさるとしますと、当然、本市では上限2分の1としておりますが、それ以上に多額の経費がかかるものと認識しております。

また、先ほど御紹介いただいたように、眼科等の米沢市では事例があったということでございますけれども、本市におきましてもぜひ新規、それから医療継承、また事業拡大のために移転する場合などそういったところも想定しながら、できる限り市として支援したいという考えの下に、上限2,000万円と上程させていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） よろしく申し上げます。

次、5番目、82ページの昭和活性化センター費の修繕費ですけれども、来年度の修繕の内容と、屋根の塗装に対する要望を受けているわけですが、その実施予定はいつ頃になりますでしょうか。

大江 周農林課長 委員長、大江 周。

鈴木法学委員長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

昭和活性化センターの修繕料につきましては、令和8年度分につきましては本館屋根の修繕ということを考えております。

本館の屋根のほうは一応雨漏りがして、玄関ホール等にちょっと穴が空いているような状況がございますので、そちらのほうをまず優先させて修繕させていただきたいと考えております。

多目的ホール屋根のさびにつきましても認識しておりますけれども、今のところ、ちょっと雨漏り等のそういうふうな具合は見られていないということもございまして、一応優先順位をつけながら、今後修繕のほうは進めさせていただきたいと考えております。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次、6つ目、85ページの商工、すみません、商業振興対策費関係です。

様々あるわけですが、私も昨日までの質問等を聞いておまして、以前も中には同様な事業があったなと思ひまして、現在どうなったかなということをやはり思いました。

また、商工会議所の中でも、特定創業支援といった事業もあるようですが、その中で、商店街の活性化については誰しも願うところではあると思う一方で、本当に活性化するのかといった不安も併せて持ち合わせていると思います。

ここで質問ですけれども、駅前通商店街との

話合いをされてきたということで、その話合いの中でどのような方向性で、駅前通りといってもかなり広いですから、どういったエリアで検討されているのか教えていただきたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 委員長、高橋 潤。

鈴木法学委員長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 中心市街地の活性化事業というふうなことの御質問かと思いますが、駅前通商店街のほうで、駅前通りの中でエリアとしては全体を見ながら、この部分に例えば人が集えるような場所があったらいいのではないかとか、カフェがあったらいいのではないかとか、そういったことをイメージとして提案を出していただいているところであります。

店自体の活性化というふうなこともあるでしょうけれども、そのエリアとしてのにぎわいをどうつくり上げていくかというふうなことの観点も含めてイメージをいただいたところでございますので、その中で今後どのように進めていけば実現できるのかというふうなことも含めて、来年度の事業で協議を深めてまいりたいというふうな状態でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） よろしくをお願いします。

ちょっと順番を変えまして、次、8番の東北農林専門職大学の学生寮促進事業費について伺いしたいと思います。

1部屋、1戸当たり450万円という設定をされておりますが、舟形町では2階建て10戸で420万円の上限としての補助ということで、この450万円の根拠といったものがありましたらお願いしたいと思います。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 補助の金額決定に当たっての根拠ということで御質問いただきました。

この事業のスキームだとか補助金額の検討に当たりましては、先ほど田中委員の質問にもお答えしたように、複数の事業者からサウンディング、市場調査ということをしていただきながら、事業の収支シミュレーションということで、建設費、管理費、償却期間等々を加味しながら行ったところでございます。

この中で家賃として4万5,000円以下でこの事業が成り立つというところはどこなのかというところで計算をした中で、450万という数字が出てきたということでございます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次、9番目です。114ページの市民プラザ費ですけれども、市民プラザの工事に伴って6月から3月まで閉館予定ということになっておりますが、この管理委託料が令和7年度については約5,000万ほど、令和8年度については3,850万3,000円ということで、職員の方の業務内容だったり給与といったものはどのようになりますでしょうか。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 プラザにつきましては来年度およそ10か月休館するわけですけれども、今御質問いただきました指定管理料の中での積算といたしましては、引き続き施設を管理していただくという業務のほか、このたび休館に当たりまして、日頃プラザを御利用いただいている方々に対するサポート体制の部分での業務、あと、これまで継続してやっております社会教育に関する様々な行事、取組については、引き続き来年度におきましても、プラザでできない部分はありますけれども、ほかの施設を活用し、やっていただくということでの計上となっております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） よろしくお願ひします。

次、10番です。115ページになります。図書館費の駐車場用地借上料39万6,000円が計上されておりますけれども、その内容についてお願ひします。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 図書館の駐車場につきましては、これまで多くの議員の方、また市民の方からは御意見、御要望をいただいたところでございます。

このたび、図書館の北側の部分にあります舗装された空き地がございます。こちらのところにつきまして、所有者の方に使わせていただけないかということで御相談したところ、了承していただきまして、そちらを今回借り上げまして、継続的に駐車場として活用したいと考えております。

ラインが消えておりますけれども、こちらについてもライン引いていいよと了承いただいておりますので、雪解け次第、区画整理をしまして、見込みとしては8台程度は止められるものと考えてございます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 同じく図書館の駐車場用地ということで、8台分追加なるということで大分よくなるかなと思いますが、まだ足りないと思います。

そこで、隣接敷地等の調査等をしていただくこともあるのかなと思いますが、やはり皆さん、市民プラザだったり歴史センターまでというよりも近くに止めたいという方が大多数のようですので、その辺はどうでしょうか。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 そちらにつきましては、今現在、周りの土地についての取得については具体的な計画はございませんので、引き続き、情報収集に努めたいと思います。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 最後になります。7番目、102ページの災害対策費、中の山形県避難所運営支援システム運用協議会負担金20万円というのがありますが、広く防災体制の強化という面と、避難所においてなかなか女性や子供がちょっと、守られないわけではないんですけれども、そういった視点が今後特に重要だということがあるようですが、まず、この運営システムの内容とそこに女性や子供の視点というのはどういう関わりがあるか教えていただきたいと思います。

柏倉敏彦防災危機管理課長 委員長、柏倉敏彦。

鈴木法学委員長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 山形県避難所運営システムの運営協議会の負担金について御質問をいただきました。

こちらにつきましては、令和8年度から山形県が導入する避難所運営システムに県内の自治体が参画するというものでございます。

こちらにつきましては、災害の状況にもよりますが、新庄市の市民の方が他の市町村で被災し、その市町村での避難所に入所せざるを得なかった場合に、新庄市民の方がどこそこの市町村の避難所にいますよというのが、このシステムを通じて分かるようになるというようなことでございます。

入所する際もマイナンバーカードがあれば、今まで記入しないと受け付けできなかったものが、そのシステムを通すことによって受付が可能となる。また、今は手書きでしていますけれ

ども、パソコン入力で住所とお名前等を入力して、誰それが新庄市の避難所にいますよというの、県内の参加される自治体に瞬時に分かるというようなシステムになっております。

県内、山形県と33市町村です。32ですね。3つの市と町だけがちょっと抜けていますけれども、そういったことで広域被害の場合も想定されますので、そうしたことを含めて今回の避難所運営システム負担金に当たっているということです。

あと、女性とか子供の視点ということでございましたが、現在、避難所の中でもそういった個人空間を重視するというような動きもございまして、囲われた空間、そういうものを確保するために、テント等の備品も順次配備しているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 最後になります。要望です。

新庄市にある活断層、新庄盆地断層帯ですか、こちらが県内もしくは東北の中でも危険度が一番高いという、この前ニュースを見ました。なかなかちょっと活断層自体が見えないので、対策もしようもない面もあるかと思っておりますけれども、その辺の周知、PRといたしますか、お願いをしたいと思います、いかがでしょうか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 委員長、柏倉敏彦。

鈴木法学委員長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 山形県内の活断層、特に一番想定される危険度が高いのが山形盆地断層帯で8%、新庄盆地東側がゼロから5%以下ということで出されております。

こちらにつきましてはかなり高いということでは評価を受けていまして、ただ地震については予想ができないということもありますが、平時からの準備は必要だろうというようなことで考

えてございます。

なお、令和7年度に新たにハザードマップをつくり出来上がるわけですが、そちらには危険度をというようなことも一部網羅されて記載しておりますので、そちらのほうについても周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） ありがとうございます。終わります。

鈴木法学委員長 ただいまから午後1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

健康課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 高橋委員からの御質問の中で、RSウイルスワクチンの種類というものにお答えさせていただきます。

厚生労働省で定期接種として認可したワクチンは1種類でございまして、組換えRSウイルスワクチン、商品名はアブリスボ、アブリスボというファイザー社のワクチンになります。

以上です。よろしくお願いします。

鈴木法学委員長 暫時休憩します。

午後1時01分 休憩

午後1時02分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） それでは、私より質問いたします。

一番最初、62ページ、3の2の1の児童福祉費。この中ね、成果書主要事業の概要の中の8ページにありますね。子どもの遊び場リニューアルということでわらすこ広場のことが載っていますけれども、この中に目的が、最初に、このわらすこ広場が25年も供しているというふうなこと、過去のことを書いてあります。

ちょっと聞きますが、通算25年か、中に2年間の休館日があったはずで、これを含めてか除外してか、これちょっと、まず第1でお伺いします。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場についての御質問でございます。

わらすこ広場につきましては平成12年に開業しまして、途中、平成19年に一度閉鎖しておりますけれども、また平成20年から開所したということで、トータルで25年が経過しているということでございます。

以上です。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） 2年は除いた25年ということですね。入って……入ってね。そうすると、実質23年となるわけだね。それでいいですね、考え方。

23年間、過去にあそこを借用してわらすこ広場を開設してきたということですが、お伺いしたいのは、今まであそこの使用料として払った金額、合計幾ら、何億になりますか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、

土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場の借上料ということで、平成12年からの累計額で約3億4,800万というふうになっております。

以上です。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） 今課長が申し上げたとおり3億4,800万というふうな大変大きい数字を過去に支払ってきた。

私が申し上げたいのは、私ども委員会でも、2年間にわたり、各自治体のわらすこ広場、遊び場を視察してきました。それで思うことは、もう新庄市のわらすこ広場と比べるととんでもない、何て言うんですか、規模も内容も、子供たちが喜んで遊ぶような状態には、あの状態ではなっていないわけです。

ですから、私ども委員会では、新たに別に、新規に広場を設けるべきというふうな考えの下に、今までいろいろ検討してまいったと。そのまま近々、政策提言ということで委員会のほうから出るはずですが、これからやっぱり新庄市の子供を考える場合に今の状態、あの施設ではどうにもならない。

まず第1に天井が低い。この議会の天井ぐらいしかないんじゃないですか。ここへ遊具を入れるとなるというと限定されるわけです。

皆さん御承知と思いますが、我々も現地確認してまいりましたが、旧態依然とした当初からの遊具がそのまま23年間使われてきているわけです。それではやはり子供たちが同じ遊具で遊ぶなんていうことは私は考えられない。

ましてや子供たちはね、そういうふうなおもちゃとかいろんな遊びなんていうのはすぐに同じものでは飽きることは皆さんももちろん御存

じだと思うんですが、それではやはり利用者がだんだんだんだん年を追うごとに減ってくるというのが、これ自然の道理です。

要するに、途中で遊具を変えるという作業が必要であったと私は思うんです。1つだけ、現場行ってみますと、トランポリンだけが当初から新しく加えられた遊具であったというふうに見てまいりました。あとは、表立って子供たちが楽しく遊べるなというふうなものは何も見当たらないというふうな現状です。

そこへ、今回、総合計1億9,500万、2億近い財政投下をして、遊び場を変えて、子供たちを呼び込むというふうなことでありますけれども、ましてや幼児から小学校6年まで遊べるようなものに作り変えていくということでもありますけれども、遊具の内容、私ども委員会の中でも報告がなかった。どういうものを入れるんですか。何という名称ですか。それを今回お伺いしたいというふうに思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場の遊具についての御質問でございます。

まず、わらすこ広場につきましては、委員おっしゃるとおり、大型遊具につきましては開設当時の遊具を置いております。

そのほか、先ほど委員もおっしゃいましたけれども、トランポリンということで、エアキャッスルということで、これは平成28年に導入したものでございます。

そのほか、サイバーホイールということで、令和6年度に中に入ってくるぐると回るようなものも導入しながら、随時遊具を更新しながらきているわけですが、今回、遊具については全面刷新をするということで予定しております。

こちらにつきましては、小学生等エリアにつきましては、アスレチック遊具、上ったりぶら下がったりアスレチック的な遊具のほかに、デジタルを活用したプロジェクターやセンサーなどを活用したデジタル遊具、また、ある程度ゾーニングをして、思い切り走れるようなスペースというところも予定しているところでございます。

また、未満児エリアにつきましては、活動量の異なる乳児と幼児、はいはいの子供とちよつとことこと走り回るような子供を、安全面の観点からエリア分けをするというようなことで、そちらについても未満児用の遊具というのを予定しております。

この遊具についてはまだ具体的に決まっているわけではございませんで、今回は、この企画、設計、施工までを一体的に一体発注ということで、公募型のプロポーザルにおいて遊具等の提案をいただいて事業者を決定するというようなことで進んでおります。

以上です。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） ですから、遊び場としては、やはり子供たちが喜んで利用できるような姿、また遊具をそろえていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。

私が問題とするのは、私ども委員会にもその旨報告はあったついこの間ですけれども、協議会を開いて説明はあったんですが、その時の意見、我々委員の意見を反映させた部分というのはこの予算の中にあるんですか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員協議会の中でも御説明さしあげましたけれども、

今後、公募型プロポーザルに向けて仕様書の作成等を行っていきますので、その仕様書についてもお示しして、御意見などもいただきたいなと考えております。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） 先ほども申し上げましたんですが、我々委員会で方々のわらすこ広場、遊び場を見学してきました。研修を行ってまいりました。

そこでは、ほとんど新しい形の今の遊具を、全部、ほとんどですね、そろえている。それから、うちだけでなく外でも遊べるように、また冬季間も遊べるというふうな性質を持っているところもありました。

そういうことで、やっぱり年齢もそうですけれども、そういうふうな多目的の遊べる、子供たちが1年間楽しめるような性質であるべきだと、将来に向かってということから、今の現状の広場を継続して遊具を補填してやっていくというのは、私はあんまり賛成できない。

私の考えからいけば、随分もったいない財政投下だと、2億がですね、というような感じを受けています。

いろんな計画をする場合に、私どもの意見というのをやはり尊重して取り入れながら事業計画をやっていくべきだというふうに思います。

ですから、申し上げたいのは、我々委員会にいろいろ提案する前に、もっとかなり前から計画しているんでしょう。その中に我々の意見というのが入るように、市民の声が通るように、やっていかなきゃならないんじゃないかと。それをやったかどうか非常に不安に思うところがあります。

いつからこれ計画が始まったんですか。やろうと、リニューアルしようというふうに思ったのはいつ頃ですか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、

土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 今回のわらすこ広場のリニューアルにつきましては、市の子供の遊び場をいろいろ検討する中において、新設、全く新しい施設を新設するとか、既存の体育館等を改修して遊び場に改修する、また、既存のわらすこ広場について改修すると、様々な検討を数年前から重ねてきたところでございます。

その中であって、今回のやっぱり新設については、場所の選定、基本構想、基本設計、実施設計、またその建築工事など、ほかの自治体の例などを見ましてもやはり8年から10年ぐらいは最低でも期間を要している。

また、既存の体育館等を改修する場合でも、かなり期間も数年間かかる、数十億円の予算がかかるというようなことが判明しております。

そういった中で、今回の改修の方式については、約1年間という極めて短い期間の中でオープンすることが可能であり、今のお子さんたちの遊び場を最優先に考えた場合の判断ということで、今回予算計上したものでございます。

まずは、今のお子さん、若い世代が新庄市に住みたいと、選ばれるまちとなるための子供施策の1つとして、今回の改修ということを判断したところでございます。

以上です。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） 子育てに関する新庄市の対応というのは非常に重要であると私は思っています。人口減の歯止めをかけるにも、やはり子供の出生数を多くする。そして、子供たちにその喜びを与えるというのは行政の大きな役目だと。それから、減少の歯止めかけで大事だというふうに私は思っています。

子供に関するやはり施策というものは、ほかを制しても、私は徹底的にやるべきだというふうに思っています。そうでないと人口減少にストップをかけるということは非常に無理だと。

もう一つは、いろんな国の政策、県の政策の中から生まれてくるいろんな補助金とか何とか交付金とかというのがあるけれども、それだけを頼りにしてやっていくと、他の自治体から遅れを来すということに私はなるんじゃないかと。

ですから、より皆さんで検討して、十分に新庄らしき対応というものが、子育て支援券に限ったことじゃないんですけれども、全課にわたってそういうふうな考えで方向性を定めて事業を展開していくというふうにしないと、一番の問題の人口減、出生数の減少というのにはストップをかけられないんじゃないかというふうに私は感じております。

そんなことで、契約の段階においたときに、やはり皆さんの新庄市民の声を聞く、十分に捉えると、また我々の意見も取り入れる。直前に協議会を開いたりなんだりするものはもうやめてもらいたい。それでは何の意味もない。

それから、この件に関しては、子育て推進課も私どもと同行しながら現場を見ているわけで、その結果でもやはり関係機関には反映させなければならんじゃないかと。何も見えてきていない。それは無意味だべ。何回、何年行っても、数か所見ても、これは何も生きてこないように、今回の件では感じるところでありますんで、その辺を十分に考えながら、いろんな事業に当たっていただければというふうなお願いでございます。

終わったことですね、今後とも事業進行しながら検討していただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

次に行きます。

次は、ページの62、3の2の1児童福祉費、これはもみのき保育園、新しくできる保育園の

この中に、開館日が8月7日じゃない、令和8年の7月というふうに記載されていますけれども、工事の進捗状況、何%までいっていますか。

鈴木法学委員長 暫時休憩いたします。

午後1時19分 休憩

午後1時20分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、
土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 失礼しました。

建築工事の進捗状況ということで、2月中旬の数字ですけれども、2月18日現在で建築工事は74.3%、電気設備については68.7%、機械設備については65.6%でございます。

いずれについても計画どおりの進捗状況となっております。

以上です。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） 計画どおりに進んでいるとすれば、これはアバウトでなくて、令和8年の7月頃じゃなくて、もう3月ですんで、やはり開館日を決めるべきだと私は思うんです。順調であればですよ。

やっぱり、こちらでなくて、児童のほうのいろいろな都合もあると思うんですよ。新しいところに入るんですから。そんなことを考えれば早く開館日を決めて、はっきりすべきだと私は思うんですけれども、どうですか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、
土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 ただいまのところ、令和8年の7月予定とということ
でさせていただきますけれども、委員協議
会でも御説明さしあげたところですが、現在の
ところ、7月の13日の月曜日の開所の予定とい
うことで、あくまで予定ですけれども予定して
おります。

以上です。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） 今の質問で答えられる
ような状況であれば、もっと広く市民に分かる
ように何らかの方法で示してください。お願い
します。

それから、古い中部保育所を解体するという
ことで解体費用もここに載っているわけですが
けれども、解体後の土地の利用というのはどうい
うふうに考えられているんですか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、
土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務
所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 現中部
保育所の解体後、土地の利用ということでござ
いますが、解体後の具体的な活用はまだ決まっ
ておりません。今後検討していきたいと考えて
おります。

以上です。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） 先ほど、今回の来年度
の予算に図書館の駐車場を借りるというふうな
ことが上がっていますが、総合政策課、
あそこの今後の利用をどういうふうに考えてい
るんですか。

何も検討していない。解体しっ放しか。利用
検討しないのはおかしいんじゃないの。財政課
長。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 中部保育所の今の跡地の利用
の部分というふうなところで、今、子育て推進
課長が答弁したとおりでありますけれども、今
現在は、社会教育施設関係の駐車場が少ないの
ではないかとかいろいろ課題はありますけれど
も、今現在については、土地の跡地についての
利活用の方向性については具体的には検討して
いないというのが現状となっております。

以上でございます。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） あの周辺、特にプラザ
の駐車場というのを聞くと、大変もうあれの倍
になっても足りないというような状況ですね。
何かあれば必ず駐車場、地下も上ももちろんい
っぱいになって、どこか探し歩かないと、うろ
うろと探して歩かなきゃならないという状況で
す。

普通、私、考えるには、やはりサブ駐車場と
して、プラザのですね、整備すべきだなという
ふうに思うんですけれども、そんな考えはある
んですか、ないんですか。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 先ほど申し上げましたとおり、
今現在は検討はしておりませんので、現段階で
の方向性というのは考えておりませんが、これ
まで様々議会の中でも説明しております、公共
施設関係を今後どうするかというふうなところ
を検討していく中において、社会教育施設の駐
車場が足りないというところは現在はそうなん
ですけれども、きちんと分析をした上で、その
足りない分を駐車場だけ整備していった結果、
数年後にその駐車場といいますか、施設そのも
のをどうするか、あるいは集約化して更地にし
ていく施設とかはないのかといった部分があっ

て、そういう課題が出てきますと、逆に集約していった後に駐車場だらけになってしまう可能性なども課題としてありますので、今現在、必要な部分というふうな課題もありつつも、将来も見据えて少し時間をかけて検討する必要があるというふうに捉えております。

以上でございます。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） 今、財政課長が駐車場だらけになる可能性があるなんて、そんなことにならないですよ。文化会館の駐車場でも少ないんですよ。当初から。どこに止めればいいのかと、うろうろみんな探し歩かなきゃならない。

ましてや、元駐車場にサブに使っていたもみのき保育園の跡地だって全部使えなくなったでしょう。どこに行けばいい。新庄のお城の中も今整備ができないなんてなってしまった。じゃ、皆さんはどこへ行けばいいの。

そういうふうな不便な状態にさせるべきでない、いつまでも。片方が空き地がいっぱいある。整備してそこを駐車場にしなければならぬ、周辺にあるでしょうが。何も共済のあれで検討するなんてことは考えられないの。中部保育所を解体だけして、解体費用だけが予算に載っていて、その跡地を何にもしようとしないのはおかしい、私から言えば。

何にもそんなに慌てて、来年度解決する必要はないんじゃないですか。余計な金使って。利用しないんだつたらですよ。すべきなの。空き地にしておいては駄目なの。思いませんか。

無駄なお金を使う余裕がないんです、新庄には。私はそういうふうに思っていますが、そんな考えは持っていないんですか。財政上、大丈夫ですか、そういうふうなやり方で。利用していかなくやなんないんじゃないんですか、できるものは。何年も検討するなんて考えられない。今後どういうふうな方向で持っていくんですか。

山科朝則市長 委員長、山科朝則。

鈴木法学委員長 山科市長。

山科朝則市長 議員御指摘のとおり、土地の有効利用というのは本市の課題でもあるというふうに認識はしております。

課長の立場で現段階でお答えできる精いっぱい回答だったと思いますけれども、あの土地はやはりかなり有効に利用すべき土地だというふうに私も考えております。

ただ、今、健診センターがありまして、健診センターも駐車場が旧健診センターと現健診センターで行ったり来たりしているというふうなこともございます。

ここまで言えば御想像つくと思うんですけども、あそこは新庄市の土地でもありますので、その辺のところを上手に交換できないかなとか、様々な可能性を今検討しているところです。相手がいることなので具体には申し上げませんが、しっかりとそういう有効的な利用をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） そういうふうに事業がいろいろと変わって展開していくわけですから、それにのっとって先々と見て、先を見て経営をしていかなくやならない、この新庄市じゃないかというふうに私は思っています。何も検討していないなんていうことはあってはならない。

人間だって不便しているんですよ。それぐらいは感じるでしょう。誰もがそういうふうに思っているんですから、私たちも何か集まりあると行くところがない。車を置くところがない。あちこちと行って探して歩かなきゃならないという状況なんですよ。駐車場だらけなんていうことを言ったけれども、そんなことあり得ない。絶対ない。保証する。

だから、使いやすいように、市民のために動かなきゃなんじゃないですか。皆さんがふだんどういうふうを考えているか、その辺をやっぱり十分把握していかなきゃならないんじゃないか。違いうんだったらまたいいですけども、私はそう思うと。

じゃ、次、移ります。

68ページの4の1の1、ここに先ほども質問ありましたんですが、今何が不足している診療科ということで載っているわけですけども、眼科と小児科と産婦人科、これは誰が聞いてもそのとおりだというふうに思っています。

ただし、ここに計画として予算が2,000万、これは1医療機関に該当する金額だというふうに思います。

この産科が不足だと、絶対数が足りないんだというふうなことであれば、予算を立てる立場に私が立ったとすれば一気に、2,000万でなくて6,000万上げる。私だったら上げる。解消にならないんじゃないですか。これをなくしたい、何とか欲しいというふうな願いであったらば、1年でみんなこの産科が新庄市に開業できるように補助すべきだと私は思うんですけども、どんな考えでこの2,000万に限定した予算をつくったんですか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 開業支援事業について御質問でいただきました。

国においては、重点医師偏在に係る整備費補助金を令和8年度以降実施するとしております。そうしたところに該当ならない部分、土地の取得費ですとかそういったところを拾っていくということで2,000万円の計上をしているところでありますので、国の補助事業も活用される医療機関もあると想定しての2,000万円でございます。

以上です。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） どうしても国県の補助金を頼りに動いているというのが現実です。それを度外視して、新庄市独自の予算というものを考えていただきたい。

終わります。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） 御苦労さまでございます。

じゃ、端的に私からお聞きしたいと思います。

最初に、38ページ、2款総務費1項1目職員研修事業費の普通旅費についてお聞きします。

これは普通旅費が前年度比115万3,000円ほど増額されておりますが、まず詳細についてお聞きします。

あわせて、東京などに職員が出張した場合、近年の物価高騰の影響によりホテルを探すのが大変であります。そういう場合に、他市では職員出張時の宿泊費の条例改正がなされておると聞いております。本市職員が出張時の宿泊費について上限額を設けた実費支給とする条例改正をなされるのか、お聞きしたいと思います。

小関 孝総務課長 委員長、小関 孝。

鈴木法学委員長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 では、2点につきまして私からお答えさせていただきます。

まず、最初の職員研修費の普通旅費の増額分ですが、これは派遣職員の関連する旅費です。

こちら職員を1年間東京近郊に派遣ということで考えているんですが、昨年同様に内閣府への派遣ということで考えてございます。

去年は当初予算に間に合わず決定したものですから、昨年度の当初予算には計上してなく補正で対応したんですが、今回はあらかじめ決まっていることですので、最初から帰任旅費です。

とか赴任旅費、それから日額の旅費相当分を予算化しておりますので、その分での増額ということになります。

もう一つの宿泊費の条例改正についてですが、これは確かに国で制度改正を行いまして、山形県内でも条例改正に動き出した自治体がございます。状況として令和8年度には13市中のほとんどの自治体が条例改正を完了するものと考えております。

ただ、その運用につきまして、今、議員から上限額を決めての実費支給ということでございましたけれども、例えば全額支給するとか上限を決めて支給するとか、あるいは運用として首都圏に限るとか、あるいは大型都市圏に適用するとか、取扱いが今様々な状態で動いている状況にあります。

新庄市としてふさわしい、ほかに引けを取らないような方法での改正を考えてございますので、もう少し時間をいただきたいということでございます。

なお、令和8年度へ入りましてから、この条例改正につきましては新庄市でも執り行う方向で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上です。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） 出張時の宿泊時の条例改正ですね。やはり早めに議会に上げてもらえば、恐らく議会全員が賛成すると思いますので、これは職員のためです。やはりその辺前向きに考えてもらいたいと思います。

そして、やはり他市でなくとも、やはり新庄市が率先してやってほしいと思いますので、総務課長、来年とかかかると言うんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、41ページ、2款1項7目最上地方町村会費負担金が、前年度比で24万2,000円ほど増

額されております。

また、同じく42ページの2款1項7目最上広域市町村圏事務組合費分担金、事務費も前年度比554万4,600円増額されています。負担金と分担金の増額された内容の詳細についてお聞きしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 最上町村会負担金、そして最上広域市町村圏事務組合の負担金の増額になった内訳というようなことで御質問いただいたところでございます。

初めに、最上町村会負担金につきましては、こちら町村会の係る経費について最上8市町村で平等割、人口割、財政力割などから算出されて出てくるわけですが、来年度の町村会の予算が町村会の得る内容の内訳というようなことになってきています。

増額になった要素について町村会のほうにもお聞きしたところ、まず、担当している職員の人件費分ベースアップ5%ほどしているということで、人件費が上がった部分があります。

もう一点が、予算の中で財源としましては繰越金がちょっと減ったことによって、その分を町村の負担のほうに回させていただいたということです。例年より繰越金の予算をちょっと低く見たという要素につきましては、今年度、広域の事務所が新しい庁舎に移転されまして、町村会の事務所も何かそちらと一緒に移転されると。それによって移転費がかかるということで、予算の中ではその部分を差し引くとちょっと繰越金が多く見れないということで、予算編成されたというようなことで話を伺っているところでございます。

続きまして、最上広域市町村圏事務組合負担金、こちらのほうも分担金増えているわけですが、こちらの事務費の部分につきましては、広域の予算の中の一般管理費に当たる部

分を広域の分担金条例の負担割合の中で各市町村で負担するわけでございますが、新庄市の負担する部分については約550万ほど増額になってございます。

その内訳につきましても、広域の予算はこれからというなこともあります、内容をお聞きしたところ、こちらでも人件費分が上がっていると。この一般管理費の中には、広域の職員の部分、あと市町村から派遣されている派遣職員分とあるんですけれども、そちらのほうを含めた形でそれぞれ増額になっている。こういった内訳が増額の要素だということでお話を伺っているところでございます。

以上であります。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） この負担金の分は理解しました。

事務組合の分担金の事務費ですね、今、課長から人件費という言葉があったんですけれども、人件費のベースアップ分なのか、それとも新たに職員を増やすための人件費なのか、その辺もう少し詳しくお願いしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ちょっとまだ内容、詳細にそのどのといった体制になるかといったところまでちょっと伺ってはございませんでした。

人件費分というようなことだけの回答で、私いただいていたところでございます。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） やはり我々は、恐らく1市4町3村の単純に半分ぐらいの予算を我々も出すんです、その議会はね。その辺やはり内々で説明を受けて、この新庄市の本予算に上程してほしかったねという思いであります。

これらについては恐らく全体の1,100万を超

える分担金、事務費の増額になると思うんですけども、広域の議会で恐らく質問する議員もいるだろうと思います。

次に、新庄市の歳出の構成比の中で34%を占める、一番高い民生費についてお聞きしたいと思います。

まず、57ページ、3款民生費1項3目障がい者福祉費、人工透析患者通院交通費助成事業についてお聞きしたいと思います。

この助成事業費は年々減額されておりますね。これは恐らくいろんな理由で減額されていると思います。

また、関係課による生活習慣病の改善に、特定保健の指導が行われておると思うんですけれども、本市のこの透析患者数は、県内において平均よりもこの平均が高いと聞いております。

そこで、直近10年間の新庄市の人工透析患者数の総数、年ごとの推移と、直近の新規の透析患者数についてお聞きしたいと思います。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 人工透析を行っている方、腎臓機能障害で身体障害者の手帳のほうをお持ちの方の10年間の人数ということでの御質問をいただきました。

こちらの手持ちの資料では約10年前、平成28年度当時のデータのほうがあるんですが、平成28年で手帳を持ちの方は140名となっております。そこからずっと減少しておりまして、直近の平成6年、すみません、令和6年では120名となっております。

以上です。（「直近の新しくなられた患者数も」の声あり）

すみません。追加で、直近の新規で手帳のほうを持たれた方の人数ということでは11名となっております。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） やはり恐らく、我々も皆さんもある程度年をいっておりますので、予備群と言ってもしょうがないかなと思うんですけども、しかし、そういう中で10年間で20名ほど減っております。我々も開業医に行くと払っております、この透析患者の治療費、大体年間500万ほどかかると聞いております。

そういう訳で、やはり関係課の保健指導が本当に大事であると思います。その件について、この保健指導についてお聞きしたいと思います。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 重症化予防に係る保健指導についての御質問をいただきました。

委員おっしゃるとおり、生活習慣病の予防と何より慢性腎臓病にかかるまでの重症化予防対策は重要であると考えております。

本市におきましても、毎年健康講演会として、糖尿病専門医のドクターによる健康講座や体験などの事業、それから出前講座などを実施しております。

また、市内のドクターと連携しまして、ドクターに受診している方で生活面での指導も要る方は、患者様の同意を得て、保健師が生活指導のために訪問事業なども行っております。

また、レセプトから抽出しまして、糖尿病にかかる予防教室というところの御案内も個別に令和6年度から開催しておりますし、令和7年度におきましては、スマイル健康塾ということで教室名を変更しましたところ、参加者数も増え、4回ほど教室を開催できたということもございます。

今後とも、生活習慣病の予防、それから重症化予防のために保健指導を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） やはりまず保健指導のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、65ページ、3款2項3目保育所運営事業費についてお聞きします。

令和8年度の市長の施政方針で、子ども・子育て支援の充実を現下のまちづくりを最重要課題に掲げておりますが、予算では会計年度任用職員の給与費が前年度比345万2,000円ほど減額されております。

新庄市においても核家族の世帯や若い共働きの家庭の増加により3歳児未満の保育需要の増加や医療ケア児の受入れなどに、会計年度任用職員の給与の削減が2つある市立保育所の保育環境に影響をしないか心配であります。

そこで、今回の会計年度任用職員の給与費削減となる保育士の削減人数についてお聞きしたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 保育所費の中の会計年度任用職員の報酬についての御質問でございます。

今回、会計年度任用職員の報酬を減額しているわけですが、こちらについては会計年度の保育士を3名減ということで令和8年度予定したところでございます。

以上です。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） 今年度、このように令和8年度の会計年度任用職員の募集をしましたね。総数で何人の会計年度任用職員、いわゆるやろうとする保育士さんが募集をなされたのか。

あと、今、新庄市の保育所の保育士1人当た

り、国による保育所の配置基準についてどのようにマッチするのか。その辺お聞きしたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 保育所の会計年度任用職員の募集数ということですが、令和8年度については、保育士7時間勤務の方が24名、5時間勤務の方を7名という募集をしたところでございます。

また、国の配置基準に照らしてどうかというようなところでございますけれども、国の配置基準に基づいて、園児等の数から配置基準を計算すれば、保育士としてはぎりぎりの数でいうと25名あれば配置基準を満たすというようなことになっておりますけれども、現在、うちの保育所としては48名で運営をしているということでございます。

以上です。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） 保育士が足りなくて本当に大変だった時期もあったわけですね。これは2025年、2020年にかけて、0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、そして4歳から5歳児と、保育士の1人当たりの園児の数が変わりましたよね。新庄市では、どうですか、これ。0歳児あたりのとか、そういうの。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 令和6年に保育士の配置基準が改正になっておりまして、国の基準では0歳児3名に保育士1名と、また、1歳から2歳については児童6名に対し

て保育士1人、3歳児については15人に対して保育士1人、4歳から5歳については25人に対して1人というようなことで、配置基準が改正されたところでございます。

公立保育所につきましては、この配置基準に加えて、障がいのある方とか配慮の必要な児童に対して保育士を加配することで、児童が快適に過ごせるように、また、保育が順調にいくようにという配慮の下に会計年度任用職員等の配置をしているところでございます。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） やはり今、課長からあるとおり、保育士の国の配置基準、これは最低のラインですね。最低の。

先ほど、1歳児ですか、6人と言ったんですけれども、これ2025年から5人になっておりませんか。

やはり保育環境の低下を招かないためにも、ゆとりを持って保育士の定員というのを図るべきじゃないですか、これ。

2つあるんですよ、新庄市に市立保育所が。その辺どうですか。国の配置基準は最低の保育所の基準です。その辺どう思いますか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 国の、先ほどもちょっと御説明申し上げましたけれども、市の保育所2所に対して、国の配置基準どおりにすると25名の保育士が必要だと。そこに対して、市の公立保育所については48名の保育士で運営していると。

特に障がいのあるお子さん、配慮の必要なお子さんについては、1対1というような配置をして対応しているというところでございます。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） 今、2つの市立保育所の保育士の数、本来ならば25名のところ、48名配置ですか。素晴らしいですね、新庄市の子育て。これ間違いないですな。じゃ、分かりました、この保育所の定数に関しては。

どうして私がこういうことを言うのは、今回、このような募集かけましたよね。これは皆さんに知ってもらいたいんですけれども、以前に保育士を募集して、できなかった方がいますよね。定員以上に来た場合。その理由が、大変言いづらいんですけれども、その当時のことを覚えている職員さんもあるんですけれども、あの当時のことを。あつてはならないんですけれども、妊娠をした保育士は採用できませんよといった事例があったんですよ、これ。今そういうことがありますか。それあえて聞きます。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、土屋智史。

鈴木法学委員長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 会計年度任用職員の採用をする際に、そういったことを判断基準するということはありません。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） そういうことをやっぱり十二分に考慮して、保育士を選んでください。本当にその点もよろしくお願いしたいと思います。

その当時のことを私も知っておるものですか、あえて皆さんに言った次第です。絶対にあのようなことはないようにしてください、本当に。保育士の採用のときは、妊娠をしている人は駄目ですよということは、絶対にそういうことはないようにしてください。まずお願いします。

次に、97ページの8款土木費6項1目除排雪

業務委託料についてお聞きします。

これ内規で決められているか何か、私ちょっと分からないんですけれども、よほど前からこの生活道路の除雪はいろんな要件が決められています。そういう中でちょっと調べてみましたら、10年前と新庄市の人口が約5,500人ほど減少しております。逆に、核家族化が進み、世帯数がこの10年間で逆に40戸増えております。

そういう増えた中で、高齢者世代という方々の世帯も増えているわけなんですけれども、若い人だったらやっぱり機械除雪なりしていますけれども、やはり高齢者となった場合はなかなか難しいわけなんです。

そこで、今、生活道路の除雪は利用戸数が3戸以上の戸数条件となっておりますが、やはり今の高齢者世帯に寄り添った生活道路の除雪の戸数条件、これをやはり見直しをする必要があると私は思うんですけれども、その辺、原課では来年度以降どう考えますか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 生活道路の除雪事業について御質問いただいております。

委員おっしゃるように、生活道路の除雪につきましては、ちょっと過去を遡りますと昭和63年から始めたというような内容になってございますが、生活道路利用戸数が3戸以上で、道路の幅は2.5メートル以上で、雪捨て場を確保するというような基準を設けながら、申込みをいただいて除雪をしているというような状況でございます。

今お話あったように、最近の状況を見ますと、これまで例えばその道路を使っている方々が5戸あった3戸あったというところが、様々な要因があつて空き家になったりということもあつて、戸数が減っていつているということも確かに現状としてはございます。

こういった場合につきましては、これまで除

雪をしてきましたので、利用者が急にいなくなったので、3戸以下になったのであとはしませんというようなことは決してできないというふうに考えておりますので、こういった場合については引き続き除雪をさせていただいているというような状況がございます。

委員おっしゃるように、この制度を63年からやってきて、その状況というところが変わってきているというのは感じてございますので、その状況に合わせた基準の設定というところについては、やはり検討すべきなのではないかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） やはり課長答弁は検討という言葉を使ったんですけれども、これは役所言葉ですよ、検討というのは。今ここでやはり見直しをすべきなんだという強い決意をまず御答弁で私もらいたかったなと思います。

検討という言葉はやっぱりね、私も二十何年間やっております、議員。これは役所言葉ですよ。見直しをするのかしないのか、その辺どうですか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 なかなか返答しづらいところではございますが、私としても見直しはすべきだというふうに思っていますので、見直しに向けた検討をさせていただければと思っています。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） 前向きな検討、答弁ありがとうございました。これで終わります。

鈴木法学委員長 暫時休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時11分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。
ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） では、112ページの10の4の3の義務教育学校、それから、108ページ、1の2、小学校給食無償化事業費、そして110ページの10の3、中学校給食負担軽減、これらについてですが、小学校の給食を無償化するということで、大変ありがたいと私や皆喜んでいますが、そして、そのことで不登校などで学校給食を食べない子への給食分の無償化分はどうなるのでしょうかということです。

もう一つは、中学校の給食費無償化も一気にやるべきではなかったのかと思いますが、どうですか。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 ただいま学校給食に関わる御質問いただきましたけれども、不登校のお子さんの給食無償化についての御質問でございますが、国、県等から来る補助につきましては、5月1日現在の人数を基にその人数分が来ることになってございます。

不登校で給食を食べていないお子さんにつきましても、この負担分は国、県からは頂くことになっております。

また、給食について御家庭と学校の間で止める、止めないというような御相談もされているかと思いますが、そのような中で各学校において対応することとなっております。

また、中学校の給食の補助につきましては、中学生が714世帯ございますけれども、弟や妹が小学校にいる場合につきましては、小学校の無償化ということで、中学校にお子さんがある御家庭にとっての負担につきましては総体的に

は減るものと考えております。

ただ、中学生のみの御家庭458世帯ございまして、第1子につきましては給食費の値上げ分50円分を100円にして補助いたしますので、今年度と比較しまして大きな負担増になることがないようなことを考えての御提案でございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） まず、小学校の給食を食べない子の場合学校で対応ということで、つまりは、5月以降、国から来るお金も含めて、学校を休むということが分かれば給食費の分をおうちにお返しするというのでいいんですか。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 最終的な県の補助金等につきましては、実施報告をする中で最終的な人数のほうを調整することになっておりますので、各御家庭との御相談の中で給食を提供する、食べないけれども給食を提供していた場合には、その分につきましては対象になりますが、それ以外については対象にならないものと考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 急に休む部分については減らすというのは難しいかもしれないんですが、なかなか長期にわたって不登校になっている場合、学校の給食を食べないでいることが長く続くわけです。

そういう場合は、うちで食べないわけではないですし、やはりその親の負担を食事だけでも応援しなきゃいけないというなことでやるかということでお聞きしているんですけれども。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 お子さんによっては、アレルギー対応等で御自宅から弁当を持ってきて食べなければならないお子さんもございます。そのような場合につきましてはこの給食無償化分の対象となつて、御家庭のほうにその相当額をお配りすることになりますけれども、あくまでも給食の時間の中で食べていただく分についての補助というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ということは、長期で不登校になっているという方について、給食無償になった分は返さないということですか。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 この補助金につきましては、5月1日時点で小学生の児童数分が本市では1,300名程度予定してございますが、それが一旦市のほうに入るものでございます。

保護者の方に直接給付等されるものではございませんので、そのような形での運用を考えているところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 保護者としては、突然休む場合にはしょうがないと思いますけれども、なかなか学校に長期にわたって行けないでいるその負担たるや、親自身も大変であるし、そのお金についてもやはり食べさせないわけにいかないわけで、その分家庭の御負担を考えて教育費として、給食食べない分が前もって明らかになっている部分については家庭の教育費としてお返しするというか、そういうことが必要だと思うんですがどうでしょうか。もう1回。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 この補助金につきましては、月額5,200円掛ける11月分、この制度設計の中で国等から示されたものを補助金として頂いているものでございますので、本市だけで運用ができるものでないと思っておりますので、それにのっとった形での運用を考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） でも、生徒が一応在籍している数として給食費が補助をされているわけですね。それなのに、その在籍分、来ないということが分かるならば、材料代も少し削って給食作っていると思うんです。その部分を、来ないということが分かっている御家庭に、給食費無償化分として補助するというかお返しするというか、そういうことは私は必要だと思うんですけれども、必要でないですか。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 先ほど申し上げたような給食を準備するかしないかということにつきましては、やはり不登校のお子さん方、日々、学校に行きたいという思いの中で行けないような状況もございまして、急に来ても給食がないということのほうに心配だという保護者の方につきましては、食べない可能性もあるけれども給食は提供してもらいたいというような御意向等も学校のほうで確認させていただいておりますので、そのような中で対応させていただいているところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） もちろんそのとおりだと思います。来る、行くかもしれないということを考えたら、やはり給食用意しておくということは大事だと思いますので、その場合はもちろん食べさせていいと思うし、その部分をどう

だということは言いません。

しかし、長期にわたって出ていないということがはっきりしている子もいらっしゃると思うんです。そういう方については、家庭での教育を保障するという意味で出すということも考えておく必要があると思うんですがどうですか。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 様々なケースが考えられる中で、お子さん方が様々な身体的な病気によって長期の入院であったり療養が必要の中で、給食を停止してくださいというような保護者の方の御意向を伺った場合のことも考えましても同様のケースかと思いますので、そこは、あくまでも国県等の補助金の運用にのっとった形での本市での取扱いというものを考えているところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 分からないんですけれども、つまり出さないという、国県の補助金の在り方から見ると出さないということですか。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 そのようなふうを考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そこはもう1回よく検討していただきたいということを要望したいと思います。

やっぱり療養あるいは不登校、長期になる、こういう方々での、あるいはどこでかは分かりませんが、食べさせなきゃいけない、それは間違いだと思いますので、その部分もやはり見るというか、そういうことは私は必要なような気がするんです。

そのことが、特に不登校の子供を持った親を考えれば、仕事ができるのかみたいな感じがあるし、親が見れない場合誰見るのみたいな感じで、本当に悩んでいる保護者の皆さんだと思います。

本当は、別の施設や居場所が間違いなくあって、そこに保育所のように預けることができるのであれば、本当親は助かると思います。そういう場所を含めて、子育て推進課でなるように考えていただいたのかもしれないんですけども、簡単にそこに行けるか分からない親の御家庭のことを考えたときに、やはり最低でも、みんなが給食無償化で食べられているその部分を少しでも家庭への補填として、親を助けるというか、そういう意味で出してやることも検討していただけないかなという私の願いです。

あと、次に、中学校給食の無償化について、全然考えなかったのか、予算が全くなかったのか、市長の公約でもあったんですが、市長として公約をやるという話にならなかったのか。どうですか。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 中学校の給食費の補助につきましては、先ほど申し上げましたとおり、やはり保護者の方の負担軽減ということを第一に考えまして、今年度値上げ分50円分をなくした100円という形での補助ということで考えたところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 中学校給食も無償化にするというふうに考えるとしたら、一体幾らぐらいかかるというふうに考えたんですか。今以上に出すとしたら、どのぐらいこれから出さねばならないぐらいなんでしょう。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 中学校の第1子の100円、また第2子の半額、第3子の全額補助、合わせますと大体1,700万ぐらいの経費が今かかっておりますので、それも合わせました金額になるかと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 無償化にした場合、中学校給食全部無償化にした場合、幾らぐらいと見積もられておられるのかお願いします。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 来年度の給食費につきましては、中学校460円を考えております。それが中学生約800名おります。給食回数としては190回ございますので、それを掛け合わせた数字になるかと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市長の公約にもなり、市長に非常に期待した市民の皆さんが、本当は給食無償化中学校もというふうに願っていると思います。

また、新庄市議会議員としても、全会一致で、小中学校の給食無償化をやってもらいたいという、政策提言という名前ではありませんでしたが、決議も上がっておりますし、ぜひその方向に頑張っていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に……（「公約してないですよ」の声あり）あ、そうなの。公約していないんですか。そうなんですか。そうですか。じゃ、もう1回調べてみます。はい。

55ページの3の1の1、灯油購入費等助成金1,800万ですが、当初予算にした理由とその内

容についてお願いします。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 灯油購入助成費のほうについて質問をいただきました。

毎年補正のほうで対応させていただいておられますが、令和7年度のほうも当初予算にと思ったのですが、補正対応させて、決まっているのなら当初でということと考えてはいたのですが、補正対応させていただきました。

令和8年度につきましては、国の物価高騰の支援金のほうを活用するということを掲げておりますので、今年度は当初のほうに上げさせていただきます。

内容については、今年度と同じ1世帯当たり1万円ということで考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 分かりました。

次に、113ページの10の5の1で生理用品無料配布事業費9万9,000円があります。前年比でマイナス10万5,000円となりました。その理由、そして、この事業の効果についてお聞きます。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 ただいま御質問いただきました生理用品に関する部分ではございますけれども、こちらにつきましては、四半期ごとに購入し、社協施設を中心として配布をしているところでございます。

そういった実績を踏まえまして、予算額に見合うだけのものが出ていっているという状況になく、毎年少しずつ減額している状況にございまして、今年につきましても今年度、前年度の

状況を見まして、若干少なくさせていただいたというところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 効果は。

岸 聡社会教育課長 委員長、岸 聡。

鈴木法学委員長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 御利用された方がお持ちいただいているということは、適切に御利用いただいているというふうに考えているところでございます。

以上です。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。まだ許可していません。もう一度着席してお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） もしもトイレにトイレットペーパーがなかったらどうだろうか。女性の生理用品もトイレットペーパーのように必需品です。突然必要になるとときがあります。大人でさえそうです。児童生徒にとってはまして突然です。

女性を女性として大切にする教育として、小中学校のトイレにも配置されるべきではないかと考えます。女性として健康の立場から、健康課長さんなどはどうお考えになるか、ぜひ伺いたと思います。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 健康課として、女性の健康、思春期であっても御自分の健康に関心を持っていただくことは大切であると考えております。

また、生理についての体調不順など周囲の理解ということも大切なことだと考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 女性のことは男性は分からないかもしれません。やっぱりその立場にならないと本当に分からない。そのときに、特に思春期になったときには、物すごく恥ずかしいことであります、女性にとっては。こんなことを周りに知られるなんていうことはもうとてもつらいことなんです。

そういう意味で、突然起きたことを一々養護教諭がいらっしゃる保健室まで行くのも、学校にいる場合は大変です。休み時間は5分とか10分しかないわけで、そういう中で、ここの市役所で置いているように生理用品があれば、どれほど難しい思春期の女性がほっとするか、そう考えたことはないでしょうか。トイレットペーパーのように学校にも置くべきではないでしょうか。教育長、どう思いますか。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 委員からは、以前議会においても生理用品の学校への配置についての御質問をいただきました。

義務教育の段階、小学校、中学校につきましては、やはり子供たちがこれから社会に育っていく中で自分で自立する、そのすべを学ぶ場所が小学校や中学校であろうかと思っております。

女子児童生徒にとりましては、生理の問題は本当に一生そこに付き合いながらいくものだと思っております。その初めての学習の場が学校であると考えております。

その意味で、子供たち自身が自分の体調管理等も含めた学習の場としての環境を整えるという意味で、我々はそのように考えております。

やっぱりお子さんにとって急な対応も必要になるかと思うので、その場合については保健室等に対応を考えているところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 前もそのように、保健の先生に保健室に行って相談していただくというのは何度も答えていただいております。

実際に保健の先生にお聞きしました。ある学校の保健の先生に、年間何人ぐらい相談を受けたり、保健室にある生理用品をどうするという話になる方いらっしゃいましたかと聞くと、何百人もいる学校なんですけれども、数人、3人かそんな感じで、非常に少ないようでした。

やはりそういうことを、行く時間、それから、養護の先生も休みでないときもあるわけです。そういうことを考えたときに、トイレにあれば、助かるわけです。

そして、トイレットペーパーがなかったらどうですか、皆さん。これはトイレットペーパーがトイレになかったときがあったわけです。そのときどうだったのでしょうか。それを自分で処理するということは、当時はそうでした。

でも、今はトイレットペーパーがあるのが当たり前のトイレになっています。そのように、生理だっていきなり出てくるわけです、簡単に言いますと。そんなにいつだからいつ頃起きるわと大体は考えているわけですが、それが途中変わるんです、時々。それも授業中だったり、給食準備しなくちゃいけない前かもしれない。

それを考えたときに、あっと行って手当てでできるような体制が学校で保障されていいんでないかなと、私はそれが教育の1つだと、女性に対する、女性を大事にする社会の1つというふうに考えられないのかということなんです。どうですか。もう1回。

大町 淳学校教育課長 委員長、大町 淳。

鈴木法学委員長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 本市におきましては、心の教育の充実に取り組んでおります。そういう意味にありましては、女のお子さん、男のお子さん関係なく、1人ずつの人権を大切に守る、そのような学校生活の中で、また、日々の授業

の中で、子供たちのそういう思いを培っていくことは非常に重要なことだと思っております。

また、先ほどなかなか保健室に行きづらいのではないかと、そういう面もあるかと思いますが、保護者の方の御協力をいただきながら、子供たちが自分の体に対して関心を持ち、そして、取組をしているという面もあるかと思っております。

学校におきましては、特に小学校、中学校の早い段階においては、自分の身の回りのことをするということが、学習の一部だと思っております。生きる力を育むという観点に立って、学校においては、子供たちの人権、また、一人一人の思いを受け止めながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に行きたいと思えます。

93ページの8の2の3の側溝整備事業が2つ載っておりますが、内容はどうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 8款2項2目になります。道路側溝の整備ということで、令和8年度に關しましては2つ挙げさせていただいております。仁間福田線の側溝の改修工事、万場町円満寺線の側溝改修工事ということで2件計上させていただいているところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ここは側溝を直すということで、地元の住民の要望があったと思えます。

高壇の市道の側溝についてですが、これが大変危険だというふうに区長から何度か聞かされ

ております。蓋もかけられない構造上の問題があるようです。

十二、三年前には、区長をかつてした人が冬に側溝に滑って落ちて、股関節の骨折という大けがを負ったことがあります。それは認識していますか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 十二、三年前のお話ということでいただきましたが、大変申し訳ございませんが、私の認識というか、十二、三年前のことまで頭の中にはちょっと入ってございませんので、すみませんが、知っておりませんでした。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） それ以来、この区長などを中心に何度も何度もその高壇の市道の側溝、危険だから蓋をかけられるように構造を直してもらいたいという要望を何度も何度も出しています。そういう要望があるということは知っていますか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

鈴木法学委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 地区からの様々な要望ということで、大きくは区長と市民のまちづくり会議というようなことで、地区からの意見、課題というようなことで毎年いただいているというふうに認識してございます。

その中におきまして、ここ数年ですね、高壇地区から、今委員がおっしゃられたような案件として上がってきてはいないというふうに認識してございます。

ほかの案件として高壇からは要望があつて、多分別の場所だと思います。高壇公民館前の市道についての側溝改良ということで、ここ数年、事業をやってきたということはございますが、今回おっしゃられている場所についてはちよっ

と上がってきていないのかなというふうな認識でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 分かりました。

ただここは、何回も何回も要望しているけれども、さっぱり予算が大きくかかるんだと言われたせいか、予算が大きくかかるという話もあり、なかなか実行できないということから、最近は出していないのかもしれませんが。

そういう意味では、もう一度、区長から要望出るように、出るのか出ないのか、出ると思いますが、地区から聞いて出たら直すようお願いしたいなと思います。

それから、99ページの9の1の1消防費5億3,015万円です。

救急隊が入っていると思いますが、救急隊が出動したとき、高齢の独り暮らしの方の医療情報、緊急連絡先の情報が必要です。これをいち早くつかむという点で、救急医療情報キットの無料配布を前に高橋議員が質問しましたがけれども、この配布制度はあるのかなのかお願いします。

柏倉敏彦防災危機管理課長 委員長、柏倉敏彦。

鈴木法学委員長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 今、佐藤委員の質問の項目がちょっと分からないんですけども、99ページの9-1-1ででしょうか。（「そうです」の声あり）9-1-1であれば広域の分担金ということになりますので、広域の分担金の予算の中ではそういったものは今回含まれていないというふうに認識しております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 広域消防の仕事の救急の仕事の中で、いち早く独り暮らしの方の場合、どうやってこの人の連絡先を取るんだというのはすごく大変なことなので、救急医療情報キッ

ト無料配布、これをぜひ考える必要があると思うんですけども、どうかと。これは誰になるか分からないんですけども、どうでしょうか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 委員長、柏倉敏彦。

鈴木法学委員長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 新庄市の予算審議の中で答えることではないと思いますが、広域の予算審議の中でそういったことが話し合わればいいのかなというふうに感じています。よろしくをお願いします。（「終わります」の声あり）

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

1 8 番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

1 8 番（小嶋富弥委員） 皆さんお疲れさまです。御苦労さまでございます。私からも何点かお尋ねしたいと思いますので、お疲れのところ申し訳ございませんけれども、よろしくお願い申し上げます。

43ページのふるさと納税事業をお願いしたいと思います。

次に、68から67にかけて、これは主要事業にも10ページにありますけれども、健康保健衛生についてお願いしたいと思います。

ずっと遡りますけれども、38ページの総務管理費の職員研修費についてまずお伺いしたいと思います。

それでは、最初に、ふるさと納税事業についてお尋ねいたします。

ふるさと納税は金額的にも大変大きい金額で、真水の部分で、昨日ですか、坂本委員が聞いて、真水の部分で手持ちに入るのは48%だと伺いました。間違いないですね。はい。

それで、最近、総務省でも手数料の透明化というものも求められて、ふるさと納税を受け入れる1,700の自治体に調査票を送ったと。これ調査票来ていますね。ということは、各ポータルサイト、仲介サイトの手数料が高過ぎるんじゃないかというようなことなんです。

せっかく集めたお金が、自治体に集まったお金がその事業者に流れて、この構造を転換しなければならないというようなことなんだと思うんです。それで、返礼品が30%ですね。あと、ポータルサイトの手数料とか云々が非常に不透明だということなんです。

まず、お聞きしたいのは、当市では、ポータルサイト何社をポータルサイトとして委託しているか、まずお尋ねしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 現在、ポータルサイトとしては10のポータルサイトを利用させていただいております。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 案外あれですね。楽天グループやソフトバンクグループのさとふるが代表的だと。それぞれいいんだけど、本来は50%が残らなきゃ駄目なんだ。本来は。だから、私の単純な考えですよ。いや、48%、2%の差ですけども、例えば15億の2%と言ったら3,000万なんですよ、金額的に。だから、もう3,000万というはやっぱ、要するに、ポータルサイトの手数料に取られ過ぎてんじゃないかと。

だから、なかなか見てみると、自治体側からポータルサイトに手数料引き下げろとは言にくいと思うんだけど、たかだか2%と言いますけれども、金額的には2%が3,000万になるわけですから、その辺のポータルサイトに丸投げと言ったら失礼だけれども、やっぱりビジネス感覚でちょっともう少し、うちんここに残らないからあんだのとは高いんじゃないんですか、やっぱりもう少し私んここに残るような、そういう交渉のやり方というのは今までどうだったんでしょうか。

丸投げ、丸々お伺いして分かりましたという

ような感覚でやってきた気が、私どもはするんだけど、あなた方は違うということかもしれないけれども、その辺のちょっとやはり金額的に大きいですからお聞きするわけです。お願いします。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 前からも、ポータルサイトの手数料は高いんじゃないかという話もちよっとあったというふうには伺っております。

基本は、いわゆる各ポータルサイト10あると言いながら、それぞれの手数料が違っておまして、基本的に市のほうからそちらに申込みをするというような形になってしまいますので、まずは申込みする段階である程度の手数料というのは提示された中で申込みはしていたのかとは思います。

具体的にそこを引下げしてほしいとまで交渉していたかどうかは、ちょっと私も過去のことではっきり把握はしてはいないところですが、そういったところについても今後いろいろ目を向けていかなければならないのかと、今感じたところでございます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 課長、知らないと言われるより調べてきてね。金額が大きいんだからよ。トータル的に言うとやはり何千万の世界になるわけですので、やはりそこは職責としてしっかりチェックしていただきたいなと思います。

それで、今後、総務省が、その業者サイトがあまりにも中間マージンを取り過ぎるんじゃないかというような懸念で、自治体財源に入るように、29年に60%が自治体に入るような流れのようなんですけれども、その辺を見越してやはり政策的に自治体が構築していく必要があるのではないかなと思います。

あとは、もう一つ、商品開発ですね、ふるさ

と納税の。もちろん米、今は肉しかないです。米がやっぱり何と言っても主食ですから、これはいいんですけども、ほかに付加価値を取るものを任せっきりでなくて自分たちも開発すると。

今いろいろ聞くと、物よりも事、何々する。例えば新庄まつりに来てくれるのが好きだとか、カドヤキに来るとか観光するとか、そういう物だけでなくでやっぱり事、いろんなことをするような施策も今求められているようなことなんですけれども、それはやはりポータルサイトに丸投げしないで、自分たちでいろいろ開拓、開発はできるわけです。

今いろんな観光事業を展開する中で組み入れるようなことも私はお願いしたいと思うんですけども、そのようなお考えはいかがなんでしょうか。まずお尋ねしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 委員長、鈴木則勝。

鈴木法学委員長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 お礼品の在り方につきましては、これまでどうしてもちょっと物に頼っていたところがあったかと思います。

ただ今後は、やっぱり事、いろいろ新庄を体験してもらうようなメニューなんかも考えていければなと思っております。

今年度も様々な事業の中で新庄の観光の中でいろんなメニューもしていますので、それなども含めながら、どんな体験していただけるのか、メニュー開発のほうも考えていければと思っております。

以上であります。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） はい、ありがとうございます。

私は、市の職員の皆さんは新庄市のシンクタンクタンクだと信頼しますので、ぜひ今課長のそういうお心をいただいたもんですから、安心

しましたので、ひとつ御努力のほどお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

次に、今年度の主要事業の10ページの中で、この健康問題は高橋委員もお聞きになりました。

そこで、私は、この中で新規に5歳児健診をやるということは非常によかったな、いい制度だなと思って評価いたします。

いずれ私も一般質問の中で5歳児健診の重要性をお願いした過程もありますので、取り入れてくれたことには本当によかったなと思っています。

なぜならば、やはり5歳児健診をしっかりやらないと、ただ5歳児健診だけでなく、次の就学に移行した場合、これは教育委員会も重々お分かりだと思うんですけども、小学校1年生に入ったときに、授業のベルが鳴るとできなくなる可能性がある。

やはり授業が落ち着かなくて多動性の子供さんが多いということで、多動性の子供が悪いとかいいとかの問題じゃなくて、やはり一斉に落ち着いて学習できて、1こまの時間の中できちり勉強ができるということが大事だと伺っていますけれども、いきなり入学式に自分の子供が、小学校に入れて、もしあなたの子供は多動性ですとか何とかと言われたら、ちょっと保護者だってやっぱり大変面食らうということで、1年前からそういったソフトランディングじゃないけれども、多動性を発見していただいて、治療はもちろんできると思うんですけども、そうしたことをやっぱりやっていかないと、お互いというか、子供の学習にも支障を来すというような思いがあったもんですから、5歳児健診をやってくださいというようなことで、今回やっていただいたことは非常に、高橋委員も評価しました。私も評価していますけれども。

そこで、教育委員会にこの制度がいいか悪いかわかればいいんですけども、ここは想像して、

このいろんなメニューの中で、新庄市が先般、2月4日に大塚製薬さんと健康増進維持の推進包括協定を結んだと。大変これも、内容はまだ分からないけれども、そういう前向きな健康に取り組むというような思いで、この包括協定とこの健康、もちろん5歳児健診も含めて心理状況も含めて、どのようにマッチングするか。どのようなお考えなのか、あるのかないかまず1つ、その辺をお願いしたいなと思うんですが、いかがなんでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 主要事業の中で、5歳児健診について、それから他事業等との連携についての御質問をいただきました。

大塚製薬様とは、今週早速、担当者レベルでの健康課で打合せをさせていただいたところでございます。

その中で様々な御提案をいただいているところでございますが、例えば産前産後のサポート事業ということでプレママ広場というそうした教室への派遣ですとか、啓蒙・啓発含めた様々な御提案をいただいております。

また、他の自治体で既に取り組んでおられる、こういうことをしていますよというふうな御提案もいただいているところでございます。

具体につきましては、次回以降、速やかに再度具体化した事業連携ということを進めることとしておりますので、5歳児健診も含めまして、そういった発達に係る啓蒙・啓発そういったところも考えてまいりたいと思っております。

以上です。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 非常に前向きに積極的にお考えいただいているなと思いますので、ぜひせっかくの大塚製薬とも協定結んだ効果を市民のほうにフィードバックしていただいて、そ

して、なおかつ、こういうような取り組んだ結果、成果とかが見えるようなことを、やっぱり我々市民のほうにも教えていただくような、次の循環するようなひとつ事業をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、38ページに戻りますけれども、職員研修なんですね。

そこで、私は事務方のトップであります副市長をお願いしたいと思うんですけれども、行政はもちろん法定に基づきまして公共サービスを提供する場所でありまして、安全を守る責務、また、生活を支える責務、未来をつくる責務、このことは当たり前のことで大変申し訳ないんですけども、この組織の硬直化というのが私は懸念されるんです。

環境変化に対して、組織が十分なスピードと意思決定の対応が遅れたり停滞させてはいけないわけであります。もちろん釈迦に説法みたいなことで申し訳ないけれども、この組織の柔軟な取組の在り方について、まず、事務方のトップであります副市長のお考えをお願いしたいと思います。

石山健一副市長 委員長、石山健一。

鈴木法学委員長 石山副市長。

石山健一副市長 小嶋委員からは大変重要な御質問をいただきました。

組織の硬直化をどうやって打破しながら、時代に即したような、先取りしたといひましようか、そういう市の行政の在り方を求めていくかというふうな、そこは非常に大事なことだと思っております。

今、今回の予算の中でもお話、冒頭からありますが、市長の施政方針もありますように、この人口がどんどん減ってきて加速度的に減ってきている時代になっています。

今までの行政のやり方とかなり発想をやっばりもう変えていかないと、前提を変えていかないと、これから将来この地域をどうやって持続

可能なもの、そして、市民の方々が安心して暮らせるような市政に持っていけるかというのは、私たちのこの行政の、あるいはその職員一人一人もありますし、組織としても、市民の方々の声をよく聞いて、やはり将来を見据えながら、何をなすべきかということをして一人一人組織挙げて考えていかなきゃいけない、そういうもう時代にも入っているというのは、そういう認識であります。

そういう観点から言いますと、職員の人材育成という観点ですね。例えば研修1つとってもやっぱり一人一人がそこを自覚しながら新たな取組をしていくというような、そういうモチベーションの高い人材あるいは組織にしていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） まさに私どももそういうような行政であってほしいなと常に思ってこの場にいるわけでありませうけれども。

今申し上げましたけれども、この少子化や人手不足が叫ばれていますけれども、地方自治体は公務員離れや離職率の高さに頭を悩ませていますというようなこと、これは全国的でございますよ。公務員試験の年齢制限緩和などやって、どこもあの手この手で人材確保を図っているというようなことで、1つの例で大変申し訳ないけれども、愛知県の新城市、新城とも書くんですけども、ここでも10年ほど前まで自己都合退職が1人、2人だったけれども、最近5年間では68人に上がり、その半数を入庁10年未満の若手が占めていると。

そこで、10代、20代のZ世代がこれから主力になるというようなことで、これまた、このZ世代5人でZ課という課をつくったそうです。

もちろん、この課がやっぱりユニークな若手をしていくと、やっぱり結構、何ていうかな、

消滅都市って言われたけれども、活性化したと。

どんな方法かわかりません。でも、これから人口減、財政減などの課題の多い現代の自治体では、一層斬新なアイデアが必要になってくると。これはもちろん、今までの今、発想を変えると副市長が言ったけれども、まさにそのとおりだと思うんだけど。

そこで、この若手のリーダー教育という方法をどうお考えになるか。ひとつお答えいただければありがたいと思うんだけど、やはりそういう若手リーダーを育成をする、具体的に今度示していただかないと、分かってますよ考えてますよだけでは進まないと思うんだけど、そういったやっぱり副市長は県のトップのお仕事をなさって手腕あるわけですので、ぜひひとつそういったユニークな人材育成の発想を取り入れてもらいたいと思うけれども、その辺いかがなんでしょうか。よろしくお願いします。

小関 孝総務課長 委員長、小関 孝。

鈴木法学委員長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 それでは、若手リーダーの育成ということについてお答えさせていただきたいと思います。

先日も新庄市の行財政改革大綱を御説明させていただきましたけれども、その行財政改革を進めるその土台となるものは、職員の人材育成ということでございます。

文言で言うと、職員の能力と意欲の向上ということでございますけれども、その中でも、若手リーダーの育成ということに関しては、これから先長い新庄市の将来を見据えた段階でも、見据えた観点でも必要な大変重要なことだろうということでは認識してございます。

そこで、やはりまず第1番目には研修ということになるんでしょうけれども、まずは、室制から係長制へと移行した。要は係長がマネジメントを求められる、若い人のマネジメントを行うというふうな体制に変えましたので、そうし

たことでの職員への認識を図ること。

それから、もっと若い職員には、自分の将来のキャリアを見据えていただく、そのための研修ですとか、私も、総務課長研修で、総務課長研修ではなく、新規採用職員研修でこのところ述べたということもあったんですけども、キャリアを見据えて業務に当たってもらい、職員生活を続けていただくということ。

それから、当然リーダーの育成研修というものもごさいます。

それと、あともう一つ考えておりますのが、行革の中で若手職員を集めた、いわゆる作業部会的なものを立ち上げを検討してごさいます。その目的としては、やはり若い人たちから今の現状と課題、改善すべきことを意見どんどん言っていて、それを政策の決定過程に載けていく。こういうふうなので、人材育成の1つでもあり、業務改善であり、多方面で考えていきたいというふうに計画しているところでごさいます。

取りあえず、以上です。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） ややもすると、行政は年功序列、前例踏襲というようなことが強いです。やはりそれを守ってれば御身大切だというような部分もなきにしもあらずと思います。これは、私もサラリーマンやりましたので、これは重々分かりますけれども、今の時代はやはり、守りも大事ですけども、突破するとながった若手もやはり育てて、そして認めてやらないと、何で我、我ばかりいい振りしてへらへらというようなことを言ったら、やはり働きもねえかなと思うんです。その辺やはり幹部の方々はある程度とがった人材をまとめてというか、いろいろ指導しながら、そして、そのとがった意見をまた吸い上げて、意見言いつ放しではやっぱり張り合いもないから、すぐ意見を

やって、その中では選別しなきゃなりませんよ、何でもいいんだよ、言えと言つて、ほれと言つても、できることとできないこと当然あるわけですけども、そういったある部分では年功序列、前例踏襲的なものもやはり目をつぶると言ったら分かる。そういったものもあんまりしないで自由闊達な、やはり極端なこと、Z課なんてのは特殊だから、1,700もある自治体の中からマスコミが拾って我々も目に留まって、こういう立場でお話しできるんですけども。

そういったことをやはりやってもらいたいな。総務課長も言ったように、行政の改革のお話聞いたけれども、ちょっと聞くとね、人口も減っていく、財政もなくなるというようなのでなくて、やはりもう少し攻めの行政を何とかしていただきたいなと。

あともう一つは、やっぱり稼げるまち、新庄にいと稼げる、稼げる行政を何とか、何とか地場産業の面倒見て伸ばすとかというような政策、とがった政策も若手の方々にある程度委ねて行政を引っ張っていくということも、できれば、私どもの立場としてはお願いしたいんですけども、そのほうのことで、課長、もう1回その決意をしていただければ大変私もありがたいと思うんで、いかがでしょうか。

石山健一副市長 委員長、石山健一。

鈴木法学委員長 石山副市長。

石山健一副市長 今、小嶋委員がおっしゃったこと、まさにそのとおりだと思っております、攻めあるいは稼げるというのは、これ職員一人一人あるいは組織としてもそうなんですけれども、やはりチャレンジしていく気持ち、そういうのを大切にしながら、やはりそれがやっぱり1つのやりがいになったり、それを組織としてあるいは周りの人が評価してあげる。評価して、その成長のステップがその職員のちゃんとキャリアになっていくと。これが組織の中でちゃんと循環するような形にしていくのが、私たち、

市役所の中でもすごく大事なことだと思っています。

そのチャレンジをするときに、制度は先ほど総務課長からお話ししましたが、やっぱり一人一人がチャレンジしながら、でも仕事はちゃんとチームでやって、きちんと市政として一貫したものになっていく必要があると思いますので、そこの、先ほど、係長制というのがありました。それは組織の中の縦のラインで、若いうちからチームでやっていくような仕事をずっとやっていくというふうに、そこの訓練になります。もう一つは、先ほど若手の横の連携でやっていくと。縦・横いろいろやり方あると思いますので、そういう中で、一人一人がどんどんどんどんチャレンジして行って、やっぱり自分の市役所でやっている仕事が楽しいな、あるいはやりがいがあるな、そして市民のためになるなというふうなぜひ市役所を目指していきたいと思いますので、ぜひよろしく願います。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

鈴木法学委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） ありがとうございます。

これで私の質問を終わりますけれども、令和8年度が新庄市にとって非常に前途の明るいものに、私どもも微力ながらできる部分では協力したいと思いますので、よろしく願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

鈴木法学委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時08分 休憩

午後3時18分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳出についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

佐藤悦子委員、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）

討論の発言を許します。

原案に反対討論として、佐藤悦子委員。

（1番佐藤悦子委員登壇）

1番（佐藤悦子委員） 2026年、令和8年度一般会計予算について反対討論を行います。

最初に、評価すべきところはたくさんあると思います。

例えば、小学校給食の無償化、また、水道料7月から10月まで物価高騰対策の交付金を使って基本料を無料化するとか、新規就農者への支援の強化、または、わらすこ広場を小学校高学年まで利用できるようにするというのは市民の要望でもあり、小学校不登校の子供の居場所の1つにもなると喜ばれていると思います。

反対する理由の問題点ですが、まず1つ目は、正採用の職員数が少な過ぎることです。

人口1,000人当たり一般職員数、本市7.24人です。類似団体は10.86人になっています。本市は人口1,000人当たり比較すると3.6人一般職が少ない状況です。

公務労働は、住民の基本的な人権を守り、福祉向上のための仕事です。その責任と任務にふさわしい安定した待遇がなくてはならないと考えます。正職員を増やすという立場に立って、残業などしなくても帰れるようにすべきだと思います。

2つ目には、18歳と22歳の青年の個人情報について、住民基本台帳の写しを市が紙媒体で自衛隊に提供しているとのこと。しかし、これは協力しなくても不利益な扱いはしないと防衛省は述べています。元の閲覧に戻すこともできると思います。

3番目は、地域活力の維持向上として新たな工業団地造成につながる検討を行っていること。また、インターチェンジ付近道の駅づくりを目指しているようですが、これらは無駄だと思います。本市にとって再び大きな財政難を招くことが心配されます。

また、令和17年頃予定の庁舎建設では少なくとも50億、そして物価高騰で大幅な負担増になります。躯体は100年もつとのことですので、メンテナンスして使用し続けるようにすべきだと思います。

現在の中小企業、農業、教育、ケア労働に予算を増やし、働く人の所得を保障し、エネルギー需給の取組を強めて、地域内循環を高めることこそ必要な産業政策ではないかと私は思います。

4つ目に、ガバメントクラウド標準化を進めております。

これは、市民の個人情報をIT企業の利益追求に使わせることになります。また、この利用料の支払いでアメリカの大手IT企業に富を集中させるものとなります。

これに対しては、個人情報を保護し、大企業へのまともな課税などで所得再分配が必要だと思います。

5番目として、住民の生活を守る立場から、市長を先頭に国に要望していただきたいということです。

市長要望を行ったことで、例えば来年度小学校給食の無償化に国の予算がつけました。また、国民健康保険では18歳までの均等割ゼロが国の予算で実現することになりました。そのように国に要望していく、市長がその気になっていくことで、国も少しずつ変わるところがあるということです。

例えば、物価高騰の中で最も効果あるのが消費税の減税や廃止です。また、農家に対しては、再生産できる生産者米価の保障と農家への直接

所得補償が必要です。そして、消費者には安心して国産米を安く買えるようにすることが必要だと思います。

そして、若者が定着しない理由は、最低時給があまりにも安いことです。最低時給について国の責任で中小企業を支援して、全国一律で直ちに時給1,500円、そして1,700円を全国一律でやるように国が行えば、間違いなく若者は新庄市に就職します。

それから、財源なんですが、税金は応能負担の原則に立つべきです。具体的には、大企業の法人税平均10%だそうです。これを中小企業並みに、23%ですか、そういうふうにするだけで相当の法人税が国に入ってまいります。アベノミクスの前は法人税は28%だったそうですから、大企業はそのぐらい法人税負担してもらっても結構だと私は思うんです。

また、所得1億円以上の方が2万8,000人もおられるようですが、この方々が所得が上れば上がるほど所得税負担が下がってまいります。それを1億円の壁というのですが、ここに対して所得税の増税を私たちは提案しています。

例えば、総合累進所得税というふうにすれば、何と65兆6,580億円の財源が生まれると。これは、不公平な税制をただす会の「福祉と税金」という、2025年10月1日付に載っております。

それから、軍事費についてですが、トランプ政権が同盟国に軍事費GDP比3.5%、関連経費を含めて5%引上げを求めています。機械的にGDP費に当てはめてみると、国民1人当たり28万円の負担になると財務局長が昨日答弁しました。そういう意味では、こんな要求を受け入れるようなことはあってはならないと、財政も国民生活をめちゃくちゃになるとはっきり申し上げるべきだと思います。

そして、軍事費は元に戻すというふうに削減をする方向にしていけば、相当新庄市のための財源が生まれてくると。そういうことを市長と

しては、私は大いに言っていたきたいなと思うところです。

以上です。

鈴木法学委員長 原案に賛成討論として、鈴木啓太委員。

(4番鈴木啓太委員登壇)

4 番(鈴木啓太委員) 令和8年度新庄市一般会計当初予算について賛成の立場から討論いたします。

現在、国際情勢は不安定さを増しており、世界各地で緊張が高まるなど、先行きが見通しにくい状況となっております。こうした情勢の変化は、物価やエネルギー価格などを通じて市民生活に影響を及ぼし、地方自治体を取り巻く環境にも厳しい影響を及ぼしております。

本市に目を向けますと、人口減少や少子高齢化の進行など地域社会を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした人口減少や地域の様々な課題を解決していくためには、市民や事業者の力が発揮され、地域において経済活動や様々な取組が生まれていくことが不可欠です。

また、社会環境が大きく変化する中であっても、未来を担う子供たちへの投資はまちづくりを進めていく上で欠かせないものだと考えております。

子供たちが安心して育ち、学び、そして思い切り遊ぶことができる環境を整えていくことが、この地域の未来をつくる基盤になると考えます。

一方で、人口が減少していく時代においては、これまでのように全てを拡大していくことは難しく、限られた資源をどこに重点的に配分していくかという自治体運営の視点、経営戦略を持つことも大切です。

こうした視点から今回の予算を見ますと、子供の遊び場リニューアル事業や、学校給食費の無償化や負担軽減、健診事業の拡充など子育て世代を支える取組が盛り込まれております。とりわけ子供の遊び場の充実が進められることは、

子育て環境の充実につながる前進と捉えております。

また、地域経済の活性化に向けては、漫画やアニメを活用した観光誘客推進事業など、本市の魅力を発信し、交流人口の拡大につなげていく取組が進められております。

また、中心市街地の活性化や若者の起業支援などの施策は、地域の魅力を高め、市民や民間の力がさらに発揮されることが期待されます。

さらに、市民が安心して暮らせる環境を整えていくことも、自治体の重要な役割であります。

今回の予算では、防災・減災に向けた取組に加え、熊等の鳥獣被害対策の強化や診療所開設支援などが盛り込まれております。こうした施策を通して、市民の生命と財産を守るための取組についても着実に進められていくことを期待するものであります。

子供への投資、民間活力の向上、そして、安全安心な市民生活を支えていくことは、この地域の未来を築いていくために必要な取組です。

本市の未来を担う子供たちがこのまちに誇りと愛着を持ち、将来に希望を持てる地域となることを願い、本案に賛成するものであります。

以上、委員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げます。令和8年度一般会計当初予算、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

鈴木法学委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木法学委員長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算については、反対討論がありましたので、表決システムにより採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

鈴木法学委員長 それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対1票、棄権0票。

賛成多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

散 会

鈴木法学委員長 次の予算特別委員会は、16日曜日午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後3時33分 散会

予算特別委員会記録（第4号）

令和8年3月16日 月曜日 午前10時00分開議
委員長 鈴木 法学 副委員長 今田 浩徳

出席委員（17名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	亀井博人	委員
4番	鈴木啓太	委員	5番	坂本健太郎	委員
6番	田中功	委員	7番	山科春美	委員
8番	鈴木法学	委員	9番	辺見孝太	委員
10番	渡部正七	委員	11番	新田道尋	委員
12番	今田浩徳	委員	13番	伊藤健一	委員
14番	山科正仁	委員	15番	高橋富美子	委員
16番	佐藤卓也	委員	17番	小野周一	委員
18番	小嶋富弥	委員			

欠席委員（0名）

欠員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	小関孝	総合政策課長	鈴木則勝
財政課長	川又秀昭	税務課長	小関紀夫
防災危機管理課長	柏倉敏彦	市民課長	高橋智江
環境エネルギー課長	井上徹	成人福祉課長 兼福祉事務所長	大野智子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋智史	健康課長	佐藤朋子
農林課長	大江周	商工観光課長	高橋潤
都市整備課長	高橋学	上下水道課長	阿部和也
会計管理者 兼会計課長	杉澤直彦	教育長	津田浩
教育次長 兼教育総務課長	伊藤リカ	学校教育課長	大町淳
社会教育課長	岸聡	監査委員	須田泰博

監事	査務	委員	局長	井上利夫	選挙管理委員会	武田清治
選挙	管理	委員	会長	長沼俊司	農業委員会	浅沼玲子
農事	業務	委員	会長	今田新		

事務局出席者職氏名

局	長	山科雅寛	議会総務主査	伊藤幸枝
主	事	小野一樹	主事	秋葉佑太

本日の会議に付した事件

議案第9号令和8年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
 議案第10号令和8年度新庄市介護保険事業特別会計予算
 議案第11号令和8年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
 議案第12号令和8年度新庄市水道事業会計予算
 議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算

開 議

鈴木法学委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は17名です。

欠席通告者はありません。

それでは、これより、13日に引き続き予算特別委員会を開きます。

審査に入る前に、13日にも申し上げましたが、再度確認のため、審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議はおおむね1時間ごとに10分間の休憩を取りながら進めてまいります。

質疑は、答弁を含め1人30分以内といたします。質問の際は、必ず予算書のページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようにお願いします。

また、会議規則第116条第1項に、「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない」と規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いします。

議案第9号令和8年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算

鈴木法学委員長 議案第9号令和8年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

なお、本件を含む特別会計、水道、下水道事業会計につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。

それでは、国民健康保険事業特別会計予算について、質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 151ページの1に国民健康保険税がありまして、今年度は1,689万3,000円増えております。この増えた理由はどのようなことからですか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 保険税の増ということでございますが、まず、全体として被保険者数は減少傾向を続けておりますが、それぞれ所得割に係る部分の所得の部分が伸びるであろうと。先日の一般会計の答弁の中でも私のほうからお答えさせていただいたところでございますけれども、全体的に各所得の税目が所得が伸びるというふうに積算してございましたので、こちらのほうも増という形で想定したところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 1人当たりの国民健康保険税は、令和6年度決算のときには8万9,350円というふうになりました。今回の予算では1人当たりの国民健康保険税は幾らぐらいになりそうですか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 すみません。ちょっと今手元にデータのほうがございますので、後ほど答弁させていただきます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 歳出のほうになります。159ページの3の4の1で子ども・子育て支援納付金が1,988万6,000円となっています。この子ども・子育て支援納付金の1人当たりの負担額はどのぐらいになりそうですか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 子ども・子育て納付金制度の1人当たりの金額ということで御質問いただきました。

子ども・子育て納付金制度におきましては、急激な少子高齢化に対応した新たな制度ということで、全ての被保険者から徴収し、国に納付する制度となっております。

本市におきましては、国民健康保険運営協議会の中で御検討いただきまして、答申を受けたところでございます。

国におきましては、国民健康保険被保険者の場合、1世帯当たり350円程度というふうに示しておりましたが、それぞれモデルケースということで、世帯の状況、所得状況が違いますので、現時点で1人当たり幾らという試算は行っていない状況です。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 18歳未満の均等割がこのたびのが行われることでゼロになると聞いていますが、そうですか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 子ども・子育て支援金制度におきましては、18歳未満のお子様に係る均等割は全額軽減されることとなっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そうしますと、18歳未満の子供のいない世帯の加入者の負担が上がるのではないですか。どのくらい上がるかというのは、先ほどの1世帯、月350円というところなんでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 子ども・子育て支援金に係る

税額でございます。

本運営協議会でお示したモデルケースで例えば申し上げますと、70歳夫婦世帯の場合、年金収入230万円、年金所得120万円の2人世帯であれば、2割軽減該当し、月額417円と試算しております。様々な年金収入等によって率が変わっておりますけれども、本市におきましては県の標準税率によって設定したいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ちなみに、私の場合などを計算してみたら、年間で2万1,000円余り国民健康保険税が上がるような計算だなと私としては思いました。今でも結構重い国民健康保険税です。例えば、給与で年収240万円の単身者ですと、協会けんぽの場合は月額382円、しかし、国民健康保険に入っている方の場合、全国では月額750円が上がるそうです。また、給与年収300万円の片働き夫婦世帯の場合、協会けんぽであれば月478円上がるようですが、国民健康保険に入っている方の場合、月額で全国で1,084円上がるそうです。また、給与年収の400万円片働き夫婦プラス大学生の子供が1人いるという場合、協会けんぽでは537円の月額値上げですが、この国保税に関わっている方は全国平均で月1,550円上がると言われております。ということは、国民健康保険に入っている方が、子育て支援のために、子供がいない世帯が大幅な負担増になるということが今進められているということでしょうか。協会けんぽの方に比べると2倍もの負担の国民健康保険税の値上げ分です。どう思いますか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 子ども・子育て支援金制度自体におきましては、やはり将来、現役世代を支

えるために、全ての被保険者から徴収する国の制度であることをまず御理解いただきたいと思います。

現状既に先行して児童手当の拡充ですとか、様々な子ども・子育て施策へ国の財源として充当する制度でございますので、保険者におきましては、国の代理徴収という言い方をしておりますけれども、国保特会の中で運用するものではなく、あくまでも子育て支援施策に財源として充当し、支援していく制度であることをまず御理解いただきたいと思います。

また、保険者間の金額の差というところについては、本市においては加味しておりませんし、分析も行っておりません。あくまでも山形県全体で配分された納付金について、各市町村の被保険者数、所得率、それから、収納率等を加味しまして約2,900万円、県から納付金として割り当てられたものを標準税率を用いて徴収し、国に納めるという仕組みであることを御理解いただきたいと思います。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 子育て支援のためにみんなで支えるというのは、悪くないというか、いいような気もいたしますが、しかし、子供がいないし関係ないかもしれない方が、特に国民健康保険という税金が重いというふうに感じている方が多い、特に収入が少ない方などは本当に大変だなあと思います。先ほど健康課長が、70歳夫婦で年金収入230万円の方が月417円上がるんだということでしたが、これは年額にすると掛ける12で、かなり重い負担になります。今でも年金生活だけでは苦しいなあという方が非常に多い。まだ230万円ぐらいなら何とかぎりぎりかな、ぎりぎりでも厳しい生活ですが、そういう意味では、この子育て支援金というのは国が政策として出してきたもので、この財源を

生活の厳しい方々にこのように負担して国に納めてくれというのは、私はおかしいし、国として別に財源をしっかりと見つけてやるべきものであって、生活が苦しい方々からこのように税金を上げて取る、そして、納めろというのは間違っているような気がするんですけど、どう思われますか。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

本委員会は新庄市の令和8年度予算についての審査でありますので、質疑の際はそのことを踏まえて質問の趣旨を明確に発言してください。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） このたびの予算には、まだ増税という形で収入には出てきてないようです。しかし、これから、補正とか条例改正ということで値上がりが出されてくるということのようです。

私としては、この財源については、やはり私たち議員としても、また市長としても、市民の暮らしを守る立場に立ったときに、応能負担で税金を集めるべきだと。だから、収入がたくさんある方や大企業などにまともに税金を集めるように税制改正することで十分財源は生み出せるのではないかというふうに言っていかなければいけないし、また、軍事費、防衛費とも言いますが、これを大幅に拡大するためにそのようにされるのかもしれない。そういうところはやめていただきたいというふうに、国民の暮らしを壊すような方向には、お金を集めるような増税はやめていただきたいというふうに言わねばならないのではないかとことを述べて、質問を終わります。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 151ページです。歳入歳出予算事項別明細書の歳出の2款保険給付費

の関係で2点お尋ねをしたいと思います。1つ目は、国民健康保険における外国人の被保険者数についてです。2つ目は、保険給付費の減少の理由についてお聞きしたいと思います。

1つ目です。日本に3か月以上滞在する外国人は、原則として国民健康保険に加入義務があるとされ、新庄市では令和6年度末現在で467名の方がいらっしゃるようです。昨年においては外国人の被保険者は68名のようにでしたが、現在、何名の方が加入され、その外国人の方の高額療養費については該当になっておりますでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 外国人の被保険者数という御質問をいただきました。

12月末現在ではありますが、外国人被保険者数は61名となっております。

また、高額療養費の適用についても、該当されておられる方もいらっしゃいます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 2つ目です。2款の保険給付費において、来年度は8,000万円ほど減少し21億7,085万2,000円となり、また一方では、3款において国民健康保険事業費納付金、こちらが5,583万2,000円と増加しているようです。

2款の保険給付費の関係についてお聞きしたいと思いますが、来年度の増加要因として診療報酬の改定がありまして、これは全国一律となっていると思いますが、2.2%のプラス改定になっているようです。また、国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあるようですけれども、この保険給付費について8,000万円の減少ということで、主にどのように算定をされておりますでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 療養給付費の減少に関する御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり被保険者数は減少傾向ということで、現在、一般被保険者数は6,100名を切り、後期高齢者医療の被保険者を下回る状況となりました。約100名程度減少するものと想定しておりますし、令和8年度中におきましては5,000人台になるのではないかと分析しております。

医療費につきましては、1人当たり横ばいから若干上昇傾向にはございますけれども、やはり被保険者数の減少と、また、おっしゃられた診療報酬等を加味しまして増額としております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 最後になりますが、さきに戻りますけれども、外国人の被保険者の方の国保への加入、脱退、納付等の手続については、本人がされ、その内容については理解をいただいているのでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 失礼しました。先ほど療養給付費については減、そして、納付金におきましては、子ども・子育て支援分2,000万円等の増加も見込んで増となっております。訂正させていただきます。失礼しました。

外国人の方の加入や脱退、理解という御質問でございますが、外国人の方の手続等に関しましては、市民課、税務課、健康課におきまして、県の保険者努力支援制度を活用しまして外国人の方向けの国民健康保険ハンドブックというものを窓口を設置しております。多言語に対応する対応デジタルブックつきということで、スマホやタブレットでも読み込めるようなものを配置し、理解いただくように努めているところで

ございます。

以上です。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 今健康課長のほうの答弁に付け加えさせていただきまして、税務課のほうにおきましても、特に納付の部分につきましては、多言語向けの説明文を添付いたしまして、納付の際は納付に御協力、納付のほうを遅れないようにというような形をお願いしている次第でございます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） よろしく申し上げます。

終わります。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

1 2 番（今田浩徳委員） 委員長、今田浩徳。

鈴木法学委員長 今田浩徳委員。

1 2 番（今田浩徳委員） それでは、私のほうから1点お願いします。160ページの保健衛生普及事業から健康づくり推進事業で、このページ全体になると思うんですけども、健康保険税納付者数が減っている中で、新たな健康づくりを普及していく、あと、この若年層向けの診断をさらに向上率を上げていくというところでの対策事業費を計上しておりますけれども、その中で、当然、健康診断を受けた際の指導であったり、健康診断に向けての普及活動と思いますが、その内容についてお伺いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 健康づくり推進事業費に関する御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、まず、若年特定健診の皆様に対して受診率向上対策を実施しております。令和8年度におきましては、これまでの検査項目をさらに拡充し、費用負担ゼロのまま、

多くの検診項目において受診していただくような拡充を図っているところでございます。

また、特定健診におきましても、令和8年度から、今年度、県のモデル事業としてみなし健診を実施いたしました。医師会様の御協力によって、健診センターのほかに医療機関でみなし健診を受けていただく必要な検査項目を、5医療機関で御協力いただきながら病院で受けていただき、その結果を市にお知らせいただいて、健診を受けたとみなすという事業を令和8年度から本格実施予定としております。

また、健診後の普及活動等にとの御質問をいただきましたけれども、そうした事業の拡充と、一般会計ではありますが、がん検診におきましても、胃がん検診と子宮頸がん検診において負担のほうを安くなるように、40歳以上の方であれば2,000円から1,000円というふうにごがん検診も負担を抑えるような施策も取っておりますので、特定健診と併せた広報と受診率向上に向けて、関係機関と連携しながら普及を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

1 2 番（今田浩徳委員） 委員長、今田浩徳。

鈴木法学委員長 今田浩徳委員。

1 2 番（今田浩徳委員） 病気の低年齢化といいますか、様々な健診に係る内容の中で、病気というふうになる方々のやはり若年化が進んでいると思います。当然、若い世代の方々は、自分がまさかそういう病気にかかると思っていないという感覚の方が大変多い、まだそういう状況だと思います。

その中で、そういう方々をいかに健診のほうへ来ていただくかという対策の部分が。まだまだこちらから様々な広報であったり、そういうところでしか内容ができていないような気がいたしますので、やはり足を向けてもらうためには、もう少しもう一步入った普及というかPRが必要と思いますが、現在やっている普及と健

診促進の内容に、また新たに考えている点などありましたらお聞かせください。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 若年世代の健診のそういった足を運んでいただけるような取組という御質問でありました。ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、若い世代から健診を受けていただくということは大変必要なことでありますし、30代に受けていただいた方が6割程度、40歳になっても受けられるというふうな分析も行っております。令和7年度におきましては、LINEからの申請ができるというふうなことも可能としておりますし、保健師の独自の取組としまして、30代の方でLINE申請された方に、健診結果後、LINEで健診お疲れさまでしたということで健康情報をおつけしながらLINEで返信もするというふうなマンパワーの取組も実施しております。

また、足を運んでいただく新たな取組ということで、ぜひ協会けんぽ様と連携しながら、社会保険から国保に加入された際に窓口で必ず健診の御案内をさせていただくようにしておりますけれども、そうした連携した取組も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

12番（今田浩徳委員） 委員長、今田浩徳。

鈴木法学委員長 今田浩徳委員。

12番（今田浩徳委員） 特に強くあおるわけではないんですけど、常に病気とは隣り合わせにいるという、そういう常に危険回避する感覚を若い時分から持っていただくような、やはり寄り添ったPR、普及をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

5番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5番（坂本健太郎委員） 私のほうから、歳入と歳出で質問させていただければと思います。

歳入のほうですけれども、153ページの5の1の1ということで、令和8年度予算、総額は前年度と比較してそんなに大きな変動というのはない一方で、一般会計からの繰入金というのが大きく、それ以上に増加している状況が見てとれました。先ほども国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあるという認識の中で、総額が大きく変わらない中で一般会計の繰入金が増加しているというその要因、どのように分析しているか伺います。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 一般会計繰入金の増額の理由という御質問でございました。

繰入金につきましては、保険者支援分、保険税軽減分、153ページにございます項目がそれぞれございますけれども、主に増額となった理由でございますが、出産育児一時金の廃止ですとか、そういった事業内容に変更がありますので、単純比較はちょっと難しいかなと考えておりますが、令和7年度の実績ベースで加味したということと、実績値、見込みとの比較では3%の増と見込んだところであります。

また、基盤安定負担金につきましても、軽減世帯が約6割ということで軽減者数も増えているということで、そうした保険税軽減に係る国・県の措置も増えておりますことから、一般会計の歳入の国・県の負担金も増えておりますので、その分繰入金も増えたということも理由の一つでございます。

以上です。

5番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5番（坂本健太郎委員） 単純に繰入れして補填しているということではなくて、様々な要因の中で、国や県の歳入といいますか、そういう

ものも増えているというお答えでしたので、分かりました。

ただ、今後、やっぱり医療費といいますか、そういうものが、高度の医療化とか、人数は減っていくんですけども、増えていくというところで、保険税、あとはこの繰入金、歳入のバランスというのをどのように考えてこれからやっていくのかというその見通しみたいなものがあれば教えてください。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 歳入における医療費も含めたバランスということの見立てについての御質問をいただきました。

委員おっしゃるように、やはり被保険者数が大きく減少していく中では財政規模も縮小されますので、昨年の秋からのインフルエンザの流行が数か月間にわたったとか、超高額レセプトと言われる請求等があれば、保険の財政に大きく影響するものと考えております。

そうしたところで、今後におきましては、見立てを精査していくとともに、また、基金等そちらの活用も考えながら、総合的に考えてまいりたいと考えております。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 毎年、インフルエンザとかも今ありましたけれども、様々な要因あると思うんですが、安定した事業としていくためにどうぞよろしくお願いします。

2点目、歳出のほうなんですけれども、157ページの2項の給付関係全般についてですけども、1人当たりの医療費というところで、人数は加入者が減っていく中で1人当たりの医療費のところをちょっと注目していかないといけないのかなと思っております。本市における1人当たりの医療費、どのような推移になってい

るのかというのは分析されていますでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 1人当たりの医療費というところでございます。

令和6年度決算におきましては、1人当たりの医療費は年間29万8,956円でありました。令和7年度の見込みとしまして29万6,238円と見立てたところでございます。令和8年度におきましては、令和7年度見込みから3.2%の増と見込みまして、30万5,692円と見込んで積算しております。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 若干3.3%ぐらいの上昇ということで見込んでいるというところだったんですけど、その主な要因としましては、先ほども医療の高度化などありましたけれども、どこに要因があるのかというのを教えてください。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 県の分析と同様に、やはり一般的には言われております医療の高度化というところは、やはり少なからず影響があると考えております。また、先ほど亀井委員からお話がありましたように、診療報酬のプラス改定がございますので、そうしたところも加味しまして3.2%の増と見込んだところであります。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） 医療の高度化、あとはプラス改定というところで、外的な要因とかそういうものも大きくなっているのかなと思います。

市民の健康というところを考えたときに、そ

の重症化を防ぐとか、特定健診とか、様々な検診とか、あとは健康への増進というところで医療費を減らしていくというのが大きなところかなと思いますけれども、これまで市の健康増進のところが医療費抑制にどうつながっていくのかとか、つながっているというのを、効果検証とかそういうのは行っていますでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 特定健診の取組ですとか、そういったところにどうつながっているかという御質問でございました。

本市におきましては、令和6年度から特定健診の中に推定塩分摂取量の検査を無償で導入させていただきましたことや、令和7年度からは40歳、50歳の節目の方の特定健診無償化事業を実施しております。また、令和7年度から骨粗しょう症検診ということで、40代以降の女性の方への補助も行っており、そうした女性の方の骨粗しょう症検診を受けた方が12月末で900名を超えるなど、人数的には成果を実感しているところであります。

令和8年度からみなし健診も実施しますので、これまでの成果ということで医療費に直接どういった影響があるかというところを分析するのはなかなか難しいところではありますが、委員おっしゃるように、そうした健診項目や自己負担の軽減など、また、LINEでの申請予約など、そういったところを広報も含めて引き続き力を入れていくことで、医療費の削減や重症化予防につながればと思っておりますので、そうした施策を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

5 番（坂本健太郎委員） 委員長、坂本健太郎。

鈴木法学委員長 坂本健太郎委員。

5 番（坂本健太郎委員） ありがとうございます。様々なところで健康事業をやられて、拡充

しているというお話でした。若い方、40代、50代、60代という話で、健診の特定健診とかをやってらっしゃるということなんですけれども、そういう方々が毎年毎年健診を受けていただいて、その健康状態がどういうふうになっているんだというのを大まかに分析していただいて、新庄市の市民の健康が底上げされているというのをぜひ周知できるように分析していただければと思います。

終わります。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号令和8年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号令和8年度新庄市介護保険事業特別会計予算

鈴木法学委員長 次に、議案第10号令和8年度新庄市介護保険事業特別会計予算を議題といたし

ます。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） それでは、幾つか質問させていただきます。

最初は、予算書179から180ページのところなのですが、システム改修業務委託料ということで質問させていただきます。次が、予算書182ページ、地域密着型介護予防サービス費についてです。3つ目が、185ページ、介護予防・生活支援サービス事業費について、次が187ページ、4款3項4目の生活支援緊急通報事業委託料について。あと、予算書188ページの4款3項8目の認知症総合支援事業費についてのところを質問させていただきます。

最初の1款1項1目システム改修業務委託料、あと、2項1目と3項1目のところなのですが、システム改修業務委託料、または介護保険システム使用料、備品購入費など新たに項目が増えていますけれども、こういった形のもので導入されるか教えてください。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま質問いただきましたシステム関連のことについてお答えいたします。

まず、介護情報基盤との連携に伴うシステム改修業務の委託料ということになりますが、こちらは利用者と市と介護事業所、医療機関といった関係者のほうが情報を共有して業務の効率化を図るということのシステムを整えるためのものです。今後、こちらの情報基盤のほうに蓄積された情報を各関係機関のほうで照会できる

ことで連携の強化、今まで窓口のほうで確認していたことがシステムのほうで確認できて、迅速に御本人の状態を把握できるというようなシステムになります。こちらは今年度、介護保険システムのほうも全庁的なものもそうなのですが、システムの標準化ということでの対応が完了しましたので、令和8年度からこちらの基盤にデータを移行しまして、ほかの関連機関のほうも同じようなシステムを整えていただくことにはなるんですが、令和10年度をめどに本格開始というようなことで進めている事業となっております。

続きまして、介護認定審査会のほうに入れる介護認定審査会のデジタル化というような事業になります。

こちらのほうは、介護申請から認定までの期間をできるだけ短くして、より早く介護サービスをお届けできるようにということで導入を図るものです。現在、介護の審査会のほうは毎月5回、4人の審査委員に来ていただいて、多くて47名ほどの方を審査していただいております。この事前の準備ということで、47名分の資料を委員分コピーしまして、郵送で前もって発送しまして、それを勘案してきていただいて、当日介護度を決定するというような手続、手間になっているんですが、こちらのほうを簡略化するために、審査委員にタブレットを配付します。このために受付が短縮されることになりまして、審査件数も今までより多く処理ができるというようなことを見込んでおります。あわせて、審査結果のほうも、審査結果が出た後の事務も簡素化されることで、御本人のほうに早く結果をお届けすることができる。つまり、サービスを早く使っていただけるというようなシステムを導入いたします。したがって、用紙代とかコピー代とか郵送代を削減できるという点もございます。

導入当初は対面で審査会を行うのですが、年

度内にはオンラインで審査会を開けるように持っていくように目指しております。

システムのほうは以上となります。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 分かりました。システムを導入することによって、利用者と介護支援者と市と連携して情報を取って、よりよい介護サービスになるようになるんだなというふうに思いました。

また、やっぱり介護認定も本当に時間がかかるというふうに結構言われることが多かったんですけど、タブレット導入ということで、なるべく早く認定のほうができるようにということだったので、よりよい形で進んでいったよかったと思います。

次に、182ページ、2款2項3目の地域密着型介護予防サービス費というところです。

こちらは前年度340万5,000円でしたけれども、今年度、倍に増えて699万円というふうになっておりますけれども、その要因についてお聞かせください。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 こちらのほうですけれども、令和7年度の当初予算編成時では計画にのっとって予算を計上していたのですが、今年度、実績ベースということで計上させていただいた結果、このような差が出てしまったということになります。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 分かりました。実績ベースで令和8年度予算になったということで分かりました。

次に、4款1項1目の介護予防生活支援サービス事業費というところです。

その中の総合事業委託料なのですが、こちらは昨年度より減っています。ちょっと前も一般質問とかでも話をさせていただいたのですけれども、減ってくるということはいいことだなというふうには思っておりますけれども、介護予防・生活支援サービス事業費負担金は昨年度と同じということなんですけれども、介護予防・日常生活支援総合事業対象者認定者数が、今年度末でまだちょっとはつきりは決まっていないかもしれませんが、こういった傾向にあるか教えてください。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 介護予防の総合事業についての御質問をいただきました。

ここ数年ですけれども、総合事業の給付費が大幅に大きい数字になっておりましたが、ここ数年、徐々にではありますが減少傾向にあります。それと同時に、前にも一般質問でいただきましたサロンや通いの場のほうの人数ということなのですが、団体の件数のほうは増えたり減ったりということではさほどの差はないのですが、参加している人数のほう徐々に増えつつあります。直接の原因ということではつきりは分からないのですが、傾向としてはそういう傾向にあります。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 分かりました。こちらのサービスを使うのではなくて、サロンのほうに移行していただくということで、成人福祉課も思っていच्छやるといことも聞いたので、そのようにだんだんできてきているんだなとい

うふうに思いました。

次ですけれども、187ページ、生活支援緊急通報事業委託料。

こちらは去年と同じなのですけれども、やすらぎ電話ということなのですが、利用者の変動はなかったんでしょうか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 やすらぎ電話の件数の件で御質問をいただきました。

3月上旬の件数ですが、今現在利用者が81件となっております。今年度新規に申込みをいただいたのがそのうちの26件で、解約された方が14件ということになっております。なので、利用者的には、ほぼ横ばいで利用いただいているということになっております。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 本当に安心する、やすらぎ電話があればちょっと安心するということもありますので、今後とも事業のほうよろしく願いいたします。

次に、4款3項8目の認知症総合支援事業費のところでは。

先ほどもお話を聞かせていただきましたけれども、認知症地域支援事業委託料が、昨年度646万3,000円のところ今年度は1,200万円ということで倍以上に増えております。その増加の要因を教えてください。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 4款3項8目の認知症総合支援事業費の増加の内訳と内

容を説明いたします。

来年度、認知症高齢者見守り事業というのを新しく取り組みたいと考えております。こちらのほうは、高齢化が進む中で認知症の高齢者も増加しておりまして、徘徊高齢者の通報件数も増加傾向にあります。今後、認知症の方やその御家族の方がこの地域で安心して暮らしていただけるように、増加する徘徊高齢者のサポートとなる事業であります。

また、認知症初期症状の方、時々認知症の症状が出る方などについても、在宅の生活を続けていただけるということでの事業になっております。

内容は、徘徊登録されている方が対象になります。市のほうに申し込んでいただいて、既存のQRコードに高齢者の個人情報をある程度登録を行います。その後、QRコードのシールを対象者の衣服や持ち物に貼り付けておきます。もし、独り歩きしてしまった場合、発見した方がQRコードに気づいていただいて、読み取ると保護者のほうに自動で見つかりましたよというメールが送信されるシステムになっております。読み取ったときに、対象者のどこに通報してくださいとか、何かお知らせしたいことがあれば、個別に登録することもできるシステムになっております。このシステムの運用を委託するということでの事業費になっております。

先ほど言ったQRコードのシールのほうはアイロンで圧着する形に考えております。お一人に月30枚配付して、自己負担はなしということと考えております。認知症グッズについては様々ありますが、本人と御家族のほうもあまり手間をかけずに、経費のほうもかけずにということ考えて、取り組みやすいのではないかと考えているところでございます。

まず、このQRコードを発見して読み取ってもらわなければ、通知も来ないということで意味がありませんので、周知方法について、広報、

広報紙、ホームページ、LINEのほうはもちろんなのですが、警察関係や高齢者の介護事業所、福祉関係の事業所、また企業、学校のほうにもポスター・チラシのほうを積極的に配布いたしまして、周知を行ってまいりたいと考えております。

また、ほかに、この総合事業の中で人員体制も1名増やしまして強化するということでの予算計上になっております。今現在、認知症地域支援チームということでチームオレンジという名前になっているのですが、こちらの活動の支援も行っておりますので、また、新庄市の認知症対策推進のための基本となる計画も策定を進めております。県内にもQRコードのシールを使って対策を行っているところにもいろいろお話を聞きまして、件数はお伺いすることはできなかったのですが、ありがたいということでのお声も聞いているということで、こちらのほうを予算計上させていただいております。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 分かりました。新規事業ということで、認知症高齢者見守り業務委託料というのも増えて、また体制1名も増えるということで、増えたということが分かりました。すごくQRコードでということ、衣服に貼り付けてということで、とてもいいと思いますので、本当に周知のほうだけしっかりお願いしたいと思います。

こちらの委託事業、委託料とありますので、この委託の場所をお願いします。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委託先の件ですけれども、日常総合支援事業ということ

で、包括支援センターに委託をしております。

今回のQRコードにつきましては、民間の事業者に委託するという事で現在考えております。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

鈴木法学委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） ぜひ、本当にすごく、高齢者支援ということで、介護支援ということで、何か充実してきたなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

鈴木法学委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

税務課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 先ほどの国保特会での佐藤委員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1世帯当たりの保険税になりますが、約15万2,000円ほど。それから、1人当たりになしますと約9万9,000円ほどというふうに見込んでございます。

以上です。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） どうもありがとうございます。

180ページの1の3、介護認定についてです。

介護認定の申請者数は、令和7年度で何人ぐらいおられて、その中で自立と判定された数は

何人でしたか。その割合はということで。なぜこんなことを聞かかという、介護が必要だというふうに本人や家族が思っている、認定されないということがないのかなあと思ったものですから、お願いします。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま認定者数認定件数のことで質問をいただきました。

自立と判断された方の人数のほう、手元にございませんで、後ほどお答えさせていただきます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） それで、高齢者への虐待ということがないのかということで、本市は、令和7年度あるいは令和6年度、高齢者虐待というのが分かった人数とか数とかありましたらお願いしたいと思います。なぜこれを聞かかといいますと、家庭内での虐待というのが、令和6年度という一番新しい数字で、県内で155件あったそうです。この数は、令和5年度が最高で167件、ここに続く高止まり状況だなあと見ております。そういう意味で、本市では高齢者虐待というのを把握しておられるか、おられなかったか、お願いします。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま本市における高齢者虐待の件数ということでの質問をいただきました。

令和7年度に関しては、新庄市内では件数のほうはゼロということで、相談のほうも受けて

おりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） これで少し安心しました。

しかし、県内では高止まり状況で、これに対して県のほうの話をしてみると、認定を受けている人の比率は51%だったようです。さらに虐待した人のうち6割は介護の協力者がおらず、1人だけで介護を担っていたため、介護疲れや悩みを抱えていたと報告されています。さらに、5割が無職で、うち60歳未満が4割に上っておりまして、4割の方は、つまり経済的困窮が疑われると指摘されております。

介護保険として、介護の社会化を促進するためにあるものですから、そういう点からお聞きしたいと思いますが、必要な人に介護サービスが行き届くよう、認定の現状を把握して、問題があれば是正しなければいけないと思うのですが、そういった認定の現状が合わないなあというような関係者のお話はなかったのでしょうか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 介護認定が必要な方についての介護サービスのほうが行き届いてないというような現状があるかどうかというような質問をいただきました。

市としてはそのような相談は受けてはございません。市のほうでは包括支援センターと生活困窮者の自立支援センターとも連携をしております。そういった生活困窮からの介護疲れの方の相談とか、包括支援センターで押さえているサービスのほうが足りないというような相談は特に受けておりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 181ページの2の1の9で居宅介護サービス計画給付費というのがありますが、市において、低所得者や生活困窮の世帯でも高齢者が必要なサービスが受けられるよう、利用料などの市の負担軽減策は講じることはできるのでしょうか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 必要な方に対して、負担の軽減の策ということで新庄市独自で行えないかというような質問をいただきました。

今現在、介護保険制度の中でサービスのほうを提供しております。

なお、負担軽減の策も対象者には講じておりますので、そちらのほうで対応しておる状況です。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 負担軽減が必要な対象者はどのような対応がされているのでしょうか。聞かせていただきたいと思います。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 負担軽減の策ということでありますけれども、例えば、この2月末の状況で給付制限を受けてしまうというような対象者が7名いらっしゃいます。そちらの方について、介護保険料をうまく納め切れていない方というようなことで、生活が困窮している方というようなことになってしまうと

思うのですけれども、ケアマネジャーと包括支援センターと連携をいたしまして、その方に利用いただける必要なサービスを検討させていただきまして、一旦まとまった金額を納めていただいて使っていただくというような制度になりますけれども、最低限使っていただいてというようなことで負担のほうを幾らかでも少なくしてということで、連携して取り組んでおります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） なるほどと思いました。今のお話で、保険料未納という生活困窮の方がどのように利用したらいいのか、利用できるのかということで、ケアマネジャーなどがいろいろ工夫してもらって、いろいろ市に相談しておられるんだなあということが伝わってきました。

介護保険料の未納の方というのは、やはり介護保険料を払えないような世帯全体の厳しさがあるのではないかなと思います。そういう意味では、この方々に、介護保険をいよいよ使うときに使えないというようなことにならないように、どうか施策を講じていただきたいなあという要望したいなあと思います。

それから、米沢市では、介護保険料が低い第1段階、第2段階という方、これはやはり収入、年金が少ないということが認められている方なんですが、世帯も低いわけですが、その方々に、居宅介護サービスに2分の1あるいは3分の1の市独自の軽減を行っているようです。こういったことが本市でも必要でないかなと私は思うんですけど、どうですか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま、市独自の支援策が必要でないかということの質問をいただきました。

現在は介護保険特会の中でサービスの提供を
させていただいておりますので、市の独自の施
策というのは考えておりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ぜひその点を考えてい
ただくように要望だけさせていただきます。

次に、家族の介護を一人で抱え込むことのな
いよう、市や地域包括センターなどに気軽に相
談できるよう、周知広報あるいは体制整備強化
をして介護へのアクセスを容易にすることが必
要なんだろうなと感じますが、市としてはどん
な取組があるのでしょうか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所
長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 介護保険
のサービスについての周知は、連携先としては
包括支援センターが大きな窓口ということとし
ております。また、県立病院でもアットホーム
と会議のほうも連携のほうも強めております。
そちらのほうで周知徹底を行っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。

次、176ページの8の2の1、介護給付基金
繰入金というのが書かれておりまして、基金を
取り入れて使っているわけですが、本市でも特
に厳しい訪問介護事業所に、国が本当は介護報
酬改定しなければいけないんですけど、それま
で臨時措置として、訪問介護の報酬引下げ分な
どを臨時措置としてその減額分を補填するべき
でないかなと思うんですが、お願いします。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所
長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま
基金繰入金の件で御質問をいただきました。

こちらの繰入金の件につきましては、令和7
年度の実績見込みから今年度予算を計上させて
いただいておりますが、歳出のほう、見込みが
増えたということで繰入金を計上させていただ
いております。したがって、給付費の上限によ
って繰入金も変わるということになりますが、
そちらを事業所に支援するというような考えは
ありません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 173ページの4に国庫
支出金、それから、173ページの6に県の支出
金があります。県の支出金も国からの支援とい
うことが含まれているんだろうなと思うので
すが、新庄市の今予算の介護保険に占める国の負
担割合はどうなっているのでしょうか。

また、市内の介護事業所の決算、実績などは
把握しておられて、どう感じておられるでしょ
うか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所
長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 介護保険
の財源の内訳ということで質問をいただきまし
た。

介護保険は、国の負担金で25%、県のほうで
12.5%、市のほうで12.5%、そのほか保険料で
賄うというようなことになっております。

また、市内の事業所の決算の状況については、
市では把握は行っておりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 介護事業所の決算が赤字になっている割合が全国で事業所の4割になっており、閉鎖や廃業が相次いでいるようです。その理由は、国による基本報酬の引下げだそうです。そういう意味では、国に対して、次の改定時を待たずに、すぐにでも必要な基本報酬、本体の介護報酬を、引下げではなく元に戻すよう求めることが必要だと考えるのですが、いかがでしょうか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 国への要望が必要でないかということでの質問をいただきました。

一般質問でも何度かお答えさせていただいておりますが、全国市長会で逐一要望を出させていただいております。

また、介護報酬の改定の件について、そういう機会がありましたら要望をしまいたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。

実は2010年の参院選のときに、自民党も国の国庫負担割合を現在の25%から35%に引き上げると、そして、公費負担を6割に戻すことで介護保険の財源をつくるというふうに、2010年の参議院選のとき自民党が公約に掲げていたようです。そういう意味では、市長会の要望はまさにそのとおり必要なことだし、自民党もやっていただいたという認識に立って力を入れていただきたいということです。よろしくお願いします。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号令和8年度新庄市介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号令和8年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算

鈴木法学委員長 次に、議案第11号令和8年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 201ページの1、保険料です。

7,278万円増えていますが、この内容はどのようなことでしょうか。

小関紀夫税務課長 委員長、小関紀夫。

鈴木法学委員長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 保険料の増加の件につきましては、基本的に賦課の現状は県になりますが、そちらの算定のベースとなります所得情報と、こちらのほうでデータのほうを送付してございますけれども、やはりその中でも所得等々の伸びがあるであろうというふうに予測しまして、こういう見立てにしたという形になってございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 204ページの1の1の1の一般管理費についてです。

これでしか質問できないなと思ったものですから、一般管理費ということで、後期高齢者医療保険証の発行についてですが、まず、マイナ保険証の利用状況はどうでしょうか。

それから、資格証を全員に発行したというふうに伺っておりますが、この令和8年度については全員に発行を継続するのか、お願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 マイナ保険証の利用状況という御質問にお答えいたします。

令和7年8月現在の後期高齢者におきましては、登録率は73.8%で、利用率は32.2%であります。12月末現在においては、利用率は46.1%となっております。

それから、令和8年度の一斉更新の際の資格確認書の交付についてという御質問であります。令和7年度は資格確認書を、マイナ保険証登録の有無にかかわらず皆様に送付しておりますが、令和8年度における送付のところは、まだ詳細は広域連合から示されておられません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 後期高齢者の方は、医

者にかかる率は非常に高いわけなんです。そういう中でマイナ保険証の登録は73.8%ですが、利用率にすると、そこが全面的に利用されているわけではない。これはやはり、お医者さんに行ってみると、マイナ保険証を出してくださいというのはあるんですけど、難しいんですよ、これが。こうやって出して、顔とかなんだか、簡単でないんです。その点、資格証になると、私ですけど、ぱっと出すとそのままオーケーというふうになるわけで、簡単なんです。顔認証だとか番号だとか、そういうのは一々要らなくて、資格証というのはやはり今までの保険証と同じで受診しやすいんです。そういう意味で、後期高齢者には、令和8年度は未定ということですが、ぜひ全員にお願いしたいというところを言っていただきたいと思うんですけど、どうですか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を引き続き送付してほしいという御意見でございました。

マイナ保険証の利用につきましては、後期高齢者広域連合におきましても、特にやはり普及促進ということで、高齢者の方は特にマイナ救急ということで、救急搬送された際には、今、マイナ保険証をお持ちであれば、救急車の中から、搬送先が県立病院であれば、すぐにデータを送信し、その方の受診歴ですとかお薬の状況などを把握し、1分1秒を争う救急の現場においてもマイナ保険証を活用しているという現状もございます。ですので、万一のときには、ぜひ高齢者の方こそマイナ保険証ということで県で進めておりますので、本市におきましてもそういうことを想定しながら、広域連合の決定に従ってまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） マイナ救急のは、それはそれでいいと思います。マイナ保険証を持って、これでマイナ救急という、見せれば、薬のこと、どの病院にかかっているかというような個人的なことが大体これで分かりますから、使える人は使っていただいて大いに結構です。

しかし、私に電話があったのが、県外の方から問合せがありました。新庄市内で97歳で一人で暮らしている方、親だそうです。この親が救急車を呼ぶことになったら、対応できるかなあ、心配だと言っていました。本人の医療機関、病名、薬などの医療情報、さらに、緊急連絡先など、これはマイナ保険証にはないと思うんですけど、こういったものが分かるものが、いつも持っていればいいですけど、いよいよ具合悪いときに持っているかどうか、手元にあるかどうか、特に緊急連絡先なんかは全然分かりません、マイナ保険証では。そういう意味では、救急隊員になるべく早くその情報が伝わってほしいという意味で、台所などに、この前、私、冷蔵庫はと言ったりしましたが、人の冷蔵庫、救急隊員、簡単に開けられませんので、台所の見やすい場所に置くというのがいいかもしれません。こういう医療情報です。それをマイナ保険証だけでなく、そういうのを使えない人が後期高齢者は多いので、持ってないかもしれない。どこにやったか分からないかもしれない。そういう方のために、民生委員などと協力していただいて、希望者に医療救急情報キットという感じなんですけど、そういうのを台所の見やすいところに置くか、設置するか。そして、そういう後期高齢者、体の弱った方、救急隊が必要な情報が入るように、そういう手だてを民生委員などと協力してその人につくってあげる。そして、置いてあげる。これを見せれば大丈夫だみたいな感じでやったらどうかなという提案です。

それから、併せて健康課長のほうには、県を

待ってなんて言わないで、こちらから、市民が現状としてこういう利用率なわけですから、半分ぐらいがまだ保険証に頼っている状況ですから、やっぱり半分以上の人は保険証が必要なようですから、資格証を出していただけませんかと言っていいような気がするんですけど、どう思いますか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 後期高齢者の皆様の適正受診という意図からの資格確認書を全員にという趣旨であらうかと思います。

後期高齢者広域連合での統一した対応になるかと思いますが、利用率のほうも12月末では46%と14%以上上がっているということで、医療現場におきましては、マイナ保険証を利用していただくことに移行していくんだらうなと思います。

ただ、受診の際に不都合がないような周知ですとか、そういったところは丁寧に窓口でも対応してまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 窓口対応はもちろん、お医者さんのほうで苦労しながらしていただいております。そのときに、簡単にちゃんと受付できるのがやはり資格証です。前の国民健康保険証、後期高齢者医療保険証のような紙の保険証なんです。簡単なんです、すごく。そういう意味で、まだマイナ保険証には手が届かない、使い切れない高齢者がたくさんいるということを書いていただきたいということをもう1回健康課長にお願いしたいんです。

それから、もう一つ、さっき言った、医療情報、それから緊急連絡先などの書かれた医療情報キット、そういうのを、あと、そういうものを買う必要はないのかもしれないんですけど、

そういうものを体の弱い後期高齢者の方に、民生委員などと力を合わせて、救急隊が来たらこれを見てくださって言えば分かるよねみたいな、つくっておこうよねと言ってつけておくのを手伝っていただく必要がないか。成人福祉課長にお聞きします。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

質問の趣旨を明確に発言してください。よろしくをお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） もう1回言わせていただきますが、健康課長でいいんですけど、後期高齢者医療保険証の資格証を。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

ただいまの審査は令和8年度予算、新庄市についてのでございます。議題の範囲を超えていますので注意してください。よろしいですか。はい。それを踏まえて。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 先ほども言いましたが、204ページの1の1の一般管理費、後期高齢者医療保険証発行に関わっているんです。ここで資格証を後期高齢者にはまだまだ必要でないかということを県に言っていただきたい。どうですかということです。

それともう一つは、救急隊員に伝わりやすいよう、後期高齢者は特に、体の弱い方は特に、独り暮らしの方は特に、医療情報、緊急連絡先などの救急隊員に伝わってほしいものを設置させる手伝いなどが必要ではないか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 繰り返しになりますが、後期高齢者の皆様の資格確認書の送付に関しましては、国・県の方針に基づいて発行されるものと認識しておりますので、変更があった際には、

周知のほうは市町村、自治体が努めてまいりたいと考えております。

また、救急搬送キット等の御質問でございですが、救急搬送症例に係る事案ということの対応だと思いますので、後期高齢の中で検討するのは難しいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 健康課長は、県の後期高齢者医療保険連合会の会議などに参加して意見を述べるということとはできないんですか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 各市町村の所管課長は県の連絡調整会議として参画いたしますが、方針、取扱い、条例改正、そういったところは市町村全首長が理事となりまして、総会で決定されるものであります。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） つまり、市長が理事として、意見言っていただけませんか。どうですか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

鈴木法学委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 これまでの取扱いについての事務レベルでの打合せ、意見というのはございますけれども、そういった方針に係る直接的な意見を申し述べる連絡調整会議ではございませんので、そういったところを本市から申し述べるような資料、そういったところも持ち合わせておりませんので、意見を述べるというのは難しいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市長にお尋ねしますが、理事として参加していて、意見を言うということは大事なことの様な気がするんです。特に、市長は吉村県知事と非常に親しくしているわけで、しゃべれるわけですよ。ぜひ言っていたきたいと思いますが、どうですか。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

ただいまの質問は本予算の質疑と違うと認めますので、この件についての答弁は必要なしと判断いたしますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） では、質問にしないで要望だけ言わせていただくことになりますが、令和7年度、後期高齢者の皆さんに資格証を配ることになった。これはやはり皆さんがいろんな立場から必要じゃないかって言った結果だと思うんです。そういう意味で、来年度についても、やはり今の利用状況から見て、後期高齢者の状況から見て、必要だというふうに皆さんがあらゆる立場で言うことが、国にも少し影響を与え、県にも影響を与え、連合会にも影響を与えるので、そういう立場で皆さんで、議員がもしなったら言うべきだろうなあって思います。以上です。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号令和8年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 御異議がありますので、表決システムにより採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり決することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

鈴木法学委員長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票。賛成多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号令和8年度新庄市水道事業会計予算

鈴木法学委員長 次に、議案第12号令和8年度新庄市水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 9ページ、20節の工事請負費についてお尋ねします。

令和7年度当初予算では、この工事請負費は3億2,000万円ほど計上されておりましたが、令和8年度では1億8,000万円ほどとなっているようです。節の明細の中で、畑送水ポンプ場水道施設災害復旧工事とありますけれども、この工事についてはいつ頃までの完成を予定していますか。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいまの畑送水ポンプ場の件についてお答えいたします。

こちらの工事につきましては、令和7年度からの繰越しも含めた債務負担の工事という形になっておりますけれども、令和8年度の降雪前までには終われるような形で今のところも考えていますけれども、そういった状況であります。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

鈴木法学委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 水道事業の中で災害復旧工事はその他まだあるのかどうかということと、外とありますけれども、主な工事としてどのようなものを予定されているか教えていただきたいと思います。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 災害復旧工事につきましては、この1本のみでございます。

そのほかの工事といたしましては、水道施設のテレメーター装置光回線化工事というところが大きなところで3,720万円ほど、あと高田地区の配水枝管の布設替工事ということで、こちらは2,300万円ほどというふうな形の工事が主な内容となっております。

以上です。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第12号令和8年度新庄市水道事業会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算

鈴木法学委員長 次に、議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

11 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

11 番（新田道尋委員） それでは、1か所だけ質問させていただきます。

31ページ、1款1項1目の2にあります升形川雨水幹線解析調査業務委託料外というところで3,870万円と、その下の工事請負費に3,680万円というふうなものが記載されております。この内容は主要事業の14ページに事業費が3,700万円というふうに載っています。ここを見ますと、升形川雨水幹線の解析調査業務の委託料外というふうなことになっていまして、数字がこっちと合わないんですが、その下の工事請負費3,680万円というふうに関連性がある事業が載ってございます。

それで、まず、この地区は、以前からかなり何回も雨水の増水ということで東山アンダーの通行止めを何回も繰り返してやっていて、雨水の

排水処理ということで、非常に新庄市としても、いかなる方法でこれを解消するかということで非常に悩んだ場所でありまして、特に、一昨年の7月の集中豪雨によって大変なあの地区の住民の方々に、雨水が排水できなくて水害をもたらしたというふうなところでございます。この部分は、かなり何年も前から相当、いかにしたらいいかということで、新庄市そのものが、私どもも含めて悩んだ場所であって、対応の仕方がはっきりと見えなかったということで今まで来たわけです。今回初めてようやく、みこしを上げまして、ここを何とかしなきゃならないということで調査に入るといふうなこの事業の内容だと思うのですが、申し上げたいのは、これに関連することの案件なのですが、さきの12月の定例会に請願が出されたというのは課長、御存じですね。これに関連して。その請願と関連する、大いに関係するわけですが、それが請願が継続ということで今回の定例会に先送りされましたので、この間の常任委員会ではその請願は採択になりました。継続ではなくてね。採択されたということは御承知かと思えますけれども、ここをですね、市民の地元の方々の災害を受けた方々が何とか復旧していただきたいというような請願の内容ですね。

ところが、これは法定外の公共物ということで、条例によってこれをカバーすることができないんだと。12月から3か月たった。

鈴木法学委員長 新田道尋委員に申し上げます。

本委員会は新庄市の令和8年度予算についての審査でありますので。

11番（新田道尋委員） 内容を聞いているんですよ、内容。ここに上がった内容を、これをどういふうに今後やっていくかということを知っているんです。

鈴木法学委員長 予算についての質疑のほうをお願いいたします。質問の内容も明確にお願いします。

11番（新田道尋委員） 関係ないことないじゃないですか。上がっているんだから。そこを聞いている、内容を聞いているんですよ。

鈴木法学委員長 ただいま下水道予算に関して質疑を求めています。

11番（新田道尋委員） ほかのことなんか聞いてないよ。下水道のこと聞いているんだよ。何でもほかのこと。

いいですか。さきの委員会では、都市整備課長に私が質問して、その3か月の間にどういふうな協議をなされたかと聞いたときに、協議した課、どこの課と協議したんだと聞いたならば、水道課がああとき入ってないんだよね。おかしいな、水道に関係あるなと私は思っていました。入っていないことですので、私は十分な審議をなされなかったんじゃないかというふうに、今この予算が上がってきたんで思うわけですよ。

お伺いしたいのは、何でもう少し丁寧にですね、関係課が対応すべきだというふうに私は思ったんですが、しなかったかということを知りたいんですよ。お伺いしたい。結果が出ないと言ったでしょ。都市整備課長。結果が出ないって、一番関係する水道課が大体その協議混ざってないということはおかしいじゃないかというふうに私は思うんです。これ新庄市の条例に基づいた対応ですので、条例を改正しない限りは、あそこは対応できないというふうなことを言われた、我々に言ったわけですね。簡単にはできないんだと。結局、関係する地元の人が半分、新庄市が半分だったらばできますよと、こういうふうに言ったでしょ。

私は、条例はいいんですけども、何でもあそこね、道路が流出して、マンホールがむき出しになるぐらいに欠損したかということであれば、激甚災害まで指定されたような豪雨があったからでしょ。流された。普通の状態でないんですよ。そういうことはやっぱり市民の立

場に立てば、十分に皆さんがですね、執行部として協議、検討するのが当たり前だと私は思うんですけども、なされてないのは、私から見るとそうなされてないと。何で下水道が抜けたんだか、そこを聞きたいんですよ。

この問題はですね、さっきも言ったとおり、条例にも関係するということになれば、総務課から財政課、総合政策課、農林課、都市整備課、水道課、私から見ればこのぐらいの。

鈴木法学委員長 新田道尋委員に申し上げます。

請願についての質問ではなくて、下水道会計についての質問をお願いします。

11番（新田道尋委員） 請願でないよ。請願なんて言ってないよ。そういうふうな対応がまずいって言うてるんですよ。何でしなかったかっていうことを聞いているんです。水道の問題ですよ。水道課が中心になってこのあれを解決していかなければならない。

鈴木法学委員長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

鈴木法学委員長 休憩を解いて再開いたします。

成人福祉課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、大野智子。

鈴木法学委員長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 先ほど佐藤委員のほうから質問のありました件についてお答えいたします。

今日現在、介護保険の認定の申請件数ですけども、2,101件、うち非該当となっているのが10件となります。

以上です。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 先ほどの新田委員の質問にお答えいたします。

予算書31ページ、1款1項2目管渠建設改良費（雨水補助）のうち委託料について、升形川雨水幹線解析調査業務委託料外について御説明申し上げます。

まず初めに、こちらの解析調査につきましては、河川と雨水幹線の関連性の調査ということになりますけれども、一級河川の升形川と準用河川の矢目田川、さらに升形川雨水幹線の工事の関連性等のメカニズムを解析調査を行いまして、その関連性の結果を踏まえ、効果的な内水処理方式の検討を行っていくというふうな内容になっておるわけでございますけれども、主な検討の概要といたしましては、堤防のかさ上げ等とか、また、雨水排水計画の見直し、新たな放水路の整備、また、地区外からの流入の抑制、あとは遊水機能というふうな形とか、様々なことを検討しながら、その中で一番効果的な対応策として何が一番合っているかというところの解析調査を行うというふうな内容になっております。

また、あわせまして、今年度まで実施しました内水浸水想定区域図が完成したことに伴いまして、そちらを事業計画に反映するための業務委託が1,700万円ほどございまして、それと合わせますと、合計の委託料といたしまして3,870万円というふうな内訳になっております。

以上であります。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） 私の質問は、その工事の内容を伺ったのではないんですよ。この事業というのはかなり前から懸案になっていまして、ちょっと雨量が多いときには必ず東山アンダーが通行止めになるぐらいの浸水があったわ

けですよ。これを何回も経験して、その排水をいかにするかということで非常に担当課が苦労してきたはずなんです。排水設備を調整する、能力を上げるとかいろいろなことを検討しましたけれども解決しなかった、あそこには奥羽本線の下ということで、単独で市でどうこうするというのは非常に難しいところだということは認識しております。それから、今までも、排水ということで下水道課が関連しまして、矢目田川の排水をどうするかということを工事をしながら解決しようとしたのも十分私も存じております。ですが、それでもどうにもならなかったというのが24年の豪雨だったわけですよ。

私が言いたいのは、この豪雨というのが一番問題だったわけですよ。想像もしないような雨が降ったということで。国では、ですから、激甚災害に指定されたわけですから、それぐらいの雨量があったということは言えるわけですね。もっともふだんの雨量さえ排水できないような状態の中でそれがあったものだから、道路の欠損ができたというのが大きな問題があるわけです。それをどういうふうにやっていくかというのは、引っかかるところが、条例に定めた文言でいけば、手をつけられないような状況になっているわけです。ですから、12月の定例会で協議した件がですね、今まで3か月引き延ばしになった。その約3か月の間にどういうふうに協議をなされたかということを、この間開かれた常任委員会でも聞いてみたところ、関係する課が集まって協議を重ねましたけれども、いい方法が見つからなかったというふうな報告があったわけですよ、我々に。そのときの、ですから、先ほども申し上げましたが、下水道課が入っていないというのが不思議だったんですよ。関係ある課というのは聞いてましたんですが、何であるときに、関係課というのに下水道課が入らなかったかということが、分からないんだからさ、判断できない。ところが、今回の予算に

ぽっとね、主要事業ということで上がってきた。これ見つけて私も怒ったんですよ。最初から気がつけばよかったけども、常任委員会するときに見つけなかった、まだ。今までは主たる関係課が都市整備課ということですから、そういうものかなという思いで対応してきたんですよ。それが下水道が入ってきたからおかしいんじゃないかというのが私の質問の内容なんです。何でだろうかと。どうしてそうなったんだろうかと。

結局、一番はっきりしているのは、条例に定めたとおりにしかできないというふうなことだったんでしょ。これも分かりますね。条例変えてまでするようなものでもない。ただし、豪雨災害というのは、しょっちゅうあるものでない。激甚になっていることもあんまりない。当たったわけですよ。そういうふうなときの対応は、条例の扱いというものはどうやるべきかということを、関係課で私はね、協議していただきました。そこへ一番関係ある下水道が入ってなかったっていうのはちょっといただけないんですね。おかしくないかって私は執行部に聞きたいですよ。全体的に。関係する課といえばやっぱり総務から始まって、財政、総合政策、農林、都市整備、下水とこういうふうにならないでしょ。その間でこういうふうな案件を取扱いをどうすればいいかということを私は協議していただきましたかったんですよ。それが抜けてですね、予算にだけ出てくるというのは納得いかないと。いつからこれ計画されたんですか、課長。この計画。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 これにつきましては、オータムレビューに間に合わせるために、早急に都市整備課と協議しながらつくってきた中の一つの予算であるわけなのですけれども、あくまでも河川等につきましては都市整備課、あと雨

水排水路につきましては上下水道課というふうな大きな担当というような形で分かれているわけなんですけれども、どちらが主体となってこういった計画をするに当たっても支障はないと思うんですけれども、今回、国の補助事業を使ってというふうになりますと、下水道事業でしかそういった補助メニューがなかったということで、その辺の財源の関係もございまして、上下水道課が担当課となって予算を計上したというふうな流れであります。

また、最終的な検討の結果、こういった事業が一番適しているのかというのは、今後その調査結果を待って、一番最適な事業に結びつけていきたいなというふうに考えているところであります。

以上です。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） 今、課長の説明聞いてよく分かりました。

移ったのは分かったんだけど、話としては、都市整備課と話をしながら進んだということでしょう。だとすれば、その3か月の間の協議の中で、下水道も入ってしっかりとしたね、こういうふうな方法でいくんだという方向性を示すまでに協議というのはなされなきゃならないんじゃないかと私は思うんですけれども、何でその会議に参加しなかったんですか。下水道課は入らなくてもいいと言われてるんですか。そこら辺ですよ。何で都市整備課長、交ぜなかったんですか。そんな話が内々でできたとすれば、第二庁舎で上と下ですぐ、いつでも話ができるんじゃないですか。そこら辺ですよ、やっぱり。執行部として。

山科朝則市長 委員長、山科朝則。

鈴木法学委員長 山科市長。

山科朝則市長 委員から様々な御意見をいただきました。ただ、こちらに出ています予算書の関係

は、まず、矢目田川の構造、升形川の構造を直すというふうなことの予算を御提案したわけでございます。

その中で、思いは思いとして受け止めますけれども、それを一緒にはちょっと議論できないというふうに思っていて、災害の復旧と、それから、公共物のあるべき姿というのはまた別の議論だというふうに認識しておりますので、ここは、まず、新庄市として水害、雨水排水による様々な要因を調査して、そして、しっかりと取組を進めていくということで御提案しているところでございますので、その経過について、おかしいとかと言われましても、我々提案をするまでの間のプロセスというのはいろいろあるわけでありまして、その中で今回御提案をしたというふうなことが全てでございます。ひとつ御理解をください。

1 1 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

鈴木法学委員長 新田道尋委員。

1 1 番（新田道尋委員） 今市長が申されたとおりですね、分かるんですけども、ある程度の経過というのは我々だって知る権利があるわけですよ。なぜかっていうと、これ言うとまた委員長に止められますけれども、請願という形で末広町の皆さんが非常に何回も協議を重ねながら心配して上げたのが請願です。請願の内容には言えませんから、ストップしないでください。そういうふうなね、市民が困っているところに耳を傾けないなんていう行政のありようを、私どもははじめとして市民の声というのを十分に聞くということが第一条件になっている。議員としてはね。それを見逃すわけにいかない。ですから、十分な協議がなされたかどうかというのが私は聞きたかったんですよ。ところが、何回も同じことを言うようなんですけれども、肝腎の下水道が入ってないなんて、そんな行政であってはならないというふうに思いますよ。

経緯というのは、やはり途中であっても多少

はね、私は関係する委員会だから、委員会のほうに協議でも何でも、協議会でもいいんですけども、一言ぐらい話があってもいいんじゃないかというのが私の意見なんです。何もなかったから、だから、こういうふうな質問になってしまうんですよ。

今後いろいろあろうと思うんですが、ただの降雨ではなかったということは皆さんも御存じだと思うんです。激甚というふうな大変な豪雨があったから起きたことが発端となっているんです。それをね、対応していくのがやっぱり行政としての役目だと私は思いますよ。市民が困っているんだから。あんまりそこで言うともた、そっちに入っていったって止められますけれども、やめますが、中身はそうなんです。ね。だから、重要な案件であるから、もう少し慎重に私は対応していただきたいかったなというのが今発言しておる趣旨なんです。

大体分かりましたからいいですけども、これは長年の念願なんです。あそこの地区だけではなくて。末広町だけの問題ではないんです。新庄市の全体として非常に難しい場所なので、簡単にはいかないんです。奥羽本線が走っているから。なおさら。下手に打合せできないんです。JRの土地に勝手に穴を開けたりなんできないでしょうが。慎重な対応が望まれるということなんです。

それから、内容は分かりましたから、大変でもこういうふうな方向に入っていくってことは非常に喜ばしいことで、問題解決、近々できるんじゃないかということが予想されました。

以上で終わります。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 今ほど新田委員のほうの熱い内容をお聞きしましたので、大体この地

区に対する経緯というのは分かっていたかと思いますが。この東山、末広町というのはやはり、この地区は浸水対策事業というのは非常に必要な場所だったと思います。近年、非常に多発しましたこの豪雨災害を踏まえて、重要なこの事業を令和8年度に調査という段階で入ったのかなと理解しておりますが、そこで伺いたいと思いますけれども、この調査から始まって、今後、この地域における想定される実工事に入った場合の概算の規模、どのぐらいを想定して進めていくのか。

それから、今回の予算では2分の1の国の補助というような捉え方をしておりますけれども、今後ずっと進んでいった場合に、ずっとこの国・県補助、この財源構成でそのままいけるのかということをもまず2つお願いします。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まずは、来年度のこの予算におきまして、先ほども申し上げましたけれども、どういった手法、施工方法が一番この地区に合っているかというところをまず見つけるということが来年度の目的となっております。

その中で、どの工事をするかという内容につきましては、当然、下水道事業であるのか、または河川事業になるのか、これが県事業になるのか、その辺も全然分からない状況でありますので、その辺の一番効果的な整備手法というのをまず来年度の予算の中で見つけていって、その中で事業費をまず見つけながら、当然それに見合った補助メニューも探しながらというふうな業務内容になっていくというふうな予定であります。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 申し訳ございません。
款項目言っていませんでしたが、予算書31ページ、先ほど新田委員が出したページと同じです。
1 款の建設改良費で2 目の節の説明の中の升形川の件でございます。主要事業の14ページも出ておりますので、こちらのほうがはっきりすると思います。

それでは、今課長がおっしゃいました今後の予定というのはまだまだこれから調査段階だということで、ただ、先ほど新田委員もおっしゃったように、ずっと長いことこの地域というのは非常に災害が多かったということは重々承知の上での調査だと思います。今後、このずっと調査だけで、また立ち消えするようなことないように進めていただきたいと思います。新庄市は複数の浸水リスクというのが、その箇所があるのは御存じかと思います。これが存在する中で、今回この令和8年度において、この地区を優先的に進めようと、調査して優先的に進めようと始まった理由をお聞かせください。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 こちらの地区につきましては、度重なる豪雨によりまして、そのたびに浸水しているという地区でございました。令和5年までに矢目田川の下流のJ Rの下というところがどうしても抜くことが難しいというところから始まりまして、バイパスといいますか、升形川のほうに途中で排水すると、J Rの上流でも排水するというふうな工事を終わらせて、ある一定程度の解決に向けたのかなというふうには思っていたところだったんですけれども、その翌年の令和6年7月の豪雨の際には、ちょうど1週間前ぐらいの大雨に当たっては何とか耐えたというような形だったんですけれども、この一番最終的な7月25日の豪雨のときは、さすがに水路があふれてしまって冠水してしまったというふうな状況でございました。こういっ

たことで、その都度、一応現場のほうでは対応してきたというふうな考えではいるのですが、また新たにそういった豪雨の際には、被害がこんなに大きくならないようにするにはもう少し別の方法があるのではないかとというところがありまして、この地区についての調査解析については優先したというふうな状態であります。よろしくお願いします。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

鈴木法学委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 分かりました。

ということは、今課長の答弁では、まず、新庄市において、まず第一優先としてこの地区を取りかかるということによろしいですか。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 今のところはそういった状況で計画しているというところでございます。よろしくお願いします。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） 私もこの31ページの1 款1 目1 節の升形川雨水幹線解析調査業務委託料、主要事業の14ページ、東山、末広町地区の浸水対策事業について、私なりにちょっとお聞きしたいと思います。

今まで新田委員、同僚の山科委員が質問していますけれども、これに関しては恐らく今ここにおられる17人の委員は、皆やはり災害のことを周知していると思います。ということは、今は辞めました東山地区の下山議員が、本当にこの地区の災害を憂いて、矢目田川の改修を何とかしてほしいということを何回となくこの席で言って、ようやく矢目田川の改修になったわけですね。しかし、改修はしましたけど、ここにある内水によりのめなかったということで、このような今回のような事業が、3,700万円ほ

どですか、つけられたと思うのですけれども、私が聞きたいのは、課長が先ほど言いましたけれども、下水課と都市整備課の問題ばかりではなくて、ちょっと私気になったのは、あの地区は毎年出水しています。その中で水田貯留施設の整備ってあるんですけれども、あの近辺、恐らく農振から外れておりますよね。農振から外れた場合、農林予算ってこれなるんだべかね。どういう水田の貯留施設の整備等を考えているのか、現段階で。これだけ分かればちょっと、私も農家ですので、ある程度考えているとすればお聞きしたいと思います。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいまの小野委員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども何項目か検討の概要ということで話し申し上げましたけれども、その中の一つということではあるのですが、具体的な農地をどうするかというふうなところまで考えているわけではございませんけれども、確かに上流側のほうには、今現在、水田といいますか、沢田的なところはあるわけなんですけれども、そこで何かできるのかというのも当然一つの検討材料とはなります。

そのほか、先ほども申し上げましたけれども、直接河川の堤防のかさ上げが適しているのかというところとか、あとは強制排水というような形で一旦貯留してから強制排水ポンプ施設を造るとか、そういったところも当然様々検討していくわけですが、具体的なそういった田んぼダムというふうなところで限定しているわけでは今現在ではないというふうな状況でございます。

以上です。

17番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

鈴木法学委員長 小野周一委員。

17番（小野周一委員） やはり私もあそこは地

元ですので、大体分かります。やはり一番ひどいのは、すいません。やはり体育館の駐車場がありますね。あそこ整備されておりますよね。そうすれば、あそこに雨降ったのが全部やはり、路面がコンクリなものですから、即流れるんですよ、あそこね。やはりためておくことができないんですよ。

あともう一つは、沢があります、あそこ、何本もね。恐らく課長が言うのは、水田貯留施設の整備というのは、私は沢を何とかしたいという思いでここに書かれたと思うのですけれども、しかし、あの沢を止めてというか、一時的に止めてするってことは相当な工事ですよ。前は中村電気の上のほうにありましたよね。あれもなくなりましたよね。あと、もう少し野球場のほうも沢ですよ。本当にこの事業、大事業です、本当にこれは。そうしなければ、あその東山地区から流れる、末広町のかいわいに流れる水というのは、降るたびやはり、想定外というやっぱ言葉を使ってもらいたくないようなやはり災害が毎年起こると思います。やはりそういう面で、この事業というものを徹底的に調査をしていただけますことを私からお願いいたします。私の発言いたします。よろしくお願いします。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 下水道事業の予算の中で、新庄市下水道事業経営戦略というのをつくるのは、予算のどの部分になるのか教えていただきたいと思います。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいまの委員の御質問にお答えしますが、経営戦略につきましては、今年度の予算で策定しております。

また、それの中で料金の改定についても一部

触れておりますけれども、そちらにつきまして
は令和8年度の改定作業というところで今準備
を進める予定としておる状況でございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 令和8年度は改定され
ないということでもいいということですか。令和
9年度から改定ですか。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 令和8年度につきまして
は料金の見直しについての事務的な作業を行
いまして、令和9年度からの値上げを今のところ
は想定している状況であります。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 令和8年度は見直しに
ついての事務事業をなさると。予算ではどこで
すか。何ページ。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 こちらにつきましては、
あくまでも直営といいますか、料金の見直しで
ありますので、特段委託とかそういったところ
に経費は出てはきませんので、言うなれば人件
費の部分というふうにしかお答えできないと思
います。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 令和8年度の人件費で、
直営で令和9年度の見直しについて進めていく
ということになっているようです。そういう意
味で、新庄市の下水道事業経営戦略についてお
尋ねさせていただきます。

令和9年度から、今のところ、この戦略によ

りますと、使用料を18.2%の大幅値上げを戦略
で提案されております。年間6,100万円の増収
見込みというふうに出ているようです。この値
上げはなぜしなければいけないのか。願いまし
ます。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいまの御質問にお答
えしたいと思います。

まずは、公営企業会計である下水道事業にお
きましては、経営に要する経費は経営に伴う収
入、いわゆる使用料になるわけですが、
こちらをもって充てるとことの独立採算制
が原則となっております。これからの人口減少
による使用料の減収ということは当然見込まれ
るわけですので、持続可能な下水道事業として
いくためには、こういった使用料のまず見直し
というものが必要な要件になるというふうに認
識しております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 独立採算制だから、一
般会計からの公費負担、また基準外繰入金は認
められないということですか。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 一般会計からの繰り出し
につきましては、当然、基準内で認められてい
る部分もございます。それでも足りない場合は、
基準外という形でも補填していただいている状
況でありますけれども、こちらについて、先ほ
ども申し上げましたけれども、人口減少、これ
からまた加速していくという中で、だんだん使
用料も減ってくるという中で、今の繰入額をま
たさらに上回るような一般会計からの繰入れと
いうのを幾らかでも抑制していくというふうな
努力がこういった独立採算の考えの中では必要

であるというふうに私は認識しております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 公営企業繰出金については、課長おっしゃるように基準内の繰入れ、基準外の繰入れ、これは総務省で認めているということですね。

おっしゃるには、今、使用量がだんだん少なくなっているんで、これ以上の繰り出しは無理なんじゃないかということで18.2%の値上げをさせてもらうんだというお話のようです。

そういう意味では、独立採算性を強調されていますが、公営企業繰出金ということで国のほうでも基準内の繰入れはもちろん、基準外の繰入れも必要なんだというふうに認めているわけです。そして、さらに今般、最近は水道料金が、基本料金、国の物価対策で4か月間基本料金ゼロにするんだと言ってくださったわけです。これは国の公費です。そういう意味では、市民が今物価が上がって賃金が上がらない中で、何を削って暮らしたらいいんだろうかってみんな悩んでるわけなので、そういう意味では、それは災害にも匹敵するような、市民にとっては大変な今生活状況です。そこにこれから下水道料金を値上げされるというのは、市民にとって苦しまれるっていうか、生活が厳しくなる。特に基本料金が上がることは、節約しようがない。一番節約に頑張ってる暮らしでいらっしゃる年金、僅かな年金生活、生活保護あるいは低所得、この方々は、基本料金は必ず納めなきゃならない。その部分が30%も上がったら、ますますひどい生活になるわけで、そこは本当は基準外繰り出しなどでも認められているものとして一般会計で補填し続けることは十分できるんじゃないんですか。新庄市で。上げなくても。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 今現在でも当然基準外の繰出金を当然頂いているような状況でございます。こちらがさらにまた人口減少で使用料収入が減少するということになってきますと、こちらの額がまたさらに伸びていくという状況が当然考えられるわけなので、それの上がり幅を幾らかでも、まずは平準化していくといえますか、抑制していくといえますか、そういった努力が必要であるというふうに考えた中で、そういった形で。

あと、当然、上下水道事業運営審議会の中の答申にもありましたように、その中でもぎりぎり18.2%をまずめどにというふうな御意見をいただいたというような状況でございます。よろしく申し上げます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 一般会計での基準内・基準外繰入れ、私は十分できると思うんです。何かっていいますと、今現在、一般会計の財政調整基金が約20億円ぐらいあると。そして、これから一般財源のほうではインターチェンジ付近の道の駅とか工業団地の造成とか新庁舎の建設、こういったことをばんばんばんとやる計画でやろうとしています。こういう難しい大きなものは抑えても市民は暮らせるんです、はっきり言って。困るのは、下水道料金が上がることが直接困るんです。そういう意味では、一般会計での節約に節約を重ねた上で下水道料金を上げない、こういうことはできると思うんです。総務省ももちろんできるって言っているし、新庄市の会計を見たときも私は基金を見たときにできるし、これから大きなことをやるようなことをやめれば十分続けられると。市長、どうですか、このことについて。下水道料金を上げるなどということ。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 こちらの汚水処理に関しましては、当然、公共下水道または農業集落排水事業、さらには合併浄化槽というもののこの3つのシステムで新庄市の場合は下水を処理しているというふうな状況でございます。その中で、当然人口密度の高い地区については公共下水道で整備してきているというふうな状況でございます。

まだ今計画の途中で整備中でございますけれども、まだ整備してない地区についても、本当に公共下水道でこのまま整備するのかというようなところはございます。こちらについてはやはり合併浄化槽に切り替えた整備にしたほうが今後の維持管理についてもよろしいんじゃないとか、そういったことを様々これからも検討しながら事業を進めていくわけなのですけれども、当然、先ほども言った、合併浄化槽につきましては当然個人負担で様々設置から維持管理までやっている状況でございます。その料金と、いわゆる公共下水道、農業集落排水、そちらを使っている市民の皆様とのそういった費用負担の公平という関係もございます。

一般会計の繰り出しというのは、要は下水道が来ていない地区の方からも当然広く集めたお金になるわけでございますので、極力抑えていく。当然大きな値上げというのは負担感も大きくなりますので、その辺は少しずつ。少しずつと言いつつも、やはり税の公平というところからも、負担感というところは合併浄化槽も合わせて大体同じぐらいのところまでは許容範囲ではないのかなというふうに考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 下水道を始めた理由というのは、川などの汚れを抑える、環境を守るというところから大事になってきて、これが一般化されてくるようになりました。あと水洗化

トイレとか、生活の向上というところから、きれいな生活をするということで普及されてきたと思います。おかげで、市内の川が、かつて汚れていると言われていた川がきれいになったって言われて、新庄市民全体喜んでいるわけです。これは公共下水道などが行われてきたせいだなんて改めて感謝し、このきれいな自然を守りたいなあという気持ちで市民はいると思います。

これに、今、下水道料金を払っている市民の懐を考えたときに、少ない年金あるいは生活が苦しい人も下水道料金は払わねばならないわけです。水と一緒にですから、これを使わないで暮らすことはできない。そのぐらい大事な上下水道です。節約しようにも基本料金はできないんです。基本料金だけは必ず払わなきゃいけない。どんなに節約しても払わねばならないものなんです。それを考えたときに、本当に年金とか生活保護とか低所得とか生活が厳しい人たちが払わねばならない基本料金を上げる、3割も上げるっていうのは、私は。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

本委員会は令和8年度予算でございます。令和9年度あるいは先の話ではなく、質疑をお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） このことを検討している人件費について、人件費と関わってしゃべっております。そういう意味では、一般会計で補填十分できるし、これを補填して上下水道を守ることが新庄市全体の環境を守ることにもつながるとも大事なもののなので、私は一般会計で出す繰出金で、それを使えるようにしていく、上がらないようにしていくということは重要なことだと思うんです。どうですか。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 公共下水道事業に対して一般会計で、基金があるので幾らでも補填できるのではないかなというふうな御質問でございますけ

れども、先ほど来、上下水道課長が説明しておりますとおり、下水道事業につきましては公営企業会計法に基づく独立採算の仕組みになっているというふうなところで、佐藤委員も質問の中で冒頭おっしゃいましたけれども、市民は何を削ったらいいか分からないぐらい我慢して生活しているんだというふうな中で、一般会計からの下水道事業会計、今、基準外繰り出しも行っておりますけれども、それ以上に出すということは、公共下水道を使っていない方々に対して、公共下水道の方々を救うために、そういう負担が厳しいとおっしゃっておられる方々に対して助けてくださいというふうなことを佐藤委員はおっしゃっているというふうな、間接的にはそういうふうなことになります。一般会計の基金というのは、全市民から負担いただいている税金を基にして積み立てているものでございまして、それを、幾らでもあるので公共下水道のためにというふうなことになりますと、繰り返しになりますけれども、公共下水道事業を使っていない方々に負担してくださいというふうなところ、それは私たちとしては、今現在一定程度の基準外繰り出しも行っておりますので、一般会計としても公共下水道を下支えはしておりますけれども、公共下水道事業会計が様々な負担が高くなっていく部分を全て多くの市民のほかの方々に負担していただくというふうなことは、これは会計の仕組みからいっても適切ではないというふうに考えておりますので、それは公共下水道事業の独立採算の中で経営戦略を練っていくというふうな方向で考えていくべきものと理解しております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 財政課長は、公営企業の企業法17条の2と3、ここ、後でもいいですからよく読んでいただきたいし、それから、総

務省の公営企業繰出金の通知があります。これも併せて勉強していただきたい。はっきり言って。公営企業に基準外繰り出しというのは大いに認められているんです。これは総務省の通知ではっきり出ております。基準内繰り出しはもちろん、基準外繰り出しもやっていいということで、総務省の通知ではっきり公営企業繰出金ということについて通知がありますから、よく見ていただきたいんです。

公営企業の独立採算制について、行政的経費というのがありまして、その性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、例えば、消火栓、それから社会的減免などの経費、これともう一つ、不採算的経費というのがありまして、能率的経営によっても採算割れとなる経費、これらを独立採算の対象から除外して、一般会計などによる公費負担にするんだというふうにされています。これが公営企業法17条2です。これの運用方針が繰出金基準として総務省の通知が示されております。この通知で、一般会計などが負担すべき費用は、公営企業繰出金として一定の財源措置がされています。その中に、例えば、このたびの地方創生臨時交付金を活用して水道料金の減免も認められました。さらに、国による財源措置が伴わない基準外繰り出しも、自治体の判断で必要に応じて幅広く行われております。公営企業法17条の3で、地方公共団体は、災害復旧やその他特別の理由により必要がある場合は、一般会計から補助をすることができるとされています。基準外繰り出しも認められているんです。

物価高騰の下で、住民福祉が必要です。下水道料金の引上げを行わないで、一般会計の繰出金で行うべきなんです。どうですか。

川又秀昭財政課長 委員長、川又秀昭。

鈴木法学委員長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 上下水道会計については独立採算で企業会計法に基づくものだというふうな

部分につきましては、先日、委員のほうに私が情報提供した内容でございます。ですので、一般会計からの繰出金は、それ相当以外の部分についてはできないんだというふうなところも申し上げたところでございます。

その上で、基準内繰り出し、基準外繰り出しにつきましては、今現在も、勉強してくださいというふうなお話ですけれども、今現在もやっているというふうなところで、上下水道課長もその分は頂いているというふうなところは先ほど来申し上げているところでございますけれども、下水道会計がどんどん歳出が膨らんでいく部分を一般会計からさらに繰り出すというふうなところは、それを使っていない多くの市民の方々に負担してくださいというふうなことを言っているようなものと同等になってくるので、それについては適切ではないのではないですかというふうなところを申し上げているところでございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 公共下水道に関わって、水洗化率は幾らですか。新庄市は。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 令和6年度末現在で88.7%、こちらは公共下水道のエリアの部分のみとなります。よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 水洗化率88%ということで、圧倒的な市民の方が水洗化してやっているということですか。違うんですか。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

鈴木法学委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 公共下水道の実際使える人口のうちの88.7%というふうになります。ち

なみに令和6年度の行政人口としましては3万2,088人。こちらに對しまして公共下水道の整備人口になりますけれども、こちらが1万8,544人でありまして、普及率としましては57.8%、いわゆる行政人口の6割弱のさらに9割程度というふうな内容になります。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

鈴木法学委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 公共下水道を使っている人は、水洗化して大変快適な生活をさせていただいております。確かに。でも、これを外して使わないことはできないわけです。そこにいらっしゃる方は。使わないっていうことはできないんじゃないでしょうか。それを使っている家になっている場合は、あるいはアパートになっている場合は。必ず下水道料金を払い、水道料金を払い、払わなければ移動することはできない。これを使わないで別のところに引っ越しでもすればあるかもしれませんが、簡単ではない。特に収入の少ない人にとっては、そんなに簡単に家屋を変えられない、家を変えられない。そういうふうに住んでいる方の中で、生活が厳しい方もおられると思います。そういう方々も含めて基本料金が30%も上がるというのは、とても苦しくてつらいことだなあって考えるんです。その部分を、市の地方行政というのは住民の福祉を充実させるというのが一番の目的なので、そういう意味からも下水道料金を上げないようにする。一般会計からの基準外繰り出しかもしれない。それは私はできるし、やるべきだと思っております。そして、値上げを抑えるということをやっているというふうに私は思います。

先ほど言ったように、20億円という一般会計の基金、自由に使える基金については、そんなにいつまでもそれだけが頼れるわけではない。やはり新庄市の一般会計を使った事業そのもの

の中に、インターチェンジ付近道の駅、工業団地造成、新庁舎建設、この何十億もかかるだろうこの大きな建設事業については慎重に行うことで、市民に直接下水道料金を上げないということは、そのぐらいのお金は出るでしょうと私は思うんです。そういうことを申し述べて終わります。

鈴木法学委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木法学委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木法学委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木法学委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 議

鈴木法学委員長 以上をもちまして、本予算特別委員会に付託されました全ての案件についての審査を終了いたしました。

ここで、予算特別委員長として御挨拶申し上げます。

令和8年度予算6件の審査につきましては、

不慣れな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑の下に審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力により達成することができたことを心より感謝申し上げます。

なお、執行部におかれましては、本委員会において出された貴重な意見等につきまして、市勢発展と市民福祉の向上のため十分に精査され、予算の適正かつ効率的な執行に最大限生かされるよう要望いたします。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午後1時55分 閉議

予算特別委員会委員長 鈴木 法 学